

# 官報号外

昭和五十七年七月九日

## 國九十六回 參議院會議錄第二十二號

昭和五十七年七月九日(金曜日)

午前十時十二分開議

○議事日程 第二十二号

昭和五十七年七月九日

午前十時開議

第一 原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とオーストラリア政府との間の協定について承認を求める件(衆議院送付)

第二 昭和五十五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使用調書(その2)(衆議院送付)

第三 昭和五十五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使用調書(その2)(衆議院送付)

第四 昭和五十五年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各厅所管経費増額調書(その2)(衆議院送付)

第五 昭和五十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使用調書(その1)(衆議院送付)

第六 昭和五十六年度特別会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使用調書(その1)(衆議院送付)

第七 昭和五十六年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各厅所管経費増額調書(その1)(衆議院送付)

第八 昭和五十五年度一般会計国庫債務負担行為総調書

第九 昭和五十六年度一般会計国庫債務負担行為

第一〇 深海底鉱業暫定措置法案(衆議院提出)  
第一一 海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一二 障害に関する用語の整理に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一三 行政事務の簡素合理化に伴う関係法律の整理及び適用対象の消滅等による法律の廃止に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一四 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一五 警備業法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一六 種苗法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一七 本日の会議に付した案件

第一 元議員青木一男君に対し弔詞贈呈の件

第一 元議員江藤智君に対する追悼の辞

以下 議事日程のとおり

○議長(徳永正利君)

○議長(徳永正利君) 議員江藤智君は、去る六月二十六日逝去されました。まことに痛惜哀悼の至りにたえません。

つきましては、この際、院議をもつて同君に対し弔詞を贈呈することといたしたいと存じます

が、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

同君に対する弔詞を朗読いたします。

〔総員起立〕

参議院はわが国民政治発展のため力を尽くされ特に院議をもつて永年の功労を表彰せられまさに運輸委員長の要職につかれた國務大臣としての重任にあたられました議員正三位勲一等江藤智君の長逝に対しつつしんで哀悼の意を表しうやうやしく弔詞をささげます

弔詞の贈呈方は、議長において取り計らいま

す。

○議長(徳永正利君)

瀬谷英行君から発言を求められております。この際、発言を許します。瀬谷英行君。

〔瀬谷英行君登壇〕

○瀬谷英行君 本院議員江藤智君は、去る六月二十六日早朝、都内中央鉄道病院において心不全のため逝去されました。

顧みれば、昭和五十五年の参議院選挙直前、演説中に倒れられ入院をされました。厳しい選舉を

ません。

同君に対しましては、すでに弔詞を贈呈いたし

ました。

〔総員起立〕

参議院はわが國民主政治發展のため力を尽くされ特に院議をもつて永年の功労を表彰せられさ

きに予算委員長大蔵委員長等の要職につかれま

た國務大臣としての重任にあたられました元議員従二位勲一等青木一男君の長逝に対しつつし

んで哀悼の意を表しうやうやしく弔詞をささげ

ます

われであると信するものであります。

その後御病氣も快方に向かわれ、昨年二月十三日、本院における永年在職議員の表記に際しては、この壇上で元気に謝辞をお述べになりました。われわれ一同喜びをともにし、心から祝福を

送り、一日も早い御回復を祈念いたしました。

思えばあのときの元気なお姿がこの議場でお目

にかかった最後となりました。

私たちの願いや御家族の必死の御看病にもかか

わらず、ついに幽明境を異にせられました。まこ

とに痛惜哀悼の念にたえません。

私は、皆様の御同意を得て、議員一同を代表

し、正三位勲一等、故江藤智君のみたまに対し證

んで哀悼の言葉をささげます。

江藤智君は、明治四十年一月、山口県下関市で

お生まれになりました。第三高等学校を経て昭和

四年、京都帝国大学土木工学科を卒業、鉄道省に

奉職され、鉄道技術者として要職を歴任され、昭

和二十七年には京都大学より工学博士の学位を授

与せられました。また、日本藝術會議代表として

欧米各国に出張され、國際社会においても多彩な

活躍をされております。

わけても昭和十六年、東京一下閑間に当時とし

ては画期的な彈丸列車計画の着工が帝國議会によ

り議決されました。あなたは選ばれてこの計画

に参加され、みずから脚綱を巻いて沿線各地を踏

査の上、ルートの選定、駅の調査に心血を注がれた

のであります。この計画は太平洋戦争の推移に

よつて一時中断のやむなきに至りましたが、この

とき建設された新丹那トンネルと二百万平方メー

トルに及ぶ買収用地は、今日の東海道新幹線建設

にそのまま役立ち、その華々しい成功の礎を築く

こととなりました。

戦後の鉄道は、戦災と物資の不足、多年の酷使

により疲弊の極にありましたが、あなたは施設局

の要職にあって文字どおり縁の下の役割りに甘ん

じ、焼け野原となつた駅舎周辺の復興、高架工事の推進、操車場の近代化等、國鉄輸送力の回復に全力を傾けられました。きわめてじみちな分野における活動ではありましたが、戦後の日本の復興に果たされた御功績の偉大さを私どもは忘れることができません。

昭和三十一年、多くの有志に推されて全国区候補者となり、みごと初当選をされました。が、自來、連續五期当選といふ輝かしい偉業を達成されました。その間、経済企画政務次官、参議院運輸委員長、そして運輸大臣を歴任され、さらに自由民主党の党務の面でも、一度にわたる国会対策委員長を初め政調、総務等数多くの要職につかれました。

また、昭和四十年には政府派遣のアフリカ横断鉄道計画調査団長としてザイール国に赴き、日本円借款による鉄道建設計画に着手いたしました。現在ザイール川に世界最大の規模の橋梁建設が進み、國鉄技術者を初めとする日本人の手によって昭和五十八年には完成が見込まれております。これもアフリカに残されたあなたの大きな足跡となるでしょう。

振り返れば十七年前になりますが、同じこの年の秋、あなたと現在は福島県知事をしておられる松平議員と私の三名が運輸委員会の派遣で東北地方を回りました。視察の最終日、仙台で記者会見をいたしましたところ、東北地方における交通政策の立ちおくれが強く指摘されました。当時、東海道新幹線が開業し、次の目標が山陽新幹線となつておりましたが、東北本線に至つては在来線の複線も電化もいつ完了するかわからない状態でした。このときの仙台の人々にとって東北新幹線の実現は見果てぬ夢にも等しく、それだけにせつない願望はわれわれの胸を痛つきました。

しかしながら、今年六月二十三日、待望久しかつた東北新幹線は、みちのくの人々の熱い思いを込めて華々しくスタートを切りました。この日

から三日後に、あなたは七十五年の生涯に別れをお告げになつたのです。私には、あなたが必死の闘病生活の中で、みずからその礎を築かれた新幹線の北の国への旅立ちを見届けられ、かかる後にまた閉じられたような気がしてなりません。

今日、厳しい国家財政の中で、国鉄の財政再建や交通政策の方向も避けて通ることのできない重要な政治課題となつております。すぐれた技術者であるとともに卓越した政治家としてのあなたの識見に期待するところ今日ほど大なるときはない 것입니다。この大事なとき、あなたの失ったことは、御家族の御心痛ももちろんではございませんが、私どもにとりましてもまことに残念と申すばかりません。

与野党的立場の違いから、長い間には激しく対立し激突することも一方ならずありました。それでも後から、お互い日本人だからたまう同士ではない、仲よくしよう、ずいぶん勉強になったよと述懐をされました。いや、教えられたのは私の方です。先輩議員として多くの御指導を賜りましたことを改めて御礼申し上げます。

江藤先生、本当にありがとうございました。内外多岐にわたるあなたの業績をしのび、院を代表し謹んで御冥福を祈り、哀悼の言葉といたします。

○議長(徳永正利君) 日程第一 原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外務委員長稲嶺一郎君。

#### 審査報告書

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

の締結について承認を求めるの件

右は多數をもつて承認すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十七年七月六日

参議院議長 德永 正利殿  
外務委員長 稲嶺 一郎

参議院議長 德永 正利殿  
衆議院議長 福田 一

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十七年六月十五日

日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

日本国政府とオーストラリア政府との間の協定

日本国政府が千九百七十二年二月二十一日に原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とオーストラリア連邦政府との間の協定に署名したことを想起し、

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とオーストラリアとの間の友好協力基本条約に留意し、

日本国及びオーストラリアの両国が千九百六十八年七月一日にロンドン、モスクワ及びワシントンで署名のために開放された核兵器の不拡散に関する条約(以下「不拡散条約」という。)の締約国である非核兵器国であること、両国政府が不拡散条約の目的を支持していること及び両国政府が不拡散条約への参加が普遍的に行われるることを促進したいとしていることを確認し、

原子力の平和的利用における協力を行つたものと定めることを希望し、

また、長期的な原子力計画における必要性及び予見可能かつ実際的な態様による原子力の平和的利用の分野における長期的な協力のための取極を作成することを希望して、次のとおり協定した。

### 第一条

両締約国政府は、この協定並びにそれぞれの国においてそれぞれの時に効力を有する法令、許可要件及び行政上の手続に従うことを条件として、両国における原子力の平和的非爆発目的利用のため、次のように協力する。

- (a) 両締約国政府は、専門家（科学技術の分野における専門家を含む）の交換による両国の公私の組織の間における協力を助長する。日本本國の組織とオーストラリアの組織との間ににおけるこの協定に基づく取決め又は契約の実施に伴い専門家の交換が行われる場合には、両締約国政府は、それとこれらの専門家の自國の領域への入国及び自國の領域における滞在を容易にする。
- (b) 両締約国政府は、その相互の間、その管轄下にある者との間又はいかれか一方の締約国政府と他方の締約国政府の管轄の下にある者との間において、合意によつて定める条件で公開の情報を提供し及び交換することを容易にする。
- (c) 一方の締約国政府又はその管轄の下にある認められた者は、供給者と受領者との間の合意によつて定める条件で、核物質、資材、設備及び機微な技術を他方の締約国政府又はその管轄の下にある認められた者に供給し又はこれらから受領することができる。
- (d) 一方の締約国政府又はその管轄の下にある認められた者は、この協定の範囲内において、提供者と受領者との間の合意によつて定める条件で、他方の締約国政府又はその管轄の下にある認められた者に役務を提供し又は

これらから役務の提供を受けることができ

る。

2 両締約国政府は、また、原子力の平和的非爆発的利用のため、1に定める方法以外の方法により協力することができる。

### 第二条

1 次に掲げる物は、2から5までの規定に従うことを条件として、この協定により規律される。

- (a) 直接あると第三国を経由してあると見る。
- (b) 千九百七十二年二月二十一日にキャンベラで署名された原子力の平和的利用における協力のための日本国とオーストラリア連邦政府との間の協定の終了の時にいづれかの締約国政府の管轄内にある同協定の範囲内の核物質及び設備
- (c) この協定により規律される核物質から化学的若しくは物理的な処理若しくは同位体分離によって調製された核物質又はこの協定により規律される核物質から照射によって生成した核物質。ただし、このようにして調製され又は生成した核物質のうちこの(c)に該当するとみなされるものは、その調製又は生成に当たつて使用された核物質の総量と当該調製又は生成に当たつて使用されたこの協定により規律される核物質の量との比率に応じたものに限るものとする。
- (d) この協定により規律される設備において又はこれに関連して調製され、生成し又は使用された核物質
- (e) 受領締約国政府又は受領締約国政府との協議の後に供給締約国政府が、この協定により規律される機微な技術を利用して設計され、建設され又は運転されているものであると指
- (f) 受領締約国政府又は受領締約国政府との協議の後に供給締約国政府が、この協定により規律される(a)又は(b)に掲げる設備であつて核物質の濃縮若しくは再処理又は重水の生産に関連するものに直接基づく重要な技術を利用しているものであると指定した核物質の濃縮若しくは再処理又は重水の生産に関連する設備。この場合において、「重要な技術」とは、核物質の濃縮若しくは再処理又は重水の生産に不可欠かつ特有の技術をいうことが了解される。

- 2 両締約国政府がその移転に先立ち文書により受領締約国政府が通告した場合にのみ、この協定により規律される。
- 3 (a) に掲げる核物質、資材、設備及び機微な技術は、供給締約国政府がその移転に先立ち文書により受領締約国政府に通告した場合にのみ、この協定により規律される。
- 4 1(a)に掲げる核物質、資材、設備及び機微な技術は、第五条1(a)の規定に基づきいづれかの締約国政府の管轄の外に移転されるまでの間、これからこの協定により規律される。
- 5 (a) 1に掲げる核物質は、消耗したと、保障措置の適用が相当とされるいかなる原子力活動においても使用することができないような態様で希釈されたと又は实际上回収不可能となつたと決定された場合には、この協定により規律されないこととなるものとする。1に掲げる核物質がこの協定により規律されないことをとすると、(b)に記載された場合も、同様とする。1に掲げる資材、設備及び機微な技術は、使用することができないことをとると、(c)に記載された場合には、この協定により規律されないこととなるものとする。

### 第三条

1 この協定により規律される核物質、資材、設備及び機微な技術は、核兵器その他の核爆発装置の開発又は製造のために使用してはならず、また、いづれかの軍事的目的を助長するような態様でも使用してはならない。

- 2 この協定により規律される核物質は、いづれかの締約国政府の領域内にある間、不拡散条約に基づき当該いづれかの締約国政府と機関との間ににおいて締結された協定に基づいて機関(日本国政府が当該いづれかの締約国政府である場合には、機関及び日本国政府)の適用する保障措置の対象とされ、また、機関が当該いづれかの締約国政府の領域内においてそのような保障措置を適用しないこととなつた場合には、不拡散条約に基づき締結された協定の定める保障措置とその範囲及び効果が同等である保障措置について定める当該いづれかの締約国政府及び機関が締約者となる協定に基づく保障措置の対象とされる。
- 3 2に規定する保障措置が適用されないこととなつた場合には、両締約国政府は、機関の保障措置につき、最小限、この協定の附属書Aに定める指針を適用して得られる防護の状態と同様の防護の状態をもたらすこととなる各締約国政府の採用する基準に沿つて、防護の措置をとる。
- 4 この協定により規律されるの件 六〇九

たとする決定については、両締約国政府は、次条2に規定する不拡散条約に基づき締結された協定中の保障措置の終了に係る規定に従つて国際原子力機関(以下「機関」といふ。)の行う決定を受諾する。

### 第四条

- 1 両締約国政府は、この協定により規律される核物質につき、最小限、この協定の附属書Aに定める指針を適用して得られる防護の状態と同様の防護の状態をもたらすこととなる各締約国政府の採用する基準に沿つて、防護の措置をとる。
- 2 この協定により規律される資材、設備及び

- 1 この協定により規律される核物質、資材、設備及び機微な技術は、他方の締約国政府の要請に基づき、1及び2に定める事項について速やかに協議する。
- 第五条
- 2 この協定により規律される核物質、資材、設備及び機微な技術は、他方の締約国政府の文書による事前の同意がある場合にのみ、一方の締約国政府の管轄の外に移転される。
- 3 この協定により規律される核物質は、両締約国政府の間ににおいて合意されたこの協定の附屬書Bに定める条件に従つてのみ、再処理される。
- (d) この協定により規律される核物質は、両締約国政府が文書により認める条件に従つてのみ、同位元素ウラン一二三五の濃縮度が二十分ペーセントを超えるようウランを濃縮するためには使用される。
- 4 この規定は、1に規定する核物質、資材、設備及び機微な技術が核兵器その他の核爆発装置の開発又は製造のために使用されないこと及びいずれかの軍事的目的を助長するような態様でも使用されないことを確保することのみを目的として適用する。いかなる場合にも、いずれの一方の締約国政府も、商業上若しくは産業上の利益を追求するために、他方の締約国政府若しくはその管轄の下にある者の商業上若しくは産業上の利益を損なうために又は原子力の平和的利用の推進を妨げるために、この協定の規定を利用してはならない。

- 5 この規定により規律される設備は、両締約国政府が文書により認める条件に従つてのみ、同位元素ウラン一二三五の濃縮度が二十分ペーセントを超えるようウランを濃縮するためには使用される。
- 6 この規定により規律される設備は、両締約国政府の文書により認める条件に従つてのみ、再処理される。
- (c) この協定により規律される核物質は、両締約国政府が文書により認める条件に従つてのみ、同位元素ウラン一二三五の濃縮度が二十分ペーセントを超えるようウランを濃縮するためには使用される。
- 7 第七条
- 1 一方の締約国政府が、第三条から第五条までの規定に基づく義務若しくは次条に規定する仲裁裁判所の決定を履行しない場合において、是正措置をとるよう他方の締約国政府から文書により要請されかつその後協議が行われてから適当な期間を経過した後も、引き続きこれらに義務若しくは決定を履行しないときは又は一方の締約国政府が核爆発装置を爆発させた場合に、同様の手続が適用される。ただし、任命される第三の仲裁裁判官は、両国のうちのいずれの国民であつてもならない。仲裁裁判官には、仲裁裁判所の構成員の過半数が出席していなければならず、すべての決定には二人の仲裁裁判官の同意を必要とする。仲裁裁判の手続は、仲裁裁判所が定める。
- 2 1の規定に基づくこの協定により規律される核物質、資材、設備又は機微な技術の一方の締約国政府の管轄から他方の締約国政府への返還は、当該一方の締約国政府との合意に基づき返還される核物質、資材、設備又は機微な技術についてはこれらの返還に関連するものとしての権利を有するすべての第三国との間の協定の締結について承認を求める件 六一〇

- (b) 「資材」とは、原子炉用の資材であつて、この協定の附屬書CのB部に掲げるものとし、(c)に定義する「核物質」を含むものとし、(d)に定義する「原料物質」又は特殊核分裂性物質をいう。
- (i) 「原料物質」とは、ウランの同位元素の天然の混合率から成るウラン。
- 第八条
- 1 同位元素ウラン一二三五の劣化ウラントリウム。
- 2 金属、合金、化合物又は高含有物の形狀において前記のいずれかの物質を含有する物質。
- 3 他の物質であつて両締約国政府が文書により認める含有率において前記の物質の一又は二以上を含有するもの。
- 4 「特殊核分裂性物質」とは、次の物質をいふ。
- (a) プルトニウム一二三九
- (b) ウラン一二三五
- (c) 同位元素ウラン一二三三又は一二三五の濃縮ウラン。
- 5 前記の物質の一又は二以上を含有する物質。
- 6 両締約国政府が文書により認めるその他の物質。
- 7 第九条
- (a) 「設備」とは、原子力活動における使用のため特に設計され又は製造された機械、プラットフォーム又は試験に利用することができる技術的図

- (d) 「情報」とは、技術に関する有形の資料をいふ。
- 8 「特殊核分裂性物質」には、「原料物質」を含むものとし、(b)に定義する「核物質」、資材又は設備の設計、生産、運送又は試験に利用することができる技術的図

- 9 機微な技術は、必要な場合には、それぞれの国において効力を有する関係法令に従つて防護しなければならない。
- 10 両締約国政府は、いずれか一方の締約国政府の要請に基づき、1及び2に定める事項について速やかに協議する。
- 第五条
- 11 この協定により規律される核物質、資材、設備及び機微な技術は、他方の締約国政府の文書による事前の同意がある場合にのみ、一方の締約国政府の管轄の外に移転される。
- 12 この協定により規律される核物質が一方の締約国政府の領域内にあるときは、当該一方の締約国政府は、要請に基づき、他方の締約国政府に對し、第三条に規定する不拡散条約に基づき当該一方の締約国政府と機関との間ににおいて締結された協定に従つて機関がその検認活動から得た全般的な結論で最新のものにつき、文書により通知する。
- 13 両締約国政府は、この協定上の義務の効果的な履行を確保するための実施手續を作成する。
- 14 両締約国政府は、この協定の範囲内において受領した商業上、産業上その他の秘密の秘密性を保護するための適切な措置をとる。

- 15 第七条
- 16 一方の締約国政府が、第三条から第五条までの規定に基づく義務若しくは次条に規定する仲裁裁判所の決定を履行しない場合において、是正措置をとるよう他方の締約国政府から文書により要請されかつその後協議が行われてから適当な期間を経過した後も、引き続きこれらに義務若しくは決定を履行しないときは又は一方の締約国政府が核爆発装置を爆発させた場合に、同様の手続が適用される。ただし、任命される第三の仲裁裁判官は、両国のうちのいずれの国民であつてもならない。仲裁裁判官には、仲裁裁判所の構成員の過半数が出席していなければならず、すべての決定には二人の仲裁裁判官の同意を必要とする。仲裁裁判の手續は、仲裁裁判所が定める。
- 17 この協定の適用上、
- (a) 「設備」とは、原子力活動における使用のため特に設計され又は製造された機械、プラットフォーム又は試験に利用することができる技術的図

- (b) 「資材」とは、原子炉用の資材であつて、この協定の附屬書CのA部に掲げるものとし、(c)に定義する「核物質」を含むものとし、(d)に定義する「原料物質」又は特殊核分裂性物質をいう。
- (i) 「原料物質」とは、ウランの同位元素の天然の混合率から成るウラン。
- 18 第八条
- 19 利を有するすべての第三国との間の協定の締結について承認を求める件 六一〇

- 20 締約国政府との間の協議及び返還される核物質、資材、設備又は機微な技術につき時価によると交渉又は両締約国政府の合意する他の手続により解決されないものは、いずれか一方の締約国政府の要請により、この条の規定に従つて選定される三人の仲裁裁判官によつて構成される仲裁裁判所に付託する。各締約国政府は、一人の仲裁裁判官を指名し(自国民を指名することができる)、指名された二人の仲裁裁判官は、裁判長となる第三国(日本)の国民である第三の仲裁裁判官を選任する。
- 21 仲裁裁判の要請が行われてから三十日以内にいずれか一方の締約国政府が仲裁裁判官を指名しなかつた場合には、いずれか一方の締約国政府は、国際司法裁判所長に対し、一人の仲裁裁判官を任命するよう要請することができる。第二の仲裁裁判官の指名又は任命が行われてから三十日以内に第三の仲裁裁判官が選任された場合には、同様の手続が適用される。ただし、任命される第三の仲裁裁判官は、両国のうちのいずれの国民であつてもならない。仲裁裁判には、仲裁裁判所の構成員の過半数が出席していなければならず、すべての決定には二人の仲裁裁判官の同意を必要とする。仲裁裁判の手續は、仲裁裁判所が定める。
- 22 この協定に基づくこの協定により規律される核物質、資材、設備又は機微な技術の一方の締約国政府の管轄から他方の締約国政府への返還は、当該一方の締約国政府との合意に基づき返還される核物質、資材、設備又は機微な技術についてはこれらの返還に関連するものとしての権利を有するすべての第三国との間の協定の締結について承認を求める件 六一〇

面、写真の原板及び印画、録音物、設計資料並びに技術及び運転に関する説明書が含まれるが、これらには限られない。ただし、公衆が入手することのできる資料を除く。

(e) 「公開の情報」とは、秘密指定を受けない情報をいう。

(f) 「機微な技術」とは、核物質の濃縮若しくは再処理若しくは重水の生産に関する情報又は両締約国政府が文書により認めるその他の情報であつて、その供給に先立ち、受領締約国政府との協議の後に供給締約国政府が核爆発装置の不拡散のために特に規制の対象とすべきものとして指定するものをいう。

**第十一条**

この協定は、両締約国政府が、この協定の効力を発生するに必要なそれぞれの憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する公文を交換する日に成す。この協定の附属書は、両締約国政府の文書による合意により、この協定を改正することなく修正することができる。

**第十二条**

この協定は、三十年間効力を有するものとし、その後は、2の規定に従つて終了する時まで効力を存続する。

2 いづれの一方の締約国政府も、六箇月前に他方の締約国政府に対して文書による予告を与えることにより、最初の三十年の期間の終わりに又はその後いつでもこの協定を終了させることができ。

3 千九百七十二年二月二十一日にキャンベラで署名された原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とオーストラリア連邦政府との間の協定は、この協定が効力を生ずる日に終了する。

4 この協定の終了の後においても、この協定の終了の時にこの協定により規律されていた核物質、資材、設備及び機微な技術については、両

締約国政府が別段の合意をする場合を除くほか、第二条から第九条までの規定を適用する。

この協定の規定のいずれかを適当でないものとするといはれか一方の締約国政府が認める事由が生じた場合には、又はいかなる場合にもこの協定の効力発生の後十五年を超えない間に、両締約国政府は、この協定を改正するかしないかにつき決定するため協議する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

一千九百八十二年三月五日にキャンベラで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために  
黒田瑞大

**オーストラリア政府のために**  
A・A・ストリート

1 附屬書A 防護の水準の指針

付表に区分する核物質の使用、貯蔵及び輸送において関係政府当局が確保すべき合意された防護の水準には、最小限次の指標を含む。

(a) 使用及び貯蔵に当たつては、出入が規制されている区域内において行うこと。

(b) 輸送に当たつては、特別の予防措置(荷送人、荷受人及び運送人の間の事前の取決め並びに国際輸送にあつては、供給国及び受領国それぞれの管轄権及び規制に服する者の間の事前の合意で輸送に係る責任の移転する日時、場所及び手続を明記したものを持ち出さなくてはならないこと。

付表 核物質の区分						
		核 物 質	形	態	第 一 群	第 二 群
1 核 物 質 (注a)	2 ニウラン (注a)	未 照 射(注b)	未 照 射(注b)	一キログラム以上	五〇〇グラム未 満(注c)	五〇〇グラム未 満(注c)
未 照 射(注b) (注d)	未 照 射(注b) 濃縮度が二三五の 未満のウラン のパーセント以上 のウラン未満 (注d)	未 照 射(注b) 濃縮度が二三五の 未満のウラン のパーセント以上 のウラン未満 (注b)	未 照 射(注b) 濃縮度が二三五の 未満のウラン のパーセント以上 のウラン未満 (注c)	五キログラム以上	一キログラムを超 え五キログラム未 満(注c)	一キログラム以下 (注c)
		上 一〇キログラム以 下	一〇キログラム以 下	一キログラム未 満(注c)	一キログラム未 満(注c)	一キログラム未 満(注c)
		上 一〇キログラム以 下	一〇キログラム以 下	一キログラム未 満(注c)	一キログラム未 満(注c)	一キログラム未 満(注c)

昭和五十七年七月九日 参議院会議録第二十一号 原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件 六二一

3 二三三	未 照 射 (注b)	二キログラム以上	五〇〇グラムを超 え 満 た ない 二キログラム未 満	五〇〇グラム以下 (注c)
4 燃 料 照 射 済			劣化ウラン、天然 ウラン、トリウム 又は低濃縮燃料 (核分裂性成分含 有率一〇〇ペー セント未 満 (注e、注f)	

注a プルトニウム二三八の同位体濃度が八〇ペー  
セントを超えるものは、含まない。

注b 原子炉内で照射されていない核物質、又は原子炉内で照射された核物質であつて遮蔽が  
ない場合にこの核物質からの放射線量率が一メートル離れた地点で一時間当たり一〇〇ラ  
ド以下であるもの

注c 放射線医学上意味のある量に満たない量は、除外される。

注d 天然ウラン、劣化ウラン及びトリウム、並びに濃縮ウラ  
ンでの評価に基づき、これと異なる区分の防護の水準を指定することができる。

注e 他の燃料であつて、当初の核分裂性成分含有量により、照射前に第一群又は第二群に分  
類されているものについては、遮蔽がない場合にその燃料からの放射線量率が一メートル  
離れた地点で一時間当たり一〇〇ラドを超える間は、防護の水準を一群下げることができる。

#### 附屬書B 再処理

1 両締約国政府は、エネルギーの有効な利用及  
び使用済燃料の含有する物質の管理との関連を  
有する再処理の原子力の平和的利用における役  
割を認識する。両締約国政府は、また、核拡散  
の危険を最小のものにとどめるためにプルトニ  
ウムの分離及び使用には特別の注意が必要であ  
ること並びに再処理又はプルトニウムに係る適  
切な国際的制度の発展に支持が与えられるべき  
であることを確認する。

2 この協定により規律される核物質は、次の(a)  
及び(b)の条件の下で、再処理することができ  
る。

(a) 再処理は、機関の保障措置の下に、エネル  
ギーの利用又は使用済燃料の含有する物質の  
管理のため、両締約国政府の間ににおいて合意  
される実施取極に定める画定され記録された  
核燃料サイクル計画内で行われる。

(b) は、機関の保障措置の下に、(a)に規定する画  
定され記録された核燃料サイクル計画内で貯  
蔵され、使用される。

3 (a) 2に定める条件は、日本国政府の管轄の外  
で行われるオーストラリア関係核物質の再処  
理についての条件としても用いられる。

(b) 「オーストラリア関係核物質」とは、画定さ  
れた記録された日本国の核燃料サイクル計画内  
にある第二条1(a)、(b)、(c)又は(d)に掲げる核  
物質の範囲内の第九条(c)の定義に該当する核

物質であつて、日本国政府の管轄内にあるこ  
の協定により規律されるもの又は日本国政府  
の管轄の外にあるが日本国政府の管轄内にあ  
るとの条件さえ満たされたとしたならばこの  
協定により規律されたであろうものをいう。

この場合において「画定され記録された日本  
国核燃料サイクル計画」とは、日本国につ  
いて定められる2(a)に規定する画定され記録  
された核燃料サイクル計画をいうことが了解  
される。

この協定により規律される核物質の2(a)の条  
件の下での再処理以外の再処理及び再処理によ  
つて分離されたプルトニウムの2(b)の条件の下  
での使用以外の使用は、第五条1(b)の規定の枠  
内において、5の規定に基づく協議の後に両締  
約国政府が文書により認める条件に従つて研究  
を含め平和的非爆発目的のためにのみ行わ  
れる。

5 両締約国政府は、いずれか一方の締約国政府  
から要請を受領してから三十日以内に、特に  
次のことを目的として協議する。

(a) この附属書の規定の運用につき評価するこ  
と及びこれらの運用に関連する事項を検討す  
ること。

(b) 国際的保障措置その他核不拡散措置につ  
いて行われた改善(再処理又はプルトニウム  
に係る新たな一般的に受け入れられる国際的  
制度の設立を含む)に考慮を払うこと。

(c) この附属書の修正に係る提案を、特に(b)に  
規定する改善に考慮を払つて検討すること。

(d) この協定により規律される核物質の4の規  
定による再処理に係る提案及び再処理によつ  
て分離されたプルトニウムの4の規定による  
規律に係る提案を検討すること。

この協定により規律される核物質の4の規  
定による再処理に係る提案及び再処理によつ  
て分離されたプルトニウムの4の規定による  
規律に係る提案を検討すること。

4 原子炉圧力容器の上部たは、圧力容器の主要  
な工作部品である。

5 原子炉制御棒 1に定義された原子炉におけ  
る反応度の制御のために特に設計され又は製作  
された棒

応を維持する運動能力を有する原子炉(ゼロ出  
力炉を除く。ゼロ出力炉とは、設計上の最大ブ  
ルトニウム生成量が年間一〇〇グラムを超えた  
い炉をいう。)

「原子炉」には、基本的なものとして原子炉容  
器の内部にある物又は原子炉容器に直接取り付  
けられている物、炉心における出力の水準を制  
御する設備及び通常炉心の一次冷却材を収納  
し、これと直接接触し又はこれを制御する部品  
を含む。

年間一〇〇グラムを著しく超える量のプルト  
ニウムを生産するよう改進することが合理的  
に可能とされる原子炉については、除外するこ  
とは意図されていない。高い出力水準での持続  
的運転のために設計された原子炉は、そのブル  
トニウム生成能力がいかなるものであつても、  
「ゼロ出力炉」とはされない。

2 原子炉圧力容器 1に定義された原子炉の炉  
心を収納するために特に設計され若しくは製作  
され、かつ、一次冷却材の運転圧力に耐えるこ  
とのできる金属容器の完成品又はその主要な工  
作部品

原子炉圧力容器の上部たは、圧力容器の主要  
な工作部品である。

3 原子炉内装物(例えは、炉心その他の容器内  
装物のための支柱及び支持板、制御棒案内管、  
熱遮蔽体、調節板、炉心格子板、核散板等)

4 原子炉燃料交換機 1に定義された原子炉に  
燃料を挿入し又はこれから燃料を取り出すため  
に特に設計され又は製作された操作用の設備で  
あって、原子炉の運転時に操作の可能なものの又  
は原子炉の停止時に複雑な操作(例えは、通常、  
燃料を直接見ること又は燃料へ近づくことがで  
きない場合の操作)を可能にする高度の位置決  
め若しくは芯出しの技術を使用するもの

5 原子炉制御棒 1に定義された原子炉におけ  
る反応度の制御のために特に設計され又は製作  
された棒

原子炉制御棒には、中性子を吸収する部分を含むほか、その支持体又は懸架体が別個に供給される場合には、これらの物を含む。  
 6 原子炉圧力管 1に定義された原子炉の内部に燃料要素及び一次冷却材を五〇気圧を超える運転圧力で収納するために特に設計され又は製作された管

7 ジルコニウム管 ジルコニウム金属若しくはジルコニウム合金の管又はこれらの管の集合体であつて、1に定義された原子炉の内部において使用するために特に設計され又は製作されかつ、ハフニウムとジルコニウムとの重量比が一対五〇〇未満のもの

8 一次冷却材ポンプ 1に定義された原子炉用の一次冷却材ポンプとして液体金属を循環させるために特に設計され又は製作されたポンプ

9 照射済燃料要素の再処理プラント及び当該プラントのために特に設計され又は製作された設備

「照射済燃料要素の再処理プラント」には、照射済燃料並びに核物質及び核分裂生成物の主要な処理過程と通常直接接触し、かつ、これらを直接制御する設備及び部品を含む。現在の技術水準の下においては、次の二種の設備のみが、「当該プラントのために特に設計され又は製作された設備」に含まれるとみなされている。

(a) 照射済燃料要素切断機 前記の再処理プラントにおいて使用するため特に設計され又は製作された遠隔操作設備であつて、照射済みの核燃料集合体、核燃料束又は核燃料棒の切断又は剪断を目的とするもの

(b) 前記の再処理プラントにおいて使用するため特に設計され又は製作された臨界安全タンク(例えは、小直径タンク、環状タンク又は平板状タンク)であつて、照射済核燃料の溶解を目的として、高温高腐食性溶液に耐えることができる、かつ、遠隔操作による充てん及び保守が可能であるもの

10 「燃料要素の加工プラント」には、次の物を含む。  
 (a) 生産工程にある核物質と通常直接接触し、これを直接処理し又はこれを制御する設備  
 (b) 被覆管内に核物質を密封する設備

(a) 及び(b)の操作のための設備一式及びこれら操作のいすれか又は燃料加工の他の操作(例えは、被覆又は密封の状態の健全性及び密封された燃料についての最終仕上げの点検)を目的とする個々の設備も、「燃料要素の加工プラント」に含まれる。

11 分析機器以外の設備で、ウラン同位元素の分離のために特に設計され又は製作されたもの(分析機器以外の設備で、ウラン同位元素の分離のために特に設計され又は製作されたもの)には、分離工程のために特に設計され又は製作された主要設備を含む。

12 重水生産プラント

「重水生産プラント」には、重水素又はその化合物の濃縮のために特に設計されたプラント及び設備並びに当該プラントの運転に不可欠な設備の一部を成す重要なもののすべてを含む。

B部

13 重水素及び重水 1に定義された原子炉において使用される重水素及び重水素と水素との比が一対五〇〇を超える重水素化合物

14 原子炉級黒鉛 硼素当量百万分の五の純度を超える純度を有し、一立方センチメートル当たり一・五〇グラムを超える密度を有する黒鉛

○福嶺一郎君 登壇 拍手

〔福嶺一郎君登壇 拍手〕

○福嶺一郎君 ただいま議題となりましたオーストラリアとの原子力協定につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたしました。

○議長(徳永正利君) これより採決をいたします。

○議長(徳永正利君) 本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(徳永正利君) 過半数と認めます。

○議長(徳永正利君) よつて、本件は承認することに決しました。

本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(徳永正利君) 本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(徳永正利君) 以上六件を一括して議題といたします。

○議長(徳永正利君) 日程第二 昭和五十五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各所管使用調書(その2)

○議長(徳永正利君) 日程第三 昭和五十五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各所管使用調書(その2)

○議長(徳永正利君) 日程第四 昭和五十五年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各所管

○議長(徳永正利君) 日程第五 昭和五十六年度一般会計予備費使用

かつた。

基づく経費増額総調書及び各省各所管経費  
増額調書(その2)

右は多數をもつて承諾を与えるべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十七年七月五日

参議院議長 徳永 正利殿

決算委員長 竹田 四郎

一、委員会の決定の理由

(一) 昭和五十五年度各特別会計予備費の予算総額は、三兆三千四百四十三億九千五百万円余であつて、このうち、昭和五十六年二月七日から同年三月二十七日までの間において使用した金額は千八十二億五千四百万円余である。

(二) 昭和五十五年度特別会計予算総則第十一条に基づき、昭和五十六年三月十三日から同年三月二十七日までの間において経費の増額をした金額は六百五十一億六千七百万円余である。

以上二件について審査した結果、適當な支出であると認める。

一、昭和五十五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各所管使用調書(その2)

右は本院において承諾することを議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十七年六月十五日

衆議院議長 福田 一

参議院議長 徳永 正利殿

一

一、委員会の決定の理由  
昭和五十六年度各特別会計予備費の予算総額

審査報告書

昭和五十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各所管使用調書(その1)

右は多數をもつて承諾を与えるべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十七年七月五日

参議院議長 徳永 正利殿

決算委員長 竹田 四郎

一、委員会の決定の理由

(一) 昭和五十六年度一般会計予備費の予算額は、一千六百四十二億円であつて、このうち、昭和五十六年五月一日から同年十二月二十五日までの間において使用した金額は四百三十億四千四百万円余である。

(二) 昭和五十六年度特別会計予算総則第十一条に基づき、昭和五六年九月十八日から同年十二月十五日までの間において経費の増額をした金額は八十五億九千四百万円余である。

以上二件について審査した結果、適當な支出であると認める。

一、昭和五十五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各所管使用調書(その2)

右は多數をもつて承諾を与えるべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十七年七月五日

衆議院議長 福田 一

参議院議長 徳永 正利殿

一

一、委員会の決定の理由  
昭和五十六年度特別会計予備費使用総調書及び各省各所管使用調書(その1)

右は多數をもつて承諾を与えるべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十七年七月五日

衆議院議長 福田 一

参議院議長 徳永 正利殿

一

一、委員会の決定の理由  
昭和五十六年度各特別会計予備費の予算総額

六一四

昭和五十六年十二月二十五日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

財政法第十五条第四項の規定により、昭和五

十五年度一般会計国庫債務負担行為総調書を別冊のとおり報告する。

(別冊は省略する)

一、昭和五十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各所管使用調書(その1)

一、昭和五十六年度特別会計予備費使用総調書及び各省各所管使用調書(その1)

一、昭和五十六年度特別会計予算総則第十一

条に基づく経費増額総調書及び各省各所管

経費増額調書(その1)

一、昭和五十六年度特別会計予算総則第十一

条に基づく経費増額総調書及び各省各所管

経費増額調書(その1)

一、昭和五十六年度一般会計国庫債務負担行為総

調書(その1)

一、委員会の決定の理由  
昭和五十五年度一般会計において、財政法第

十五条第二項の規定に基づく國の債務負擔行為

の限度額は千億円である。このうち、災害復旧

事業のため、昭和五十六年十二月十五日に決定

した國の債務負擔行為の総額は四億六千万円で

ある。

本件について慎重に審査した結果、異議がな

かつた。

昭和五十七年二月二十六日

参議院議長 徳永 正利殿

内閣総理大臣 鈴木 善幸

財政法第十五条第四項の規定により、昭和五

十六年度一般会計国庫債務負担行為総調書(そ

の1)を別冊のとおり報告する。

(別冊は省略する)

○竹田四郎君登壇、拍手  
○竹田四郎君　ただいま議題となりました昭和十五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使用調書(その2)外七件につきまして、決算委員会における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

これら八件の内容は、昭和五十六年一月一日から同年十二月三十一日までの間に於いて、使用または増額の決定がなされた一般会計、特別会計による一般会計の国庫債務及び財政法第十五条第二項の規定による予備費関係経費及び財政法第十五条第二項の規定による一般会計の国庫債務負担行為に係るものでありまして、主な項目として、災害復旧、総理大臣の外国訪問、スモン訴訟における和解の履行等に必要な経費、あるいは退職手当、国民健康保険事業に対する国庫負担金、雇用安定給付金等の不足を補うために必要な経費などが挙げられております。

委員会におきましては、これら八件を一括して審査いたしましたが、質疑の内容につきましては会議録によつて御承知願いたと存じます。

質疑を終了し、採決の結果、予備費関係六件につきましては多数をもつて承諾を与えるべきものと議決され、また、国庫債務負担行為二件につきましては全会一致をもつて異議がないと議決されました次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○謹長(徳永正利君)　これより採決をいたします。

まず、日程第一、第五及び第七の予備費使用総調書等三件について採決をいたします。

三件を承諾することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○謹長(徳永正利君)　過半数と認めます。

よつて、三件は承諾することに決しました。

これら八件の内、日程第三、第四及び第六の予備費使用総調書等三件について採決をいたします。

(竹田四郎君登壇、拍手)

三件を承諾することに賛成の諸君の起立を求めます。

置と認める。

### 一、費用

特に費用を要しない。

○謹長(徳永正利君)　過半数と認めます。

よつて、三件は承諾することに決しました。

調書二件について採決をいたしました。

兩件は委員長報告のとおり異議がないと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○謹長(徳永正利君)　過半数と認めます。

よつて、両件は委員長報告のとおり異議がないと決しました。

右の本院提出案をここに送付する。

深海底鉱業暫定措置法案

昭和五十七年五月十四日

参議院議長　衆議院議長　福田

深海底鉱業暫定措置法案

### 目次

第一章　総則(第一条～第三条)

第二章　深海底鉱業(第四条～第二十六条)

第三章　損害の賠償(第二十七条～第二十八条)

第四章　深海底鉱業税(第二十九条～第三十二条)

第五章　雑則(第三十三条～第四十三条)

第六章　罰則(第四十四条～第四十八条)

附則

### 第一章　総則

(趣旨)

第一条　この法律は、最近における新しい海洋秩序への国際社会の急速な歩みその他の深海底鉱業を取り巻く国際環境の著しい変化等に対応し、深海底鉱物資源を合理的に開発することに

よつて公共の福祉の増進に寄与するため、深海底鉱業の事業活動の調整等に関し必要な暫定措

置を定めるものとする。

この法律のいかなる規定も、深海底鉱業の主権又は管轄権の下に置こうとするものではなく、また、公海の自由行使する他国の利益を害するものではない。

(定義)

第二条　この法律において「深海底鉱物資源」とは、銅鉱、マンガン鉱、ニッケル鉱又はコバルト鉱のうちの一種又は二種以上の鉱物を含む塊状の鉱石をいう。

この法律において「深海底鉱業」とは、深海底鉱物資源の探査又は採掘を行うことを指す。

この法律において「深海底鉱業」又は「深海底鉱業暫定措置法案」の用語は、通商産業省令で定め

る用語を指す。

申請をした者（以下「共同申請人」という。）は、通商産業省令で定めるところにより、そのうちの一人を代表者と定め、これを通商産業大臣に届け出なければならない。

2 通商産業大臣は、前項の規定による届出がないときは、代表者を指定する。

3 代表者の変更は、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣に届け出なければ、その効力を生じない。

4 代表者は、國に対し、共同申請人を代表する。

5 共同申請人は、組合契約をしたものとみなす。（申請の区域の変更等）

第七条 申請人は、第三十一条の規定による通知を受けたときは、当該申請の区域のうちその重複する部分について重複を解消するための調整のため必要な範囲内において、第五条第一項第三号及び第四号の事項の変更を申請することができる。

第八条 通商産業大臣は、第三十一条の規定による通知をしたときは、当該申請人に對し、当該申請の区域のうちその重複する部分について重複を解消するための調整の部分を申請している者と協議すべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

第九条 通商産業大臣は、前項の規定による勧告をした場合において、当該申請人の申請の区域の位置形状を変更しなければその重複する部分について重複を解消するための調整ができないことが明らかになつたときは、当該申請人に対し、第五条第一項第三号及び第四号の事項の変更を申請すべきことを命ずることができるものとする。

（申請人の名義の変更）

第十条 申請人の名義は、変更することができ る。

（共同申請人）

第十一條 共同申請人は、國に対し、共同深海底鉱業暫定措置法案外一件

申請をした者（以下「共同申請人」という。）は、相続その他の一般承継又は死亡による共同申請人の脱退の場合を除き、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣に届け出なければならない。

2 通商産業大臣は、前項の規定による届出がないときは、代表者を指定する。

3 代表者の変更は、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣に届け出なければ、その効力を生じない。

4 代表者は、國に対し、共同申請人を代表する。

5 共同申請人は、組合契約をしたものとみなす。（申請の区域の変更等）

第六十一条 次の各号の一に該当する者は、第四条第一項の許可を受けることができない。

1 日本国の國民又は法人でない者

2 この法律又は第三十九条において準用する第一項の許可を受けることができない者。

3 鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）に規定する罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

4 第二十条第一項の規定により第四条第一項の許可を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

5 採査又は採鉱を行う区域（以下「深海底鉱区」という。）の位置

6 深海底鉱区の面積（深海底鉱区等の変更）

第六十二条 通商産業大臣は、第四条第一項の許可を受けた者（以下「深海底鉱業者」という。）は、前条第二項第四号から第六号までの事項を変更しようとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

2 第十五条第二項及び第十二条の規定は前項の許可に、第五条第二項及び第十二条の規定は前項の許可に、第七条から第九条までの規定は前項の許可に準用する。

（氏名等の変更）

第十六条 共同して第四条第一項の許可を受けた者（以下「共同深海底鉱業者」という。）は、通商産業省令で定めるところにより、そのうちの一人を代表者と定め、これを通商産業大臣に届け出なければならない。

2 通商産業大臣は、前項の規定による届出がないときは、代表者を指定する。

3 相続その他の一般承継又は死亡による共同申請人の脱退の場合においては、当該申請の区域のうちその重複する部分について重複を解消するための調整がされた後でなければ、当該申請の区域について第四条第一項の許可をしてはならない。

4 代表者は、國に対し、共同深海底鉱業者を代表する。

5 共同深海底鉱業者は、組合契約をしたものとみなす。（許可証）

第六十三条 通商産業大臣は、第四条第一項の許可をしたときは、許可証を交付する。

2 許可証には、次の事項を記載しなければならない。

1 事業の区分

2 許可の年月日及び許可の番号

3 氏名又は名称及び住所

4 深海底鉱業を行う期間

5 採査又は採鉱を行う区域（以下「深海底鉱区」という。）の位置

6 深海底鉱区の面積（深海底鉱区等の変更）

第六十四条 第四条第一項の許可を受けた者（以下「深海底鉱業者」という。）は、前条第二項第四号から第六号までの事項を変更しようとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

2 第十五条第二項及び第十二条の規定は前項の許可に、第五条第二項及び第十二条の規定は前項の許可に、第七条から第九条までの規定は前項の許可に準用する。

（承継）

第六十五条 深海底鉱業者は、第十三条第二項第三号の事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

（共同深海底鉱業者）

第六十六条 深海底鉱業を行なう区域の面積及び深海底鉱業を行なう期間並びに採鉱の事業の許可の申請にあつては採鉱に着手する時期が、通商産業省令で定める基準に適合していること。

2 深海底鉱業を適確に遂行するに足りる経理的基盤及び技術的能力があること。

3 前項の規定により深海底鉱業者の地位を承継した相続人は、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(許可の取消し等)  
 第二十一条 通商産業大臣は、深海底鉱業者が次の各号の一に該当するときは、第四条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。  
 一 第十一条各号の一に該当するに至つたとき。  
 二 第十七条の規定による命令に従わないとき。  
 三 第二十二条の規定に違反して深海底鉱業を行つたとき。  
 四 第二十三条第一項若しくは第二項の期限までに深海底鉱業に着手しないとき、又は同条第三項の規定に違反して深海底鉱業を休止したとき。  
 五 第二十四条第二項の規定による命令に従わないとき。  
 六 第二十五条第一項の規定による命令に従わないとき。  
 七 第三十三条第一項の条件に違反したとき。  
 八 第三十九条において準用する鉱山保安法第二十二条第二項、第二十四条又は第二十四条の二第一項の規定による命令に従わないとき。  
 九 不正の手段により第四条第一項又は第十四条第一項の許可を受けたとき。  
 一〇 通商産業大臣は、前項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その理由を記載した文書を当該深海底鉱業者に交付しなければならない。(深海底鉱業の廃止)  
 第二十二条 深海底鉱業者は、その事業を廃止したときは、逕常なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。(事業の実施)

第二十三条 深海底鉱業者は、第四条第一項又は第十四条第一項の許可を受けたときは、逎常なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。(事業の実施)  
 第二十五条 通商産業大臣は、深海底鉱業者の施業案を変更しなければ深海底鉱業区における深海底鉱物資源の合理的な開発ができないと認めるときは、深海底鉱業者に対する開発のための必要な調査を行つたとき。  
 第二十六条 通商産業大臣は、第四条第一項又は第十四条第一項の許可の申請等に資するため、深海底鉱業に關しこれらの規定によりした許可についての現状等の公開

第二十七条 日本国において深海底鉱業を行うことに伴う廃水の放流、捨石若しくは鉱さいのない積又は鉱煙の排出による損害の賠償に準用することができる。(許可についての現状等の公開)  
 第二十八条 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第二十一条及び第二百二十三条から第二百十六条までの規定は、日本国内において深海底鉱業を行うことに伴う廃水の放流、捨石若しくは鉱さいのない積又は鉱煙の排出による損害の賠償に準用する。(和解の仲介)

第二十九条 通商産業大臣は、深海底鉱物資源の合理的かつ円滑な開発に資するため、その国民又は法人が深海底鉱物資源の開発の事業を行つて、当該事業に關しこの法律と著しく異なる方法による規制をしている國を深海底鉱業国として指定することができる。

第三十条 通商産業大臣は、第四条第一項又は第十四条第一項の許可を受けたところによるのでなければ、その事業を行つてはならない。

第三十一条 通商産業大臣は、第四条第一項又は第十四条第一項の許可の申請があつた場合に於ける当該深海底鉱業者が、その損害を賠償する責めに任ずる。(確認及び調査)

第三十二条 通商産業大臣は、第四条第一項の規定による許可の申請があつたときは、その期限を延長することができる。

第三十三条 通商産業大臣は、第四条第一項の規定により深海底鉱業者が損害の発生の後に深海底鉱業の全部を譲り渡したときは、深海底鉱業の全部を譲り受けた者は、同項の規定により損害を賠償する責めに任ずる深海底鉱業者と連帶して損害を賠償する義務を負う。

第三十四条 前二項の規定による賠償については、共同深海底鉱業者の義務は、連帶とする。

第三十五条 通商産業大臣は、深海底鉱業を行つたとき、前二項の規定による賠償の義務を履行した者が賠償の義務を履行したときは、第一項の規定により損害を賠償する責めに任ずる深海底鉱業者に対し、償還を請求することができる。

第三十六条 外務大臣は、前項の規定により通商産業大臣が確認をするに當たつては、深海底鉱業国につき同項各号に掲げる事項について必要な調査を行ふものとする。

第三十七条 通商産業大臣は、第四条第一項の規定による許可の申請があつたときは、その期限を延長することができる。

第三十八条 通商産業大臣は、第四条第一項の規定による許可の申請があつたときは、その期限を延長することができる。

## (許可等の条件)

第三十三条 許可又は認可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、この法律の円滑な実施を図り、又は許可若しくは認可に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、許可又は認可を受ける者に不当な義務を課すこととなるものであつてはならない。(手数料)

第三十四条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

- 一 第四条第一項の許可の申請をする者
- 二 第十条第二項又は第三項の規定による届出をする者
- 三 第十四条第一項の許可の申請をする者
- 四 第十八条第一項又は第二項の認可の申請をする者

(報告及び検査)

第三十五条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、深海底鉱業者に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、深海底鉱業者の事業所若しくは事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(修正又は補充)

第三十六条 通商産業大臣は、第五条第一項の申請書若しくは同条第二項に規定する書類又は第十四条第一項の許可の申請に係る書類が充備していないときは、相当の期限を付してその修正又は補充を命ずることができる。

2 通商産業大臣は、前項の規定による命令をした場合において、同項の規定により指定した期限までに修正又は補充が行われないときは、当

該申請を却下しなければならない。

(聴聞)

第三十七条 通商産業大臣は、第十七条、第二十一条第一項第一号から第七号まで及び第九号並びに第二十五条第二項の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、相当の期間を置いて予告した上、公開による聴聞を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聽聞に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人に対し、当該事案について、証拠を提出し、意見述べる機会を与えなければならない。

第三十八条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分についての異議申立てに対する決定は、前条の例により公開による聴聞をした後にしなければならない。

(鞍山保安法の準用)

第三十九条 深海底鉱業を行うことによつて、深海底鉱業を行つた者は、鞍山保安法の規定を準用する。この場合において、鞍山保安法の規定を準用する。

一項、第七条、第二十二条第一項、第二十三、第三十一条の二及び第四十八条第一項の規定を除く。中「鉱業権者」とあるのは「深海底鉱業暫定措置法第十四条第一項に規定する深海底鉱業者」と、「鉱業権者」とあるのは「鞍山保安監督部長」とあるのは「通商産業大臣」と、「通商産業大臣又は鞍山保安監督部長若しくは鞍山保安監督部長」とあるのは「通商産業大臣」と、「鉱区外又は租鉱区外」とあるのは「同法第十三条第二項第五号に規定する深海底鉱区外」と、同法第九条の二第二項中「鉱業権の移転があつたとき」とあるのは「深海底鉱業暫定措置法第十四条第一項に規定する深海底鉱業者の地位の承継があるとき」と、「施業案」とあるのは「深海底鉱業暫定措置法第十四条第一項の規定による施業案」と、「通商産業局長と協議し、理由を示して」とあるのは「理由を示して」と、同法第二十二条第二項中「施業案」とあるのは「深海底鉱業暫定措置法第十四条第一項に規定する深海底鉱業者の地位の承継があるときは、その規定によって別段の定めがあるときは、その規定による技術的説明については、政令で必要な規定を設けることができる。

(政令への委任)

第四十一条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む)を定めることができる。

第三十九条 第二十五条第一項の規定による命令に違反した者

第三十九条 第三十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、十万円以下の罰金に処する。

第四十条 法人の代表者は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第四十四条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対する各本条の罰金刑を科する。

第四十一条 この法律の施行の際現に深海底鉱業を行つてはその承継人は、この法律の施行の日から一年間は、第四条第一項の許可を受けないで、その深海底鉱業を行うことができる。その

ずことができる」とあるのは「命ずることができる」とあるのは「命ずることができない」。

この場合において、次項の規定は適用しない」と、同法第二十六条第一項中「鉱業権が消滅した」とあるのは「深海底鉱業暫定措置法第四条第一項の許可が効力を失つた」と、同法第二十九条中「鉱業事務所」とあるのは「省令で定める場所」と、第四十六条第一項中「地方協議会」とあるのは「中央協議会」と、同条第三項中「中央協議会」と読み替えるものとする。

(適用除外)

第四十条 この法律の規定は、深海底鉱業国による深海底鉱物資源の開発の事業の許可を受けた外国の国民又は法人(以下「外国深海底鉱業者」という。)との間ににおいて通商産業省令で定める結合關係にある日本國の国民又は法人であつて、当該外国深海底鉱業者との間の關係につき通商産業大臣の認定を受けたものが、当該外国深海底鉱業者が受けた当該深海底鉱業国による許可によつて、深海底鉱業を行う場合については、適用しない。

第四十一条 前条第一項第一号の犯罪に係る深海底鉱物資源について、情を知つてこれを運搬し、保管し、有償若しくは無償で取得し、又は処分の媒介若しくはあつせんをした者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十二条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第二十条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

二 第二十四条第二項の規定に違反して深海底鉱業を行つた者

三 第二十五条第一項の規定による命令に違反した者

第四十三条 この法律に定めるもののほか、深海底鉱業に関する事項に関する法令の適用に関する技術的説明については、政令で必要な規定を設けることができる。

(政令への委任)

第四十四条 この法律に定めるもののほか、深海底鉱業に関する事項に関する法令の適用に関する技術的説明については、政令で必要な規定を設けることができる。

第四十五条 前条第一項第一号の犯罪に係る深海底鉱物資源について、情を知つてこれを運搬し、保管し、有償若しくは無償で取得し、又は

又はこれを併科する。

第四十六条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第二十条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

二 第二十四条第二項の規定に違反して深海底鉱業を行つた者

三 第二十五条第一項の規定による命令に違反した者

第四十七条 第三十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、十万円以下の罰金に処する。

第四十八条 法人の代表者は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第四十四条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対する各本条の罰金刑を科する。

第四十九条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行の際現に深海底鉱業を行つてはその承継人は、この法律の施行の日から一年間は、第四条第一項の許可を受けないで、その深海底鉱業を行うことができる。その

者がその期間内に同項の許可の申請をした場合において、当該申請について許可若しくは不許可又は却下の処分があるまでの間も、当該申請の区域について、同様とする。

## 審査報告書

一 海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律案  
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。  
よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十七年七月六日

商工委員長 降矢 敬雄

## 要領書

参議院議長 徳永 正利殿

## 一、委員会の決定の理由

本法律案は、海外商品市場における先物取引の受託等に関する取引が増加している現状にかんがみ、当該先物取引の受託等を公正にして、当該先物取引の委託者に受けることのある損害を防止するため、海外商品取引業者に所要の書面の交付を義務付けるとともに、当該先物取引に係る売付け又は買付けに際し所定の要件に該当するときは売付け又は買付けが一定の価格で成立したものと推定することとする等の措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。  
一、費用  
特に費用を要しない。

## 附帯決議

政府は、海外商品市場における先物取引の受託等を公正にし、一般委託者に発生することのある損害を未然に防止するため、次の諸点につき適切な措置を講ずべきである。  
一、消費者保護の観点から、あらゆる機会を通じ、一般委託者に対し本法の立法趣旨を周知徹

底するとともに、本法第二条第一項に基づく政令指定を行うにあたつては、被害発生状況等を参照して迅速に対処すること。

二、今後とも海外商品取引業者に対する指導・監督体制を強化するとともに、本法施行後も生ずることのあるべき被害者に対する相談体制の充実に努めること。

三、東京金取引所会員の一部に会員資格に欠ける者が紛れ込んでいた事態を重視し、これらの者が取引所から排除されるよう配意するとともに、今後、このようなことが再発せぬよう指導すること。

四、商品取引所法第八条の解釈変更により、商品市場類似施設開設による一般委託者の被害が発生せぬよう、早急に対策を講ずること。

五、今後の商品先物取引の国際化進展に応じ海外商品市場における先物取引の受託等の事業活動を流通経済の観点から位置づけた体系を検討すること。  
右決議する。

昭和五十七年五月十四日  
参議院議長 徳永 正利殿  
衆議院議長 福田 一

第一条 この法律は、海外商品市場における先物取引の受託等を公正にして、及び当該先物取引の受託等を公正にし、関する法律

(目的)  
第一條 この法律は、海外商品市場における先物取引の受託等を公正にし、関する法律

錢、有価証券その他の物(以下「保証金」といいう。)の種類及び額並びに顧客が保証金を預託し、及びその返還を受ける方法。

六 海外商品取引業者が顧客から徴収する手数料の料率及び徴収の方法。

七 前各号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項。

八 海外商品取引業者は、前項第二号イに規定する海外先物契約に基づく同号イの通商産業省令で定める事項についての顧客の指示(以下「顧客の売買指示」という。)を受けたときは、当該顧客に対し、直ちに、通商産業省令で定めるところにより、当該顧客の売買指示を受けた日の日付及び同号イの通商産業省令で定める事項のすべてについての当該顧客の売買指示の内容を明らかにする書面を交付しなければならない。

第五条 海外商品取引業者は、保証金を受領したときは、顧客に対し、直ちに、通商産業省令で定めるところにより、その旨を記載した書面を交付しなければならない。

(保証金の受領に係る書面の交付)

第六条 海外商品取引業者は、海外先物契約に係る売付け又は買付けが成立したときは、顧客に対し、遅滞なく、成立した当該売付け又は買付けに係る価格及び数量並びにその成立の日の日付その他通商産業省令で定める事項についての内容を明らかにする書面を交付しなければならない。

(顧客の売買指示についての制限)

第七条 海外商品取引業者は、海外先物契約に係る売付け又は買付けが成立したときは、顧客に対し、遅滞なく、成立した当該売付け又は買付けに係る価格及び数量並びにその成立の日の日付その他通商産業省令で定める事項についての内容を明らかにする書面を交付しなければならない。

(顧客の売買指示についての制限)

第八条 海外商品取引業者は、海外先物契約に係る売付け若しくは買付け又はその注文は、当該海外先物契約に基づく計算によつてしたものとみなす。

(海外先物契約の締結等の勧説)

第七条 海外商品取引業者が海外先物契約の締結

又は顧客の売買指示について勧誘するときは、海外商品市場における相場の変動その他の海外商品市場における先物取引に関する事項並びに顧客に対する行為をしてはならない。

海外先物契約の内容及びその履行に関する事項であつて、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして政令で定めるものにつき、故意に事實を告げず、又は不実のことを告げる行為をしてはならない。

(不当な行為等の禁止)

第八条 海外商品取引業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 海外商品市場における先物取引に関し、顧客に対し、利益を生ずることが確実であると誤解させるべき断定的判断を提供して、海外先物契約の締結又は顧客の売買指示について勧説すること。

二 海外商品市場における先物取引に関し、顧客に対し、損失の全部若しくは一部を負担することを約し又は利益を保証して、海外先物契約の締結又は顧客の売買指示について勧説すること。

三 第四条第一項各号に掲げる事項の全部又は一部について、顧客の同意を得ないで定めることが能够なことを内容とする海外先物契約を締結すること。

四 海外先物契約を締結しないで、又は第一項第二号イに規定する海外先物契約における同号イの通商産業省令で定める事項の全部又は一部

第五条 第四条第一項各号に掲げる事項の全部又は一部について、顧客の同意を得ないで定めることが能够なことを内容とする海外先物契約を締結すること。

六 第四条第一項各号に掲げる事項の全部又は一部について、顧客の同意を得ないで定めることが能够なことを内容とする海外先物契約を締結すること。

七 海外先物契約に基づき顧客の計算に属する金銭、有価証券その他の財産又は保証金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得すること。

方となつて売買を成立させること。

七 海外先物契約に基づき顧客の計算に属する金銭、有価証券その他の財産又は保証金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得すること。

八 前各号に掲げるもののほか、海外先物契約の停止を命ぜることができる。

九 主務大臣は、海外商品取引業者が第三条から前条までの規定に違反する行為をし、かつ、当該行為を引き続きするおそれがあると認めるとときは、当該海外商品取引業者に対し、一年以内の期間を定めて、海外商品市場における先物取引の受託等に関する業務の全部又は一部の停止を命ぜることができる。

十 主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

(報告及び立入検査)

十一 第三条から前条までの規定は、海外商品取引の運営等を内容とする契約

四

五

六

七

八

九

十

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

であつて当該海外商品取引業者が当該注文を受けた日に相当する日の翌日以後の直近のもの(顧客が当該注文において売付けをするべき期間を特定した場合においては、当該期間に相当する期間内)の当該海外商品市場における相場であつて同一先物取引に係る売付けが成立したもと推定する。

前項の規定は、顧客が海外商品取引業者との間で締結した海外先物契約によりその価格を特定しないで買付けの注文をした場合に準用する。この場合において、同項中「売付け」とあるのは「買付け」と、「最高価格」とあるのは「最低価格」と読み替えるものとする。

(適用除外)

前項の規定は、顧客が海外商品取引業者との間で締結した海外先物契約によりその価格を特定しないで買付けの注文をした場合に準用する。この場合において、同項中「売付け」とあるのは「買付け」と、「最高価格」とあるのは「最低価格」と読み替えるものとする。

第十二条 第三条から前条までの規定は、海外商品取引の運営等を内容とする契約

四

五

六

七

八

九

十

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

前項の規定は、顧客が海外商品取引業者との間で締結した海外先物契約によりその価格を特定しないで買付けの注文をした場合は、当該注文に係る海外商品市場において当該注文に係る先物取引と種類及び期限が同一の先物取引(以下この項において「同一先物取引」という。)が行われた日

であつて当該海外商品取引業者が当該注文を受けた日に相当する日の翌日以後の直近のもの(顧客が当該注文において売付けをするべき期間を特定した場合においては、当該期間に相当する期間内)の当該海外商品市場における相場であつて同一先物取引に係る売付けが成立したもと推定する。

前項の規定は、顧客が海外商品取引業者との間で締結した海外先物契約によりその価格を特定しないで買付けの注文をした場合は、当該注文に係る海外商品市場において当該注文に係る先物取引と種類及び期限が同一の先物取引(以下この項において「同一先物取引」という。)が行われた日



障害に関する用語の整理に関する法律案  
(障害に関する用語の整理に関する法律)  
一部改正)

第一条 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一  
部を次のように改正する。

第四十六条第一項中「不具廢疾」を「重度障害  
ノ状態」に改め、同条第二項中「不具廢疾ト」を  
「重度障害ノ状態ト」に、「不具廢疾ノ」を「重度  
障害ノ」に改め、同条第三項中「不具廢疾」を「重  
度障害」に改め、同条第四項中「不具廢疾」を「重  
度障害ノ状態」に改める。

第四十六条ノ一第一項及び第二項中「不具廢  
疾」を「重度障害」に改め、同条第三項中「傷病」  
を「重度障害」に改め、同条第三項中「傷病」  
を「重度障害」に改める。

第四十九条ノ一第一項及び第二項中「不具廢  
疾」を「重度障害」に改め、同条第三項中「傷病」  
を「重度障害」に改める。

第五十条第一項中「不具廢疾」を「重度障害」に  
改める。

第五十四条第一項第二号及び第三号中「不具  
廢疾」を「重度障害ノ状態」に改める。

第五十五条第一項中「不具廢疾」を「重度障害」  
に改め、同条第三項から第五項までの規定中  
「不具廢疾」を「重度障害ノ状態」に改め、  
第六十五条第一項中「不具廢疾」を「重度障害」  
に改め、同条第三項から第五項までの規定中  
「不具廢疾」を「重度障害ノ状態」に改め、同条第  
六項中「不具廢疾」を「重度障害」に改める。

第六十五条ノ一第一項中「傷病」を「重度障  
害」に改め、同条第三項中「傷病」を「重度障  
害」に改める。

第七十四条及び第七十五条第三項中「不具廢  
疾」を「重度障害ノ状態」に改める。

第七十八条ノ二中「不具廢疾ニシテ」を「重度  
障害ノ状態ニ在ル」に改める。

第八十一条第一項及び第九十八条中「不具廢  
疾」を「重度障害ノ状態」に改める。

別表第一号表ノ二中「不具廢疾程度」を「重度  
障害ノ程度」に、「不具廢疾ノ」を「重度障害ノ」  
に改める。

別表第一号表ノ三中「傷病」を「障害」に改め  
る。

別表第二号表中「不具廢疾」を「重度障害」に改  
める。

別表第三号表中「傷病」を「障害」に改める。

第二条 船員保險法(昭和十四年法律第七十三号)  
の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「廢疾」を「障害」に改める。

第二十二条第二項中「不具廢疾ニ因リ労働能  
力ナキ」を「別表第四下欄ニ定ムル一級又ハ二級  
ノ障害ノ状態ニ在ル」に改める。

第二十五条ノ二第一項、第二十七条ノ三第二  
項、第三十条ノ二及び第三十四条第四項中「廢  
疾」を「障害」に改める。

第三十八条第三項及び第五項中「廢疾」を「障  
害」に改める。

第四十条第一項から第五項までの規定中「廢  
疾」を「障害」に改め、同条第六項中「廢疾」を「障  
害」に改める。

第四十四条第一項中「廢疾」を「障害」に改  
め、同条第二項中「廢疾」を「障害ノ状態」に改  
め、同条第三項中「廢疾ト」を「障害ノ状態ト」  
に、「廢疾ノ状態」を「障害」に改める。

第四十五条第二項及び第四十五条ノ三第一  
項及び第二項中「廢疾」を「障害」に改める。

第五十条第一項第一号中「廢疾ト」を「障害ノ状  
態」に改め、同項第六号中「廢疾ト為リタル」  
を「障害」に、「廢疾ノ」を「障害ノ」に改める。

第五十条ノ三ノ三中「不具廢疾ニ因リ労働能  
力ナキ」を「別表第四下欄ニ定ムル一級若ハ二級  
ノ障害ノ状態ニ在ル」に改める。

第五十条ノ四第五号及び第六号中「不具廢  
疾」を「障害」に改め、同条第五項中「廢疾ノ状態」  
を「障害」に、「廢疾ノ程度」を「障害ノ程度」に改  
める。

第四十二条第一項第一号中「別表第四上欄ニ定  
ムル廢疾ノ程度」を「其ノ障害ノ状態ガ別表第四  
上欄ニ定ムル」に、「廢疾ノ状態」を「障害ノ状  
態」に、「廢疾ト」を「障害ノ状態ト」に、「不具廢  
疾ニ因リ労働能力ナキ」を「別表第四下欄ニ定ム  
ル」に改める。

第五十条ノ八第一号中「廢疾ト為リタル」を  
「障害」に、「廢疾ノ」を「障害ノ」に改める。

第五十七条第一項中「廢疾状態」を「障害状態」  
に改める。

同条第二項中「廢疾」を「障害ノ状態」に改める。

第四十一条ノ二第一項中「廢疾ト」を「障害」  
ノ状態ト」に、「廢疾ノ」を「障害ノ」に改め、同条  
第二号中「廢疾」を「障害ノ状態」に改める。

第四十二条第一項中「廢疾」を「障害」に改め  
る。

別表第一から別表第二までの表中「廢疾」を  
「障害」に改める。

別表第一号表ノ二中「不具廢疾程度」を「重度  
障害ノ程度」に、「不具廢疾ノ」を「重度障害ノ」  
に改める。

別表第四中「第三十四条、第三十八条、第四  
十条、第四十二条ノ二、第五十条」を「第二十三  
条、第三十四条、第三十六条、第三十八条、第  
四十条、第四十二条ノ二、第五十条、第五十条  
ノ三ノ三、第五十条ノ四」に、「廢疾」を「障害」  
に改める。

第四十四条中「廢疾」を「障害」に改める。

第四十四条ノ二第一項及び第二項中「廢疾」を  
「障害」に改め、「廢疾年金又ハ」を削り、同条第  
三項中「廢疾ノ状態」を「障害」に、「廢疾ノ程度」  
を「障害ノ程度」に改め、「廢疾年金又ハ」を削  
る。

第四十四条ノ三第一項中「廢疾」を「障害」に改  
め、同条第二項中「廢疾」を「障害ノ状態」に改  
め、同条第三項中「廢疾ト」を「障害ノ状態ト」  
に、「廢疾ノ状態」を「障害」に改める。

第四十五条第二項及び第四十五条ノ三第一  
項及び第二項中「廢疾」を「障害」に改める。

第五十条第一項第一号中「廢疾ト」を「障害ノ状  
態」に改め、同項第六号中「廢疾ト為リタル」  
を「障害」に、「廢疾ノ」を「障害ノ」に改める。

第五十条ノ三ノ三中「不具廢疾ニ因リ労働能  
力ナキ」を「別表第四下欄ニ定ムル一級若ハ二級  
ノ障害ノ状態ニ在ル」に改める。

第五十条ノ四第五号及び第六号中「不具廢  
疾」を「障害」に改め、同条第五項中「廢疾ノ状態」  
を「障害」に、「廢疾ノ程度」を「障害ノ程度」に改  
める。

第四条 労働者災害補償保険法(昭和二十一年法  
律第五十号)の一部を次のように改正する。

本則及び別表第一中「廢疾」を「障害」に、「廢  
疾等級」を「傷病等級」に改める。

第五条 児童福祉法(昭和二十一年法律第百六十  
四号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項第一号中「不具奇形の」を  
「身体に障害又は形態上の異常がある」に改め  
る。

第六条 預防接種法(昭和二十三年法律第六十八  
号)の一部を次のように改正する。

第六条 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八  
号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「廢疾と」を「障害の状態と」  
に、「廢疾又は」を「障害又は」に改める。

第十七条第一号及び第二号中「廢疾」を「障害」  
に改める。

に改める。

第五十八条第一項及び第三項並びに第五十九  
条ノ二第一項中「廢疾」を「障害」に改める。

附則第八項中「廢疾」を「障害」に改める。

別表第一から別表第二までの表中「廢疾」を  
「障害」に改める。

第七条 簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。  
 第六条第一項第一号中「廃疾保険金に係る」を「特例として保険金支払等を行う」に改める。  
 第四十五条の見出しを「（保険金支払等の特例）」に改める。

第八条 水先法（昭和二十四年法律第二百二十一号）  
 第一条第一項第一号中「廃疾」を「障害の状態」に一部を次のように改正する。  
 第十条第一項及び第二十四条第二項中「不具廃疾」を「疾病」に改める。

第九条 相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）  
 第一条第一項中「廃疾」を「疾病」に改める。

第十条 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）  
 第二十五条第一項の一部を次のように改める。  
 二十五条法律第九十五号）の一部を次のように改める。

第十二条 公職選舉法（昭和二十五年法律第二百号）  
 第一条第一項第一号中「不具」を「若しくは身体の障害のため」に改める。

第十三条 火薬類取締法（昭和二十五年法律第二百四十九号）  
 第二十三条第一項中「白痴者」を「精神薄弱者」に改める。

第十四条 重度心身障害者  
 第二十三条第一項第五号を次のように改める。

第十五条 結核予防法（昭和二十六年法律第九十号）  
 第二十二条第一項中「廃疾」とを「障害の状態」とに、「廃疾又は」を「障害又は」に改める。

第十六条 國家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第二百九十一号）  
 第二十三条第一項第一号中「不具廃疾」を「障害の状態」とに、「不具廃疾」を「障害」に改め、同項第二号中「不具廃疾」を「障害」に改め、同項第三号中「不具廃疾」を「障害」に改め、同項第六号から第八号までの規定及び同項第二号中「不具廃疾」を「障害」に改め、同項第三号中「不具廃疾」を「障害」に改め、同項第五号から第七号までの規定中「不具廃疾」を「障害」に改める。

第十七条 戰傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百一十七号）  
 第二十三条第一項第一号中「不具廃疾」を「障害」に改める。

第十八条 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十五条）  
 第二条第一項中「廃疾」を「障害」に改める。

第十九条 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律（昭和二十八年法律第二百三十三条）  
 第二項並びに第六条第一項及び第二項中「廃疾年金」を「障害年金」に改める。

第七条の三第一項中「廃疾年金」を「障害年金」に改め、同条第三項中「廃疾」を「障害の状態」に改め、「（廃疾）」に改め、同条第一号及び第三号中「不具廃疾」を「（特例として保険金支払等を行う）」に改める。

第八条 水先法（昭和二十四年法律第二百二十一号）  
 第一条第一項第一号中「廃疾」を「障害」に改める。

第九条 相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）  
 第一条第一項第一号中「廃疾」を「障害」に改める。

第十条 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）  
 第二十五条第一項の一部を次のように改める。  
 二十五条法律第九十五号）の一部を次のように改める。

第十二条 公職選舉法（昭和二十五年法律第二百号）  
 第一条第一項第一号中「不具」を「若しくは身体の障害のため」に改める。

第十三条 火薬類取締法（昭和二十五年法律第二百四十九号）  
 第二十三条第一項中「白痴者」を「精神薄弱者」に改める。

第十四条 重度心身障害者  
 第二十三条第一項第五号を次のように改める。

第十五条 結核予防法（昭和二十六年法律第九十号）  
 第二十二条第一項中「廃疾」とを「障害の状態」とに、「廃疾又は」を「障害又は」に改める。

第十六条 國家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第二百九十一号）  
 第二十三条第一項第一号中「不具廃疾」を「障害の状態」とに、「不具廃疾」を「障害」に改め、同項第二号中「不具廃疾」を「障害」に改め、同項第三号中「不具廃疾」を「障害」に改め、同項第六号から第八号までの規定及び同項第二号中「不具廃疾」を「障害」に改め、同項第三号中「不具廃疾」を「障害」に改め、同項第五号から第七号までの規定中「不具廃疾」を「障害」に改める。

第十七条 戰傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百一十七号）  
 第二十三条第一項第一号中「不具廃疾」を「障害」に改める。

第十八条 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十五条）  
 第二条第一項中「廃疾」を「障害」に改める。

第十九条 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律（昭和二十八年法律第二百三十三条）  
 第二項並びに第六条第一項及び第二項中「廃疾年金」を「障害年金」に改める。

第七条の三第一項中「廃疾年金」を「障害年金」に改め、同条第三項中「廃疾」を「障害の状態」に改め、「（廃疾）」に改め、同条第一号及び第三号中「不具廃疾」を「（特例として保険金支払等を行う）」に改める。

第八条 水先法（昭和二十四年法律第二百二十一号）  
 第一条第一項第一号中「廃疾」を「障害」に改める。

第九条 相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）  
 第一条第一項第一号中「廃疾」を「障害」に改める。

第十条 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）  
 第二十五条第一項の一部を次のように改める。  
 二十五条法律第九十五号）の一部を次のように改める。

第十二条 公職選舉法（昭和二十五年法律第二百号）  
 第一条第一項第一号中「不具」を「若しくは身体の障害のため」に改める。

第十三条 火薬類取締法（昭和二十五年法律第二百四十九号）  
 第二十三条第一項中「白痴者」を「精神薄弱者」に改める。

第十四条 重度心身障害者  
 第二十三条第一項第五号を次のように改める。

第十五条 結核予防法（昭和二十六年法律第九十号）  
 第二十二条第一項中「廃疾」とを「障害の状態」とに、「廃疾又は」を「障害又は」に改める。

第十六条 國家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第二百九十一号）  
 第二十三条第一項第一号中「不具廃疾」を「障害の状態」とに、「不具廃疾」を「障害」に改め、同項第二号中「不具廃疾」を「障害」に改め、同項第三号中「不具廃疾」を「障害」に改め、同項第六号から第八号までの規定及び同項第二号中「不具廃疾」を「障害」に改め、同項第三号中「不具廃疾」を「障害」に改め、同項第五号から第七号までの規定中「不具廃疾」を「障害」に改める。

第十七条 戰傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百一十七号）  
 第二十三条第一項第一号中「不具廃疾」を「障害」に改める。

第十八条 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十五条）  
 第二条第一項中「廃疾」を「障害」に改める。

第十九条 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律（昭和二十八年法律第二百三十三条）  
 第二項並びに第六条第一項及び第二項中「廃疾年金」を「障害年金」に改める。

「障害年金」に改める。

第二十三条 未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百六十一号）の一部を次のように改正する。

第七条中「不具廃疾で」を「障害の状態で」に改める。

第二十四条 私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一号中「廃疾」を「障害」に改める。

第二十条及び第二十四条第二項中「廃疾給付」を「障害給付」に改める。

第二十五条第一項中「廃疾給付」を「障害給付」に改め、同条第一項中「廃疾年金」を「障害年金」に改める。

第二十五条の二第一項中「廃疾一時金」を「障害一時金」に、「廃疾」を「障害」に改め、同条第二項中「廃疾年金」を「障害年金」に、「廃疾」を「障害」に改める。

第三十五条第一項第一号中「廃疾給付」を「障害給付」に改める。

附則第十七項及び第二十項中「廃疾給付」を「障害給付」に改める。

附則第二十一項中「廃疾年金」を「障害年金」に、「廃疾一時金」を「障害一時金」に改める。

附則第二十三項中「廃疾給付」を「障害給付」に改める。

第二十五条 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

本則中「廃疾」を「障害」に改める。

第四十七条第一項及び第二項中「廃疾認定日」を「障害認定日」に改める。

第五十四条の二第一項、第二項及び第四項中「廃疾年金又は」を削る。

別表第一及び別表第二中「廃疾」を「障害」に改める。

第二十六条 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第七十四条第一項中「不具廃疾」を「心身障害の状態」に改める。

第九十八条第四項第三号及び第九十八条の二第三項中「不具廃疾」を「心身障害」に改める。

第五十九条第三項第三号から第三号までの規定中「不具廃疾」を「心身障害」に改める。

第六十条 公共企業体職員等共済組合法（昭和三一年法律第百三十四号）の一部を次のように改正する。

第三十条 国会議員互助年金法（昭和三十三年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第三十一条 第二項中「不具廃疾」を「重度障害の状態」に改め、同条第二項及び第三項中「不具廃疾」を「重度障害」に改め、同条第四項中「不具廃疾」を「重度障害の状態」に改め、同条第五項中「不具廃疾」を「重度障害」に改める。

第五十五条第三項第一号から第三号までの規定中「廃疾年金基礎額」を「障害年金基礎額」に改める。

第五十六条第八項中「改定廃疾年金」を「改定障害年金」に改める。

第五十七条第三項第一号から第三号までの規定中「廃疾年金基礎額」を「障害年金基礎額」に改める。

第五十八条第一項中「不具廃疾」を「重度障害」に改める。

第五十九条第一項中「不具廃疾」を「重度障害」に改める。

第六十条第一項中「不具廃疾」を「重度障害」に改める。

第六十一条第一項中「不具廃疾」を「重度障害」に改める。

第六十二条第一項中「不具廃疾」を「重度障害」に改める。

第六十三条第一項中「不具廃疾」を「重度障害」に改める。

第六十四条第一項中「不具廃疾」を「重度障害」に改める。

第六十五条第一項中「不具廃疾」を「重度障害」に改める。

第六十六条第一項中「不具廃疾」を「重度障害」に改める。

第六十七条第一項中「不具廃疾」を「重度障害」に改める。

三十二年法律第百四十三号の一部を次のように改正する。

第二条中「廃疾」を「障害」に改める。

第三条第三号中「廃疾」を「障害」に改め、同条第四号中「身体障害」を「障害」に改める。

第二十九条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第四号中「白痴者」を「重度精神薄弱者」に改める。

第三十条 国会議員互助年金法（昭和三十三年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項中「不具廃疾」を「重度障害の状態」に改め、同条第二項及び第三項中「不具廃疾」を「重度障害」に改め、同条第四項中「不具廃疾」を「重度障害の状態」に改め、同条第五項中「不具廃疾」を「重度障害」に改める。

第五十五条第八項中「改定廃疾年金」を「改定障害年金」に改める。

第五十六条第三項第一号から第三号までの規定中「廃疾年金基礎額」を「障害年金基礎額」に改める。

第五十七条第三項第一号から第三号までの規定中「廃疾年金基礎額」を「障害年金基礎額」に改める。

第五十八条第一項中「不具廃疾」を「重度障害」に改める。

第五十九条第一項中「不具廃疾」を「重度障害」に改める。

第六十条第一項中「不具廃疾」を「重度障害」に改める。

第六十一第一項中「不具廃疾」を「重度障害」に改める。

第六十二条第一項中「不具廃疾」を「重度障害」に改める。

第六十三条第一項中「不具廃疾」を「重度障害」に改める。

第六十四条第一項中「不具廃疾」を「重度障害」に改める。

第六十五条第一項中「不具廃疾」を「重度障害」に改める。

第六十六条第一項中「不具廃疾」を「重度障害」に改める。

第六十七条第一項中「不具廃疾」を「重度障害」に改める。

第六十八条第一項中「不具廃疾」を「重度障害」に改める。

年法律第百一十八号の一部を次のように改正する。

目次中「廃疾給付」を「障害給付」に改める。

本則中「廃疾」を「障害」に、「廃疾年金」を「障害年金」に、「廃疾一時金」を「障害一時金」に、「廃疾給付」を「障害給付」に改める。

第八十二条の二第二項第一号から第三号までの規定中「廃疾年金基礎額」を「障害年金基礎額」に改める。

第三十二条 第二項中「廃疾年金」を「障害年金」に改める。

第三十三条 第二項及び第三項中「廃疾」を「障害」に改め、同条第二項及び第三項中「廃疾年金」を「障害年金」に改める。

第三十四条第一項中「廃疾」を「障害」に改め、同条第二項及び第三項中「廃疾年金」を「障害年金」に改める。

第三十五条第一項中「廃疾」を「障害」に改め、同条第二項及び第三項中「廃疾年金」を「障害年金」に改める。

第三十六条第一項中「廃疾」を「障害」に改め、同条第二項及び第三項中「廃疾年金」を「障害年金」に改める。

第三十七条第一項中「廃疾」を「障害」に改め、同条第二項及び第三項中「廃疾年金」を「障害年金」に改める。

第三十八条第一項中「廃疾」を「障害」に改め、同条第二項及び第三項中「廃疾年金」を「障害年金」に改める。

第三十九条第一項中「廃疾」を「障害」に改め、同条第二項及び第三項中「廃疾年金」を「障害年金」に改める。

第四十条第一項中「廃疾」を「障害」に改め、同条第二項及び第三項中「廃疾年金」を「障害年金」に改める。

第四十一条第一項中「廃疾」を「障害」に改め、同条第二項及び第三項中「廃疾年金」を「障害年金」に改める。

第四十二条第一項中「廃疾」を「障害」に改め、同条第二項及び第三項中「廃疾年金」を「障害年金」に改める。

第四十三条第一項中「廃疾」を「障害」に改め、同条第二項及び第三項中「廃疾年金」を「障害年金」に改める。

第四十四条第一項中「廃疾」を「障害」に改め、同条第二項及び第三項中「廃疾年金」を「障害年金」に改める。

第四十五条第一項中「廃疾」を「障害」に改め、同条第二項及び第三項中「廃疾年金」を「障害年金」に改める。

第四十六条第一項中「廃疾」を「障害」に改め、同条第二項及び第三項中「廃疾年金」を「障害年金」に改める。

第四十七条第一項中「廃疾」を「障害」に改め、同条第二項及び第三項中「廃疾年金」を「障害年金」に改める。

第四十八条第一項中「廃疾」を「障害」に改め、同条第二項及び第三項中「廃疾年金」を「障害年金」に改める。



に改める。

第四十四条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法等の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第一百五十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第三項中「廢疾一時金」を「障害一時金」に改める。

附則第三条第三項中「廢疾年金」を「障害年金」に改める。

第四十五条 昭和四十年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律(昭和四十年法律第一百一号)の一部を次のように改める。

第四十六条 昭和四十年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律(昭和四十年法律第一百一号)の一部を次のように改める。

第八十三条 昭和四十年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律(昭和四十年法律第一百一号)の一部を次のように改める。

第一条の見出し、同条第一項及び第二項並びに同条第四項の表中「廢疾年金」を「障害年金」に改める。

第八十三条の一部を次のように改める。

附則第八条第一項中「廢疾認定日」を「障害認定日」に改める。

定日」に、「廢疾」を「障害」に改め、同条第一項中「廢疾」を「障害」に改める。

第四十七条 昭和四十年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律(昭和四十年法律第一百一号)の一部を次のように改める。

附則第九条第一項及び第二項中「廢疾認定日」を「障害認定日」に、「廢疾」を「障害」に改め、同条第三項中「廢疾」を「障害」に改め、同条第四項

本則中「廢疾年金」を「障害年金」に改める。

第二条第一項、第二項及び第四項並びに第三条第一項中「廢害年金」を「公務傷病年金」に、

「障害遺族年金」を「公務傷病年金」に改める。

附則第九条第三項中「廢疾一時金」を「障害一時金」に改め、同条第四項

本則中「廢疾年金」を「障害年金」に改める。

第二条第一項中「廢疾年金」を「障害年金」に改める。

附則第九条第三項中「廢疾年金」を「障害年金」に改め、同条第四項

本則中「廢疾年金」を「障害年金」に改める。

第二条第一項中「廢疾年金」を「障害年金」に改め、同条第四項

本則中「廢疾年金」を「障害年金」に改め、同条第四項

本則中「廢疾年金」を「障害年金」に改め、同条第四項

本則中「廢疾年金」を「障害年金」に改め、同条第四項

本則中「廢疾年金」を「障害年金」に改め、同条第四項

本則中「廢疾年金」を「障害年金」に改め、同条第四項

本則中「廢疾年金」を「障害年金」に改め、同条第四項

本則中「廢疾年金」を「障害年金」に改め、同条第四項

本則中「廢疾年金」を「障害年金」に改め、同条第四項

第五十条 国民年金法の一部を改正する法律(昭

和四十一年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第三項中「廢疾一時金」を「障害一時金」に改める。

附則第四条、第八条第一項、第九条、第十条

第七項、第八項及び第十項並びに第十二条第二項中「廢疾年金」を「障害年金」に改める。

第五十四条 昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律(昭和四十二年法律第一百五号)の一部を次のように改正する。

第五十五条 昭和四十二年度以後における公共企

業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支

給する年金の額の改定に関する法律(昭和四十

二年法律第一百六号)の一部を次のように改正す

る。

第五十五条 第七条(見出しを含む)、第八条、第九

条第七項、第八項及び第十項、第十条並びに第

十一条第三項中「廢疾年金」を「障害年金」に改

め、同条第四項中「廢疾年金」を「公務傷病年金」

に、「障害遺族年金」を「公務傷病遺族年金」に改

める。

附則第六条(見出しを含む)中「廢疾年金」を

「障害年金」に改める。

附則第四条第三項中「廢疾年金」を「障害年金」に改め、同条第四項

本則中「廢疾年金」を「障害年金」に改め、同条第四項

第五十条 国民年金法の一部を改正する法律(昭

る。

附則第三条第三項中「廢疾一時金」を「障害一時金」に改める。

附則第四条、第八条第一項、第九条、第十条

第七項、第八項及び第十項並びに第十二条第二

項中「廢疾年金」を「障害年金」に改める。

第五十四条 昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律(昭和四十二年法律第一百四号)の一部を次のように改正する。

第五十五条 昭和四十二年度以後における公共企

業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支

給する年金の額の改定に関する法律(昭和四十

二年法律第一百六号)の一部を次のように改正す

る。

第五十五条 第七条(見出しを含む)、第八条、第九

条第七項、第八項及び第十項、第十条並びに第

十一条第三項中「廢疾年金」を「障害年金」に改

め、同条第四項中「廢疾年金」を「公務傷病年金」

に、「障害遺族年金」を「公務傷病遺族年金」に改

める。

附則第四条第三項中「廢疾年金」を「障害年金」に改め、同条第四項

本則中「廢疾年金」を「障害年金」に改め、同条第四項

第五十条 国民年金法の一部を改正する法律(昭

る。

本則中「廢疾」を「障害」に、「廢疾等級」を「傷

病等級」に、「身体障害」を「障害」に改める。

第二十九条第五項中「身体の障害」を「障害」に改める。

附則第四条中「廃疾」を「障害の状態」に改める。

附則第八条第一項中「廃疾、身体障害」を「障害」に改める。

附則第十条第一項中「廃疾年金」を「障害年金」に改め、同条第二項中「廃疾」を「障害の状態」に、「廃疾年金」を「障害年金」に改める。

別表中「身体障害」を「障害」に改める。

第五十七条 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十号）の一部を次のように改訂する。

第十八条の二 第二項中「廃疾等級」を「傷病等級」に改める。

第五十八条 昭和四十二年度及び昭和四十三年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十年法律第九十二号）の一部を次のように改訂する。

附則第六条 第二項中「廃疾年金」を「障害年金」に改める。

第六十条 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律（昭和四十四年法律第九十四号）の一部を次のように改訂する。

附則第八条第一項中「廃疾年金」を「障害年金」に改め、同条第二項中「廃疾」を「障害の状態」に、「廃疾年金」を「障害年金」に改める。

第五十九条 昭和四十二年度及び昭和四十三年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第九十三号）の一部を次のように改訂する。

附則第七条 第二項中「廃疾年金」を「障害年金」に改める。

第六十四条 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律案外一件

附則第十条第六項中「廃疾一時金」を「障害一時金」に改める。

第六十条 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律（昭和四十四年法律第九十四号）の一部を次のように改訂する。

附則第十四条中「廃疾一時金」を「障害一時金」に改める。

附則第六项から第十八項までの規定中「廃疾年金」を「障害年金」に改める。

本則中「廃疾年金」を「障害年金」に、「廃疾年金基礎期間」を「障害年金基礎期間」に改める。

第五条第二項中「廃疾」を「障害」に改める。

附則第八条第一号中「廃疾年金」を「障害年金」に改める。

第六十一条 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第十二号）の一部を次のように改訂する。

附則第七条中「廃疾」を「障害」に改める。

第六十二条 恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第八十一号）の一部を次のように改訂する。

附則第十三条第一項及び同条第二項の表中「不具廃疾又は傷病」を「重度障害又は障害」に改める。

第六十六条 昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十年法律第八十号）の一部を次のように改訂する。

附則第二条の見出し中「廃疾」を「障害」に改める。

第六十七条 昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する年金の額の改定に関する法律及び公共企事業体職員等共済組合法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第八十二号）の一部を次のように改訂する。

附則第一条第一項中「廃疾年金」を「障害年金」に、「廃疾」を「障害」に改める。

附則第三条 第二項中「廃疾」を「障害」に改める。

第六十八条 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第三十二号）の一部を次のように改訂する。

附則第十四条第一項第一号中「不具廃疾で」を「重度障害の状態に」に改める。

第六十九条 恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第五十一号）の一部を次のように改訂する。

附則第十四条の二 第一項中「廃疾」を「障害」に改める。

第七十条 昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第五十二号）の一部を次のように改訂する。

附則第三条の見出し中「廃疾年金及び廃疾一時金」を「障害年金及び障害一時金」に改め、同条第一項中「廃疾」を「障害」に改め、同条第二項中「廃疾年金」を「障害年金」に改める。

附則第七条及び第八条第一項中「廃疾年金」を「障害年金」に改める。

第六十四条 第二項中「廃疾年金」を「障害年金」に改め、同条中「廃疾年金」を「障害年金」に、「廃疾」を「障害」に改める。

附則第十三条中「廃疾認定日」を「障害認定日」として、「廃疾」を「障害」に改める。

第六十五条 昭和四十二年度以後における國家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十年法律第五十三号）の一部を次のように改訂する。

附則第一条第一項中「廃疾年金」を「障害年金」に、「廃疾」を「障害」に改める。

附則第三条 第二項中「廃疾」を「障害」に改める。

第六十六条 昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第五十三号）の一部を次のように改訂する。

第七十二条 昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第五十三号）の一部を次のように改訂する。

昭和五十七年七月九日 参議院会議録第二十二号

障害に関する用語に関する法律案外一件

附則第三条の見出し中「廢疾年金及び廢疾一時金」を「障害年金及び障害一時金」に改め、同条第一項中「廢疾」を「障害」に改め、同条第二項中「廢疾年金」を「障害年金」に改める。

附則第十条及び第十一条第一項中「廢疾年金」を「障害年金」に改める。

第七十二条 昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第五十五号)の一部を次のよう

うに改正する。  
附則第四条の見出し中「廢疾年金及び廢疾一時金」を「障害年金及び障害一時金」に改め、同条第一項及び第二項中「廢疾」を「障害」に改め、同条第三項中「廢疾年金」を「障青年金」に改める。

附則第九条第一項の表中「廢疾年金」を「障害年金」に改める。

第七十三条 予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第六十九号)の一部を次のよう改め。附則第一条第二項中「廢疾」を「障害」に改め

る。  
附則第三条第一項中「廢疾と」を「障害の状態と」に、「廢疾又は」を「障害又は」に改める。  
第七十四条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第三十七号)の一部を次のよう改め。附則第十五条第二項中「不具廢疾で」を「重度障害の状態にあつて」に改める。

第七十五条 医薬品副作用被害救済基金法(昭和五十四年法律第五十五号)の一部を次のよう改め。

改正する。

本則中「廢疾」を「障害」に改める。

附則第一条第二項中「廢疾」を「障害の状態」に改める。

第七十六条 昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律第七十二条の一部を次のよう改めする。

附則中「廢疾年金」を「障害年金」に改める。

附則第一条の見出し中「廢疾一時金」を「障害一時金」に改める。

第七十七条 昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第七十三号)の一部を次のよう改めする。

附則中「廢疾年金」を「障害年金」に改める。

附則第一条の見出し中「廢疾一時金」を「障害一時金」に改める。

第七十八条 健康保険法等の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第八十号)の一部を次のよう改めする。

附則第六条第一項、第八条第二項及び第十一条第一項中「廢疾年金又は廢疾一時金」を「障青年年金又は障青年一時金」に改める。

第七十九条 次に掲げる法律の規定中「廢疾」を「障害」に改める。

第二項中「廢疾年金又は廢疾一時金」を「障青年年金又は障青年一時金」に改める。

第二項及び第二項、第三条第三項第二号、第四条、第十六条、第十七条第一号並びに第三十一条第二項

(昭和三十九年法律第一百三十四号)第二条第一項及び第二項、第三条第三項第二号、第四条、第十六条、第十七条第一号並びに第三十一条第二項

十一 厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第七十八号)附則第十九条

四 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号) 本則並びに別表第一及び別表第三  
六 通算年金通則法(昭和三十六年法律第八十一条号)第四条第二項第四号  
七 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)第三条第一項、第四条第一項第三号並びに第二項第六号及び第七号並びに第二十九条第二項  
八 国民年金法及び児童扶養手当法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第八十七号)附則第二条第一項及び第二項並びに第六条  
九 農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第一百二十二号)附則第十二条第四項及び第十五条第二項  
十 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第一百三十四号)第二条第一項及び第二項、第三条第三項第二号、第四条、第十六条、第十七条第一号並びに第三十一条第二項  
十一 厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第七十八号)附則第十九条  
十二 國民年金法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第八十六号)附則第五条第一項  
十三 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律(昭和四十四年法律第九十七号)第一条  
十四 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第十一第十三項  
十五 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第一百一十九号)第十九条 第六十条及び第八十条第三項  
十六 船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第九十号)附則第二条  
十七 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十年法律第八十一号)附則第四条(見出しを含む)  
十八 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十年法律第二十四号)附則第五条第一項  
十九 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和五一年法律第六十三号)附則第十三条  
二十 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第八十二号)附則第六十条  
二十一 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第一百四号)附則第一項及び第二項、第六十二条第一項及び第二項並びに第六十三条  
二十二 次に掲げる法律の規定中「廢疾」を「障害」に改める。  
一 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)第十五条の七第一項  
二 消防法(昭和二十二年法律第二百八十六号)第十六条の三第三項  
三 水防法(昭和二十四年法律第一百九十三号)第

- 六条の二第一項及び第三十四条  
四 船員保険法の一部を改正する法律(昭和一十九年法律第百十六号)附則第七条第一号  
五 消防団員等公務災害補償等共済基金法(昭和三十一年法律第百七号)附則第八条  
六 消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第百五号)附則第四项  
七 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第八十四条  
八 河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第二十二条第六项  
九 次に掲げる法律の規定中「不具の」を「身体に障害のある」に改める。  
一 獣医師法(昭和二十四年法律第百八十六号)  
第五条第一項第二号  
二 家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第十七条第二項第一号  
九 次に掲げる法律の規定中「不具廢疾」を「障害」に改める。

- 三 次に掲げる法律の規定中「身体に障害のある」に改める。  
一 獣医師法(昭和二十四年法律第百八十六号)  
第五条第一項第二号  
二 家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第十七条第二項第一号  
九 次に掲げる法律の規定中「不具廢疾」を「障害」に改める。  
一 戰傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和一十九年法律第六十八号)附則第三項  
二 戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第百五十九号)附則第二条第二項  
三 戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第五十八号)附則第四条第一項  
四 次に掲げる法律の規定中「不具廢疾」を「障害」に改める。  
一 戰傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和一十九年法律第六十八号)附則第三項  
二 戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第百五十九号)附則第二条第二項  
三 戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第五十八号)附則第四条第一項  
四 次に掲げる法律の規定中「不具廢疾」を「障害」に改める。

- 五 昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律(昭和三十一年法律第二百六十号)第一条の見出し、同条第一項、第二項及び第四項並びに第三条第一項及び第二項  
六 昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律(昭和三十一年法律第二百六十号)第一条の見出し、同条第一項、第二項及び第四項並びに第三条第一項及び第二項  
七 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律(昭和三十三年法律第二百二項)  
八 労働者災害補償保險法の一部を改正する法律(昭和三十五年法律第二十九号)附則第十五条  
九 公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第二十四号)附則第四条第二項  
十 昭和三十七年度における田令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律(昭和三十六年法律第三百七号)第一項及び第二項  
十一 国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律(昭和三十六年法律第三百八号)第一条(見出しを含む。)  
十二 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第百五十三号)附則第五条第三項  
十三 労働者災害補償保險法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二百三十九号)附則第二条第二項、第三条第一項第一号及び第七項  
十四 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二百三十九号)附則第五项及び第六项第一号  
十五 昭和四十一年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律(昭和四十二年法律第二百二号)附則第二条第二項、第三条及び第四条  
十六 昭和四十二年度における地方公務員等公済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律(昭和四十二年法律第二百二号)附則第三条第一項及び第二項  
十七 昭和四十二年度及び昭和四十三年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律(昭和四十四年法律第九十五号)附則第八条第四項及び第十条  
十八 昭和四十二年度、昭和四十三年度及び昭和四十四年度における旧令による共済組合等の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第二百号)附則第二条第二項、第三条第一項第一号及び第七項  
十九 昭和四十二年度、昭和四十三年度及び昭和四十四年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律(昭和四十五年法律第二百一号)附則第二条第二項、第三条及び第四条  
二十 昭和四十四年度における私立学校教職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律(昭和四十五年法律第二百二号)附則第三项第一号  
二十一 昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律(昭和四十六年法律第八十二号)附則第六条  
二十二 昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律(昭和四十六年法律第八十三号)附則第四条第三项

- 二十三 第八十条 次に掲げる法律の規定中「廢疾年金」を「障害年金」に改める。  
一 國家公務員共済組合法の規定による年金の規定による年金の額の改定等に関する法律(昭和四十二年法律第二十九号)附則第十五条  
二十四 第四条第一項  
二十五 第八十三条 次に掲げる法律の規定中「廢疾年金」を「障害年金」に改める。  
一 國家公務員共済組合法の規定による年金の規定による年金の額の改定等に関する法律(昭和四十二年法律第二十九号)附則第十五条  
二十六 昭和四十二年度における地方公務員等公済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律(昭和四十二年法律第二百二号)附則第三条第一項及び第二項  
二十七 昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律(昭和四十六年法律第八十三号)附則第四条第三项

二十三 昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第八十一号）附則第三条第一項、第四条第一項第一号及び第二項第一号、第六条第五项並びに第七条第四項

二十四 昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第八十二号）附則第二条、第三条の見出し、同条第一項並びに第五条第一項第一号及び第二項第一号

二十五 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第八十三号）附則第五项第一号

二十六 昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第六十二号）附則第八条

二十七 昭和四十二年度以後における公企企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第六十三号）附則第二条第三項第四号

二十八 昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第六十五号）附則第二条第一項

二十九 昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第九十四号）附則第四条の見出し、第八条第一項

三十 昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第九十五号）附則第四条の見出し、第十二

条及び第十四条第一項

三十一 昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第九十七号）附則第三条第一項の表

三十二 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第九十九号）附則第十一項第二号

三十三 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十年法律第五十三号）附則第九项第二号

三十四 昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五一年法律第六十四号）附則第四条及び第六条第一項

三十五 昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十二年法律第六十五号）附則第四条及び第六条第一項

三十六 昭和四十二年度以後における公企企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律（昭和五十二年法律第六十六号）附則第三条及び第四条

三十七 昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第五十八号）附則第五条並びに第六条第一項及び第五项

三十八 昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律（昭和五十六年法律第五十七号）附則第四条の見出し、第十二

法律等の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第五十九号）附則第五条並びに第六条第一項及び第三项

三十九 昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第六十二号）附則第三条第一項の表及び同条第三项

四十 昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第七十六号）附則第五条第二項及び第三项、第六条、第八条第二项、第十五条第一項の表並びに同条第三项及び第九项

四一 昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第七十四号）附則第四条及び第五条

四二 昭和四十二年度以後における公企企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第七十六号）附則第二条第一項

四三 昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第七十七号）附則第三条及び第四条

四四 昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第五十五号）附則第五条及び第六条

四五 昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第五十五号）附則第五条並びに第六条第一項

四六 昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律（昭和五十六年法律第七十三号）附則第五条及び第六条

四七 次に掲げる法律の規定中「障害給付」を「障害給付」に改める。

一 警察法（昭和二十九年法律第一百六十二号）附則第二十七項

二 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十年法律第五十四号）附則第四项

三 次に掲げる法律の規定中「廢疾一時金」を「障害一時金」に改める。

一 昭和四十年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第一百二十二号）附則第四条第三项

二 防衛庁設置法等の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第九十七号）附則第二条第一項

2 (障害に係る從前の給付の呼称等)

第八十一条 この法律の施行前の国家公務員共済組合法その他の法令の規定（これらの法令の改正（従前の改正を含む。前の規定及び廃止された法令の規定を含む。）により支給事由の生じた廢疾年金、廢疾一時金、廢疾給付及び特例廢疾年金は、この法律の施行後は、それぞれ障害年金、障害一時金、障害給付及び特例障害年金と称する。

2 この法律による改正後の法律の規定中の「障害年金」「障害一時金」「障害給付」又は「特例障害年金」には、それぞれ前項の規定により障害年金、障害一時金、障害給付又は特例障害年金と称されるもので当該法律の規定に係るものとす。

附則 この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。

## 審査報告書

行政事務の簡素合理化に伴う関係法律の整理及び適用対象の消滅等による法律の廃止に関する法律案は、多數をもつて可決すべきものと議決した。右は多數をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十七年七月六日 参議院議長 徳永 正利殿 内閣委員長 遠藤 要

## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

本法律案は、行政事務の簡素合理化を図るために、三十条の三十五条法律の規定の整理を行うとともに、適用対象が消滅したこと等により三百二十条の廃止を行おうとするものであつて、妥当な措置と認める。

## 一、費用

行政事務の簡素合理化に伴う関係法律の整理及び適用対象の消滅等による法律の廃止に関する法律案は、内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

参議院議長 徳永 正利殿 衆議院議長 福田 一

行政事務の簡素合理化に伴う関係法律の整理及び適用対象の消滅等による法律の廃止に関する法律案は、内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

参議院議長 徳永 正利殿 衆議院議長 福田 一

障害に関する用語の整理に関する法律案外一件

昭和五十七年七月九日 参議院会議録第二十二号

## 目次

第一編 許可、認可等行政事務の簡素合理化に伴う関係法律の整理

に関する法律

第二編 附則

## 六条 第二章 適用対象等の消滅及び行政目的達成等による法律の廃止(第三十七条—第四十九条)

## (旅券法の一部改正)

第四条 旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第四項を次のように改める。

## 附則

## 第一章 許可、認可等行政事務の簡素合理化に伴う関係法律の整理

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正)

第一条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「国際的契約」の下に「不当な取引制限又は不公正な取引方法に該当する事項をその内容とするおそれがあると認めて公正取引委員会規則で定める種類に属するものに限り、〔を加え、「写し」と「写し」と、「添附して」を「添付して」に改め、同条第三項を削る。〕

第八十八条の三中「政令」の下に「又は公正取引委員会規則」を加える。

## (風俗営業等取締法の一部改正)

第一条 風俗営業等取締法(昭和二十三年法律第二百二十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「六月」を「一年」に改める。

## (統計法の一部改正)

第三条 統計法(昭和二十二年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「指定統計調査に関する事務に従事せしめるため、」を削り、同条第二項及び第三項を次のように改める。

## (都道府県に、統計主事を置くこと)

都道府県に、統計主事を置くことができる。

## (市町村に、統計主事を置くことができる。)

第十条第四項中「の事務」を「に関する専門的技術的事務」に改める。

第十二条を次のように改める。

## (市町村に、統計主事を置くことができる。)

第十三条中「第十一条第一項に規定する者、同条第二項に規定する者、同条第三項但書に該当する者及び前条に掲げる者」を「統計官、統計主事その他指定期調査に関する事務に従事する者及び統計調査員」に改める。

## (塩専売法の一部改正)

第六条 塩専売法(昭和二十四年法律第二百十二号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「三年」を「五年」に改める。

## (砂糖消費税法の一部改正)

第七条 砂糖消費税法(昭和三十年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

## (石油ガス税法の一部改正)

第六条 石油ガス税法(昭和四十年法律第二百五十号)の一部を次のように改正する。

第十四条を次のように改める。

## (第三十条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とす

る。)

## 第十七条中「第十五条第一項若しくは第十六

条第一項の規定に該当する砂糖類」を「税務署長又は税關長は、取締り上必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、第十五条第一項若しくは第十六条第一項の規定に該当する砂糖類」に、「者は、政令で定めるところにより」を「者に対し」に、「第十六条第一項の規定に該当するもの」を「前条第一項の規定に該当するもの」に、「しなければならない」を「すべきことを命ずることができる」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の命令を受けた者は、当該砂糖類の包装の見やすい箇所に大蔵省令で定める印影に合に記入する。)

## (たばこ専売法の一部改正)

第五条 たばこ専売法(昭和二十四年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項中「三年」を「五年」に改める。

## (第六十五条の見出し中「器具機械」を「製造用機械」に改め、同条中「製造用器具機械」を「製造

用機械」に改め、「ただし」に改める。

## (第六十八条の見出し中「許可取消」を「許可の取消」に改め、同条第一項中「除く外」を「除くほか」に、「製造用器具機械」を「製造用機械」に、「但し」を「ただし」に改める。

第六十九条第一項中「左に」を「次に」に、「製造用機械」を「製造用機械」に改め、同条第二項中「取消」を「取消し」に改める。

## (第六十九条第一項中「左に」を「次に」に、「製造用機械」に改める。

第七十五条第一項中「製造用器具機械」を「製造用機械」に改める。

## (塩専売法の一部改正)

第六条 塩専賣法(昭和二十四年法律第二百十二号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「三年」を「五年」に改める。

## (石油ガス税法の一部改正)

第六条 石油ガス税法(昭和四十年法律第二百五十号)の一部を次のように改正する。

第十四条を次のように改める。

## (第三十条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とす



「前項」を「前項」に改め、同項を同条第一項とする。  
 (あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律の一部改正)  
**第十八条** あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。  
 第一条第五項中「都道府県知事の管理に属するあん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゅう師試験委員」を「都道府県にあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師試験委員」に改める。  
 第三条の二及び第三条の三を次のように改める。

第三条の二 都道府県知事は、免許を与えたと

きは、それぞれ、あん摩マツサージ指圧師免

許証、はり師免許証又はきゅう師免許証(以

下「免許証」という。)を交付しなければならな

い。

第三条の三 都道府県にあん摩マツサージ指圧

師名簿、はり師名簿及びきゅう師名簿を備

え、それぞれ、あん摩マツサージ指圧師、は

り師又はきゅう師(以下「施術者」という。)の

免許に関する事項を登録する。

第十一条第一項中「ものの外」を「ものほか」

に、「書換交付」を交付、書換え交付」に、「及

び提出」を「返納及び提出並びにあん摩マツ

サージ指圧師名簿、はり師名簿及びきゅう師名

簿の登録、訂正及び消除」に改める。

第十四条第一号中「第三条の三又は第九条の

二第一項若しくは」を「第九条の二第一項又は」

に改め、「これらの規定」を削り、同条第三号中「第十六条第一項」を「第十条第一項」に改める。

(医師法の一部改正)

**第十九条 医師法(昭和二十三年法律第二百一**

号)の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「毎年十二月三十一日現在に

おいて、その」を省令で定める二年ごとの年の

十二月三十一日現在における」に、「翌年一月十

五日」を「当該年の翌年一月十五日」に改める。

(歯科衛生士法の一部改正)

**第二十条 診療放射線技師及び診療エックス線技**

師法(昭和二十六年法律第二百一十六号)の一部

を次のように改正する。

第七条第三項中「毎年十二月三十一日現在に

おいて、その」を「厚生省令で定める二年ごとの

十二月三十一日現在における」に、「翌年一月十五

日」を「当該年の翌年一月十五日」に改める。

(歯科衛生士法の一部改正)

**第二十一条 柔道整復師法(昭和四十五年法律第**

十九号)の一部を次のように改正する。

第六条及び第七条を次のように改める。

(柔道整復師名簿)

第六条 都道府県に柔道整復師名簿を備え、柔

道整復師の免許に関する事項を登録する。

**第七条 削除**

第九条中「並びに免許証」を「免許証」に、「及

び返納」を「返納及び提出並びに柔道整復師名

簿の登録、訂正及び消除」に改める。

第十四条第一号中「第三条の三又は」に改め

る。

(歯科医師法の一部改正)

**第二十二条 歯科医師法(昭和二十三年法律第二**

百二号)の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「毎年十二月三十一日現在に

おいて、その」を省令で定める二年ごとの年の

十二月三十一日現在における」に、「翌年一月十

五日」を「当該年の翌年一月十五日」に改める。

(肥料取締法の一部改正)

**第二十七条 肥料取締法(昭和二十五年法律第百**

二十七号)の一部を次のように改正する。

第三十条の見出し中「肥料検査員」を「肥料

検査員」に改め、同条第一項中「肥料検査史員」

を「都道府県の職員」に改め、同条第三項中「置

き、肥料検査吏員は、都道府県に置かれる」を

「置く」に改め、同条中第五項を第六項とし、同

条第四項中「肥料検査吏員」を「肥料検査員」に改

め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に

次の一項を加える。

2 販売業者は、前項ただし書の軽微な変更の

工事をしたときは、その完成後遅滞なく、その

旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第十九条第一項に次のただし書を加える。

ただし、高压ガス貯蔵所の位置、構造又は設備について通商産業省令で定める軽微な変更の工事をしようとするときは、この限りでない。

第十九条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 高压ガス貯蔵所の所有者又は占有者は、前項ただし書の軽微な変更の工事をしたときは、その完成後遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第二十四条の四第一項に次のただし書を加え項ただし書の軽微な変更の工事をしたときは、その完成後遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第九十九条第一項中「供するもの」の下に「最大積載量が運輸省令で定めるトン数以上であるものに限る。」を加え、「自家用貨物自動車」を

「届出対象自家用貨物自動車」に改め、「変更しようとするとき」の下に「(次項の規定により届出をすべきことを除く。)」を加え、同条第二項中「自家用貨物自動車」を「届出対象自家用貨物自動車」に改め、「廃止したとき」の下に「又は

前項の届出に係る自動車が改造により届出対象自家用貨物自動車でなくなつたとき」を加え

自家用貨物自動車でなくなつたとき」を加え

申込みを受けた場合で、その申込みに係る公衆通信回線及び交換設備の状況並びにこれらを使用する態様が、加入電話又は加入電話に係る公衆電気通信役務の提供に支障を及ぼさないようにするため公社又は会社が郵政大臣の認可を受けて定める基準に適合する場合は、その申込みを承諾しなければならない。

第五十五条の十六 公社又は会社は、特定通信回線使用契約者又は公社若しくは会社と公衆通信回線使用契約を締結した者(以下「公衆通信回線使用契約者」という。)から、その契約に係る電気通信回線と郵政省令で定める電気通信回線とを相互に接続すべき旨の請求を受けた場合において、その請求に係る電気通信回線の使用の態様が郵政省令で定める場合に該当するときは、その接続を承諾することができる。

第五十五条の十六 公社又は会社は、前項の請求に係る電気通信回線の使用の態様が同項の郵政省令で定める場合においても、その態様が公衆電気通信業務に支障を及ぼさないことについて公社又は会社が郵政大臣の認可を受けた場合は、その請求を承諾することができる。

項の項番号を削る。

(消防法の一部改正)

第三十六条 消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)の一部を次のように改正する。

第三十三条の四第一項中「前条第一項」を「都道府県は、前条第一項に、「行なわせる」を「行わせる」に、「都道府県に」を「条例で」に、「置く」を「置くことができる」に改める。

第二章 適用対象等の消滅及び行政目的達成等による法律の廃止

(総理府関係法律の廃止)

第三十七条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 昭和二十八年度における国会議員の秘書の期末手当の支給の特例に関する法律(昭和二十八年法律第百七十九号)

二 皇太子明仁親王の結婚の儀の行われる日を休日とする法律(昭和三十四年法律第十六号)

三 昭和四十八年度における期末手当の割合等の特例に関する法律(昭和四十八年法律第百二十号)

四 外国人又は外国法人の物権の登記に関する法律(総理府関係法律の廃止)

第三十八条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 司法官試補美地修習期間に関する法律(明治二十九年法律第四号)

二 外国人又は外国法人の物権の登記に関する法律(明治三十一年法律第七十一号)

三 商法施行前に登記のない株式会社の登記に関する法律(明治三十三年法律第四十九号)

四 権利のため設定した地上権登記に関する法律(明治三十三年法律第七十九号)

五 商法施行前に登記のない株式会社の登記に関する法律(明治三十三年法律第七十九号)

六 司法官試補実地修習期間減縮に関する法律(明治三十八年法律第三十二号)

七 判事及び検事の休職並びに判事の転所に関する法律(大正十二年法律第五十一号)

八 司法官試補実地修習期間減縮に関する法律(大正十二年法律第七号)

九 判事及び検事の退職並びに判事の転所に関する法律(大正十二年法律第五十六号)

十 副檢事の任命資格の特例に関する法律(昭和五十二年法律第五十六号)

(外務省関係法律の廃止) 第三十九条 次に掲げる法律は、廃止する。 一 移民保護法(明治二十九年法律第七十号) 二 海外移住組合連合会に対する政府貸付金の出資等に関する法律(昭和十二年法律第四十 三号) (大蔵省関係法律の廃止) 第四十条 次に掲げる法律は、廃止する。 一 台湾銀行補助法(明治三十二年法律第三十 五号) 二 府県監獄費及び府県監獄建築修繕費の国庫 支弁に関する法律(明治三十五年法律第四号) 三 沖縄県及び東京府管内伊豆七島における國 稅徵集に関する法律(明治三十五年法律第二 十号) 四 官厅における印刷局製造の物件買入に関する 法律(明治四十年法律第五号) 五 沖縄県の負担及び国庫補助に関する法律 (明治四十一年法律第三号) 六 樺太事業公債法(大正七年法律第二十一号) 七 道路公債法(大正九年法律第五十九号) 八 台湾事業公債法(大正十一年法律第十三号) 九 朝鮮事業公債法(昭和二年法律第十一号) 十 昭和二年及び三年における支那事件に関する 法律(昭和六年法律第六十七号) 十一 國際決済銀行に租税等を課さないことに 関する法律(昭和四年法律第四十一号) 十二 満洲事件に関する経費支弁のための公債 発行に関する法律(昭和七年法律第一号) 十三 不動産融資と損失補償法(昭和七年法律 第二十四号) 十四 昭和八年度一般会計歳出の財源に充てる ための公債発行に関する法律(昭和八年法律 第二十三号) 十五 昭和八年度一般会計歳出の財源に充てる ための公債追加発行に関する法律(昭和八年 法律第二十三号) 十六 昭和九年度一般会計歳出の財源に充てる ための公債発行に関する法律(昭和九年法律 第二十三号) 十七 满洲事件に関する一時賜金として交付す る公債発行に関する法律(昭和九年法律第七 号) 十八 昭和九年度一般会計歳出の財源に充てる ための公債追加発行に関する法律(昭和九年 法律第二十四号) 十九 昭和九年度一般会計歳出の財源に充てる ための公債第二次追加発行に関する法律(昭 和九年法律第三十一号) 二十 昭和十年度一般会計歳出の財源に充てる ための公債発行に関する法律(昭和十年法律 第十三号) 二十一 昭和十年度一般会計歳出の財源に充てる ための公債追加発行に関する法律(昭和十 一年法律第十四号) 二十二 昭和十一年度一般会計歳出の財源に充 てたための公債第二次追加発行に関する法律 (昭和十一年法律第二十一号) 二十三 南朝鮮鉄道株式会社所屬鐵道買収のた めの公債発行に関する法律(昭和十一年法律 第二十七号) 二十四 昭和十一年度一般会計歳出の財源に充 てたための公債発行に関する法律(昭和十一 年法律第三号) 二十五 岩手軽便鐵道株式会社所屬鐵道ほか三 鐵道及び業者に属する資産の買収のための公 債発行に関する法律(昭和十一年法律第十八 号) 二十六 江当軌道株式会社所屬軌道の經營廢止 に対する補償のための公債発行に関する法律 (昭和十一年法律第十九号) 二十七 昭和十二年度一般会計歳出の財源に充 てたための公債発行に関する法律(昭和十二 年法律第八号) 二十八 昭和十二年度一般会計歳出の財源に充 てたための公債追加発行に関する法律(昭和 十二年法律第二十九号) 二十九 帝國の満洲国における治外法権の撤廃 及び南滿洲鐵道附屬地行政権の調整なしし移 譲に伴い退官退職した者等に交付する公債發 行に関する法律(昭和十五年法律第十八号) 四十 朝鮮銀行法及び台灣銀行法の臨時特例 に関する法律(昭和十六年法律第十五号) 四十三 昭和十六年度一般会計歳出の財源に充 てたための公債発行に関する法律(昭和九 年法律第二十三号)
--

(第五号)

十七 满洲事件に関する一時賜金として交付す  
る公債発行に関する法律(昭和九年法律第七  
号)十八 昭和九年度一般会計歳出の財源に充てる  
ための公債追加発行に関する法律(昭和九年  
法律第二十四号)  
十九 昭和九年度一般会計歳出の財源に充てる  
ための公債第二次追加発行に関する法律(昭  
和九年法律第三十一号)  
二十 昭和十年度一般会計歳出の財源に充てる  
ための公債発行に関する法律(昭和十年法律  
第十三号)  
二十一 昭和十年度一般会計歳出の財源に充てる  
ための公債追加発行に関する法律(昭和十  
一年法律第十四号)  
二十二 昭和十一年度一般会計歳出の財源に充  
てたための公債第二次追加発行に関する法律  
(昭和十一年法律第二十一号)  
二十三 南朝鮮鉄道株式会社所屬鐵道買収のた  
めの公債発行に関する法律(昭和十一年法律  
第二十七号)  
二十四 昭和十一年度一般会計歳出の財源に充  
てたための公債発行に関する法律(昭和十一  
年法律第三号)  
二十五 岩手軽便鐵道株式会社所屬鐵道ほか三  
鐵道及び業者に属する資産の買収のための公  
債発行に関する法律(昭和十一年法律第十八  
号)  
二十六 江当軌道株式会社所屬軌道の經營廢止  
に対する補償のための公債発行に関する法律  
(昭和十一年法律第十九号)  
二十七 昭和十二年度一般会計歳出の財源に充  
てたための公債発行に関する法律(昭和十二  
年法律第八号)  
二十八 昭和十二年度一般会計歳出の財源に充  
てたための公債追加発行に関する法律(昭和  
十二年法律第二十九号)  
二十九 帝國の満洲国における治外法権の撤廃  
及び南滿洲鐵道附屬地行政権の調整なしし移  
譲に伴い退官退職した者等に交付する公債發  
行に関する法律(昭和十五年法律第十八号)  
四十 朝鮮銀行法及び台灣銀行法の臨時特例  
に関する法律(昭和十六年法律第十五号)  
四十三 昭和十六年度一般会計歳出の財源に充  
てたための公債発行に関する法律(昭和九  
年法律第二十三号)
行に関する法律(昭和十二年法律第三十六号)  
三十 横濱鐵道株式会社所屬鐵道ほか三鐵道買  
収のための公債発行に関する法律(昭和十二  
年法律第三十七号)三十一 昭和十三年度一般会計歳出の財源に充  
てたための公債発行に関する法律(昭和十三  
年法律第六号)三十二 昭和十三年度一般会計歳出の財源に充  
てたための公債追加発行に関する法律(昭和十四  
年法律第二十一号)三十三 昭和十四年度一般会計歳出の財源に充  
てたための公債発行に関する法律(昭和十四  
年法律第二十二号)三十四 朝鮮鐵道株式会社所屬金泉慶北安東周  
鐵道買収のための公債発行に関する法律(昭  
和十四年法律第二十一号)三十五 昭和十四年度一般会計歳出の財源に充  
てたための公債追加発行に関する法律(昭和十  
四年法律第二十二号)三十六 昭和十四年度一般会計歳出の財源に充  
てたための公債第二次追加発行に関する法律  
(昭和十四年法律第二十二号)三十七 朝鮮鐵道株式会社所屬新義州南市間鐵  
道買収のための公債発行に関する法律(昭和十  
四年法律第二十四号)三十八 朝鮮鐵道株式会社所屬新義州南市間鐵  
道買収のための公債第二次追加発行に関する法律  
(昭和十四年法律第二十四号)三十九 朝鮮鐵道株式会社所屬新義州南市間鐵  
道買収のための公債第三次追加発行に関する法律  
(昭和十四年法律第二十五号)四十 多羅島鐵道株式会社所屬新義州南市間鐵  
道買収のための公債第三次追加発行に関する法律  
(昭和十四年法律第二十五号)四十一 北海道鐵道株式会社所屬鐵道ほか十一  
鐵道買収のための公債第三次追加発行に関する法律  
(昭和十四年法律第二十六号)四十二 朝鮮における米穀の生産を確保するた  
めの補給金及び企業の整備に要する経費の財  
源に充てるための公債第三次追加発行に関する法律  
(昭和十四年法律第二十七号)四十三 朝鮮における米穀の生産を確保するた  
めの補給金及び企業の整備に要する経費の財  
源に充てるための公債第三次追加発行に関する法律  
(昭和十四年法律第二十八号)四十四 朝鮮における米穀の生産を確保するた  
めの補給金の財源に充てるための公債第三次追加  
発行に関する法律(昭和十四年法律第二十九号)四十五 朝鮮における米穀の生産を確保するた  
めの補給金の財源に充てるための公債第三次追加  
発行に関する法律(昭和十四年法律第三十号)四十六 朝鮮における米穀の生産を確保するた  
めの補給金の財源に充てるための公債第三次追加  
発行に関する法律(昭和十四年法律第三十一号)四十七 朝鮮における米穀の生産を確保するた  
めの公債第三次追加発行に関する法律(昭和十五  
年法律第十八号)四十八 朝鮮における米穀の生産を確保するた  
めの公債第三次追加発行に関する法律(昭和十五  
年法律第十九号)四十九 朝鮮における米穀の生産を確保するた  
めの公債第三次追加発行に関する法律(昭和十五  
年法律第二十号)五十 朝鮮における米穀の生産を確保するた  
めの公債第三次追加発行に関する法律(昭和十五  
年法律第二十一号)五十一 朝鮮における米穀の生産を確保するた  
めの公債第三次追加発行に関する法律(昭和十五  
年法律第二十二号)五十二 朝鮮における米穀の生産を確保するた  
めの公債第三次追加発行に関する法律(昭和十五  
年法律第二十三号)五十三 朝鮮における米穀の生産を確保するた  
めの公債第三次追加発行に関する法律(昭和十五  
年法律第二十四号)五十四 朝鮮における米穀の生産を確保するた  
めの公債第三次追加発行に関する法律(昭和十五  
年法律第二十五号)五十五 軍人及び軍属以外の者に交付された賜  
金國庫債券を無効とすることに関する法律(昭和  
十五年法律第二十六号)

六三五

和二十一年法律第四十七号)

五十七 帝国鉄道会計又は通信事業特別会計における昭和二十一年度の経費支弁のための借入金等に関する法律(昭和二十一年法律第五十五号)

五十八 昭和二十一年度一般会計歳出の財源に充てるための公債発行に関する法律(昭和二十一年法律第六十四号)

五十九 昭和二十一年度一般会計終戦処理費の財源に充てるための借入金に関する法律(昭和二十一年法律第十号)

六十 食糧管理特別会計が農業災害補償法により昭和二十一年度において負担する水稻共済に係る共済掛金の負担金に関する法律(昭和二十一年法律第八十六号)

六十一 昭和二十三年の所得税の予定申告書の提出及び納期の特例に関する法律(昭和二十三年法律第十五号)

六十二 簡易生命保険事業における戦争危険による死亡に基く保険金の支払による損失の補てんに関する法律(昭和二十三年法律第一百号)

六十三 造幣局据置運転資本の増加等に関する法律(昭和二十四年法律第八号)

六十四 昭和二十四年の所得税の予定申告書の提出及び納期の特例に関する法律(昭和二十四年法律第十二号)

六十五 大蔵省預金部特別会計外二特別会計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に関する法律(昭和二十四年法律第三十二号)

六十六 印刷所特別会計の固有資本の増加に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律(昭和二十四年法律第八十五号)

六七八 昭和二十一年度における一般会計、帝國鉄道会計及び通信事業特別会計の借入金の償還期限の延期等に関する法律(昭和二十五年法律第六号)

六十九 大蔵省預金部特別会計の昭和二十五年

度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に関する法律(昭和二十五年法律第十九号)

七十 食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律(昭和二十五年法律第二十八号)

七十一 農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律(昭和二十五年法律第二十九号)

七十二 昭和二十五年の所得税の六月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律(昭和二十五年法律第二百一十六号)

七十三 米国対日援助貿易資金特別会計からする電気通信事業特別会計及び国有林野事業特別会計に対する繰入金並びに日本国有鉄道に対する交付金に関する法律(昭和二十五年法律第二百六十六号)

七十四 船舶公団の共有持分の処理等に関する法律(昭和二十五年法律第二百三十七号)

七十五 外国為替特別会計の資本の増加に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律(昭和二十五年法律第二百三十九号)

七十六 農地証券の償還金の一部を一般会計の負担とすることに関する法律(昭和二十六年法律第二十一号)

七十七 食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律(昭和二十六年法律第六十九号)

七十八 食糧配給公団の清算経費の財源に充てるための剩余金の使用に関する法律(昭和二十六年法律第七十号)

七十九 一般会計の歳出の財源に充てるための資金運用部特別会計からする繰入金に関する法律(昭和二十六年法律第二百九十三号)

八十 農業共済再保険特別会計における家畜再保險金の支払財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律(昭和二十六年法律第二百九十五号)

八十一 漁船再保険特別会計における漁船再保險事業について生じた損害を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律(昭和二十六年法律第二百九十六号)

和二十七年法律第四十八号)

八十二 農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための財源措置等に関する法律(昭和二十八年法律第二百六十二号)

八十三 地方公共団体職員の給与改善のための地方公共団体に対する国の貸付金に係る債務の免除等に関する法律(昭和二十七年法律第五十号)

八十四 昭和二十六年産米穀の超過供出等についての奨励金に対する所得税の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第二百一十七号)

八十五 食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律(昭和二十七年法律第三百一十八号)

八十六 日本国右鐵道に対する政府貸付金の償還期限の延期に関する法律(昭和二十七年法律第三百五十一号)

八十七 昭和二十七年産米穀についての超過供出奨励金等に対する所得税の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第三百五十六号)

八十八 渔船再保険特別会計における漁船再保險事業について生じた損害を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律(昭和二十八年法律第二十九号)

八十九 昭和二十八年分所得税の七月予定申告の特例等に関する法律(昭和二十八年法律第四十号)

九〇 昭和二十八年産米穀についての超過供出奨励金等に対する所得税の臨時特例に関する法律(昭和二十八年法律第七十七号)

九一 昭和二十八年産米穀についての超過供出奨励金等に対する所得税の臨時特例に関する法律(昭和二十八年法律第七十八号)

九二 昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害による被害

九三 昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害により被害を受けた公務員等に対する国家公務員共済組合の給付の特例等に関する法律(昭和二十八年法律第二百二十八号)

九十四 農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための財源措置等に関する法律(昭和二十九年法律第二百六十二号)

九十五 昭和二十八年度における特別鉱害復旧特別会計の交付金の支払財源に充てるための資金運用部からする借入金に関する法律(昭和二十八年法律第二百六十三号)

九十六 食糧管理特別会計の昭和二十八年産米穀に係る供出完遂奨励金の支払財源の一部に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律(昭和二十八年法律第二百八十号)

九十七 渔船再保険特別会計における特殊保険及び給付保険の再保険事業について生じた損害を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律(昭和二十八年法律第二百八十八号)

九十八 昭和二十八年の風水害及び冷害による被害農家等に対して米麦を特別価格で売り渡したことにより食糧管理特別会計に生ずる損害を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律(昭和二十九年法律第四号)

九十九 財政法第四十二条の特例に関する法律(昭和二十九年法律第三十二号)

一百 農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律(昭和二十九年法律第一百五号)

一百一 諸譲与に関する法律(昭和二十九年法律第一百五号)

一百二 渔船再保険特別会計における特殊保険及び給付保険の再保険事業について生じた損害をうめるための一般会計からする繰入金に関する法律(昭和二十九年法律第二百四十四号)

一百三 昭和二十九年産米穀についての超過供出奨励金等に対する所得税の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第二百四十四号)

一百四 昭和三十年分の所得税の予定納税及び予定申告の期限等の特例に関する法律(昭和三十年法律第十五号)

一百五 昭和二十九年の台風及び冷害による被害農家に対して米麦を特別価格で売り渡したこ

により食糧管理特別会計に生じた損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律(昭和三十三年法律第十四号)

百六 漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律(昭和三十九年法律第四十七号)

百七 農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律(昭和三十九年法律第四十九号)

百八 農業協同組合中央会が不動産に関する権利を取得する場合における登録税の臨時条例に関する法律(昭和三十三年法律第六十七号)

百九 日本開発銀行の電源開発株式会社に対する出資の処理に関する法律(昭和三十一年法律第一百三号)

百十 昭和三十年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律(昭和三十一年法律第十九号)

百十一 食糧管理特別会計の昭和三十年度における損失をうめるための措置に関する法律(昭和三十一年法律第二十二号)

百十二 漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律(昭和三十一年法律第二十四号)

百十三 昭和三十一年度の食糧管理特別会計の借入限度等の特例に関する法律(昭和三十一年法律第一百六十九号)

百十四 昭和三十一年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律(昭和三十二年法律第二号)

百十五 漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律(昭和三十二年法律第十六号)

百十六 昭和三十二年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律(昭和三十三年法律第四号)

百十七 漁船再保険特別会計における特殊保険及び給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律(昭和三十三年法律第二号)

百十八 食糧管理特別会計における資金の設置及びこれに充てるための一般会計からする繰入金に関する法律(昭和三十三年法律第二十号)

百十九 昭和三十三年分の所得税の確定申告書の提出期限等の特例に関する法律(昭和三十四年法律第六号)

百二十 昭和三十三年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律(昭和三十四年法律第九号)

百二十一 漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律(昭和三十四年法律第二十六号)

百二十二 稲作安定特別会計において昭和三十年産の生糸及び繭を買い入れるための経費の支払財源の一部に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律(昭和三十四年法律第六十二号)

百二十三 昭和三十四年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律(昭和三十五年法律第四号)

百二十四 一般会計の歳出の財源に充てるための国有林野事業特別会計からする繰入金に関する法律(昭和三十五年法律第一百六十六号)

百二十五 昭和三十五年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律(昭和三十七年法律第一号)

百二十六 昭和三十六年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律(昭和三十七年法律第二号)

百二十七 昭和三十七年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律(昭和三十八年法律第二十七号)

百二十九 農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律(昭和三十八年法律第一百七十一号)

百三十 昭和三十八年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律(昭和三十九年法律第一百五十五号)

百三十一 農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律(昭和四十一年法律第一号)

百三十二 農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律(昭和四十一年法律第五号)

百三十三 農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律(昭和四十年法律第一号)

百三十四 昭和四十年産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律(昭和四十年法律第五号)

百三十五 農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律(昭和四十年法律第一百四十五号)

百三十六 昭和四十年産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律(昭和四十年法律第一百四十八号)

百三十七 昭和四十二年産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律(昭和四十年法律第一号)

百三十八 昭和四十三年産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律(昭和四十年法律第二百五十九号)

百三十九 漁船再保険及漁業共済保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律(昭和四十五年法律第六十号)

百四十 昭和四十五年度の米生産調整奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律(昭和四十六年法律第三号)

百四十一 農業共済再保険特別会計における農作物共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からの繰入金等に関する法律(昭和四十六年法律第三号)

百四十二 昭和四十六年度の米生産調整奨励補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律(昭和四十六年法律第一百四十四号)

百四十三 昭和四十七年度の米生産調整奨励補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律(昭和四十七年法律第四号)

百四十四 農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定に基づいて借り入れた外貨資金等の償還に関する特別措置法(昭和四十八年法律第二十四号)

百四十五 農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定に基づいて借り入れた外貨資金等の償還に関する特別措置法(昭和四十七年法律第四号)

百四十六 公立学校の教育公務員と地方公共団体の議員との兼職についての臨時措置に関する法律(昭和二十六年法律第三号)

一 公立学校の教育公務員と地方公共団体の議員との兼職についての臨時措置に関する法律(昭和二十六年法律第三号)

二 昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害による公立学校施設の災害の復旧事業についての国への費用負担及び補助に関する特別措置法(昭和二十八年法律第二百四十九号)

三 同年八月及び九月の風水害による私立学校施設の災害の復旧に関する特別措置法(昭和二十八年法律第二百五十号)

四 昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害による私立学校施設の災害の復旧に関する特別措置法(昭和二十八年法律第二百五十一号)

五 昭和三十三年九月の風水害による公立の小学校及び中学校の施設の災害復旧に要する経費特別措置法(昭和二十八年法律第二百五十一号)

六 昭和三十三年法律第一百九十一号)

七 昭和三十四年八月の風水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた公立の学校等の建物等の災害復旧に関する特別措置法(昭和三十四年法律第一百七十六号)

八 昭和三十六年五月の風水害又は同年九月及び十月の風水害を受けた公立の学校等の建物等の災害復旧に関する特別措置法(昭和三十四年法律第一百七十七号)

の学校等の建物等の災害復旧に関する特別措置法(昭和三十六年法律第百八十九号)  
 九 昭和三十六年六月及び七月の水害又は同年九月の風水害を受けた私立学校施設の災害復旧に関する特別措置法(昭和三十六年法律第一百九十号)

(厚生省関係法律の廃止)

第四十二条 次に掲げる法律は、廃止する。  
 一 医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律(昭和二十四年法律第二百七十二号)  
 二 予防接種法等による国庫負担の特例等に関する法律(昭和二十五年法律第二百十一号)  
 三 国民健康保険再建整備資金貸付法(昭和二十一年法律第二百四十四号)  
 四 医師の免許及び試験の特例に関する法律(昭和二十八年法律第二百九十二号)  
 五 昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同 年八月及び九月の風水害の被害地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法(昭和二十九年法律第二百十六号)  
 六 昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同 年八月及び九月の風水害の被害地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法(昭和二十八年法律第二百十七号)  
 七 昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同 年八月及び九月における風水害による風水害に対する災害救助の対応に関する資金の貸付及び補助に関する特別措置法(昭和二十八年法律第二百十八号)  
 八 昭和二十八年六月及び七月における大水害並びに同 年八月及び九月における風水害による風水害に対する災害救助の対応に関する資金の貸付及び補助に関する特別措置法(昭和二十八年法律第二百三十九号)  
 九 昭和二十八年六月及び七月の水害並びに同 年八月及び九月の大水害並びに同 年八月及び九月の風水害を受けた者等に対する災害救助の対応に関する資金の貸付及び補助に関する特別措置法(昭和二十八年法律第二百三十一号)  
 十 昭和二十八年六月及び七月の水害並びに同 年八月及び九月の風水害による社会福祉事業施設の災害の復旧に関する特別措置法(昭和二十八年法律第二百三十二号)  
 十一 昭和二十八年六月及び七月の水害並びに同 年八月及び九月の風水害による社会福祉事業施設の災害の復旧に関する特別措置法(昭和二十八年法律第二百三十三号)  
 十二 昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同 年八月及び九月の風水害による社会福祉事業施設の災害の復旧に関する特別措置法(昭和二十八年法律第二百三十四号)  
 十三 昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同 年八月及び九月の風水害の被害地域において行う母子福祉資金の貸付に関する特別措置

法(昭和二十八年法律第二百三十一号)

二百七号)

二十一 昭和三十六年六月及び八月の水害又は同年九月の風水害を受けた都道府県に対する母子福祉資金に関する国の貸付けの特例に関する法律(昭和三十六年法律第二百八十八号)

八年法律第二百七十一号)

十四 昭和二十八年における冷害等による被害農家に対する米麦の売渡しの特例に関する法律(昭和二十八年法律第二百七十五号)

十 具定海域における漁船の被害に伴う資金の融通に関する特別措置法(昭和二十九年法律第一号)

二十二 昭和三十六年六月及び八月の台風並びに同年九月の風害による被害農家に対する米麦の売渡しの特例に関する法律(昭和三十六年法律第二百七十八号)

十一 昭和三十六年六月及び八月の台風並びに同年九月の風害を受けた都道府県に対する母子福祉資金に関する国の貸付けの特例に関する法律(昭和三十六年法律第八十四号)

十二 医師国家試験予備試験及び歯科医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律(昭和三十六年法律第二百八十九号)

十二 医師及び歯科医師の免許及び試験の特例に関する法律(昭和三十六年法律第二百三十一号)

二十三 医師及び歯科医師の免許及び試験の特例に関する法律(昭和三十六年法律第二百三十二号)

二十一 医師中央金庫特別融通及損失補償法(昭和七年法律第三十二号)

二 耕地負債整理資金特別融通及損失補償法(昭和十二年法律第七十七号)

二十一 北海道における国有林野の風害木等の売払代金の納付に関する特別措置法(昭和二十九年法律第二百十八号)

三 臨時農村負債処理法(昭和二十年法律第六十九号)

二十二 昭和三十六年六月及び七月の台風並びに同年九月の風害を受けた都道府県に対する米麦の売渡しの特例に関する法律(昭和三十六年法律第二百七十九号)

四 森林資源造成法(昭和二十一年法律第三十五号)

二十三 昭和三十六年六月及び七月の台風並びに同年九月の風害を受けた都道府県に対する米麦の売渡しの特例に関する法律(昭和三十六年法律第二百八十一号)

五 農林漁業組合再建整備法(昭和二十六年法律第二百四十号)

二十四 昭和三十六年六月及び七月の台風並びに同年九月の風害を受けた都道府県に対する米麦の売渡しの特例に関する法律(昭和三十六年法律第二百八十二号)

六 閉鎖機関日本蚕糸系統制株式会社が積み立てた繭糸價格安定資金の処分に関する法律(昭和二十七年法律第二十号)

二十五 昭和三十六年六月及び七月の台風並びに同年九月の風害を受けた都道府県に対する米麦の売渡しの特例に関する法律(昭和三十六年法律第二百八十三号)

七 小型機船底びき網漁業整理特別措置法(昭和二十七年法律第七十七号)

二十六 昭和三十六年六月及び七月の台風並びに同年九月の風害を受けた都道府県に対する米麦の売渡しの特例に関する法律(昭和三十六年法律第二百八十四号)

八 十勝沖地震による農林業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法(昭和二十七年法律第二百三十四号)

二十七 昭和三十六年六月及び七月の台風並びに同年九月の風害を受けた都道府県に対する米麦の売渡しの特例に関する法律(昭和三十六年法律第二百八十五号)

九 農業災害補償法の臨時特例に関する法律(昭和二十八年法律第四十五号)

二十八 昭和三十六年六月及び七月の台風並びに同年九月の風害を受けた都道府県に対する米麦の売渡しの特例に関する法律(昭和三十六年法律第二百八十六号)

十 市町村農業委員会の委員及び都道府県農業委員会の委員の任期延長に関する法律(昭和二十八年法律第四十六号)

二十九 昭和三十六年六月及び七月の台風並びに同年九月の風害を受けた都道府県に対する米麦の売渡しの特例に関する法律(昭和三十六年法律第二百八十七号)

十一 農林漁業組合連合会整備促進法(昭和二十八年法律第二百九十一号)

三十 昭和三十六年六月及び七月の台風並びに同年九月の風害を受けた都道府県に対する米麦の売渡しの特例に関する法律(昭和三十六年法律第二百九十二号)

十二 昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同 年八月及び九月の風水害による被害農家に対する米麦の売渡しの特例に関する法律(昭和二十八年法律第二百三十五号)

三十一 昭和二十八年台風第十三号による被害農地の除壩事業に対する特別措置法(昭和二十九年法律第二百三十五号)

二十六 小かん加糖れん乳等の製造の用に供するため売り渡す国有てん菜糖の売渡し価格の特例に関する法律(昭和三十四年法律第五十七号)

- 二十七 臨時てん菜糖製造業者納付金法（昭和三十四年法律第九十三号）
- 二十八 昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた農林水産業施設の災害復旧事業等に関する特別措置法（昭和三十四年法律第一百六十九号）
- 二十九 昭和三十四年八月及び九月の風水害による任意共済に係る保険金の支払等にあてるための資金の融通に関する特別措置法（昭和三十四年法律第一百七十号）
- 三十 昭和三十四年七月及び八月の豪雨、同年八月及び九月の暴風雨又は同年九月の降ひようによる被害農家に対する米穀の売渡しの特例に関する法律（昭和三十四年法律第一百八十号）
- 三十一 昭和三十四年九月の暴風雨により壊を受けた農地の除塙事業の助成に関する特別措置法（昭和三十四年法律第一百八十一号）
- 三十二 昭和三十四年九月の風水害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に関する特別措置法（昭和三十五年法律第一百八十二号）
- 三十三 昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた水産業施設の災害復旧事業に関する特別措置法（昭和三十五年法律第一百八十三号）
- 三十四 昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた漁村における漁民の共同利用に供する特定の漁業施設の設置に関する特別措置法（昭和三十五年法律第一百八十四号）
- 三十五 昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に関する特別措置法（昭和三十五年法律第一百八十五号）
- 三十六 漁業権存続期間特例法（昭和三十六年法律第一百一号）
- 三十七 昭和三十六年五月、六月、七月、八月、九月及び十月の天災についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用の特例に関する法律（昭和三十六年法律第一百九十六号）

- 三十八 昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月の水害、同年七月、八月、九月及び十月の水害若しくは風水害又は同年八月の北美濃地震による災害を受けた農林水産業施設の災害復旧事業等に関する特別措置法（昭和三十六年法律第二百二十号）
- 三十九 昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に関する特別措置法（昭和三十六年法律第二百二十一号）
- 四十 昭和三十八年四月から六月までの長雨についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用の特例に関する法律（昭和三十八年法律第一百三十号）
- 四十一 昭和三十九年四月から五月上旬までの長雨等についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用の特例に関する法律（昭和三十九年法律第一百二十五号）
- 四十二 魚価安定基金の解散に関する法律（昭和四十三年法律第九十三号）
- 四十三 飼料用米穀等の売渡し価格等の臨時特例に関する法律（昭和四十八年法律第十八号）
- 四十四 日本てん菜振興会の解散に関する法律（昭和四十八年法律第三十三号）
- 四十五 第四十四条 次に掲げる法律は、廃止する。  
(通商産業省関係法律の廃止)
- 一 帝国鉱業開発株式会社法（昭和十四年法律第八十二号）
- 二 財團法人理化学研究所に関する措置に関する法律（昭和二十二年法律第一百三十一号）
- 三 石炭鉱業等の損失の補てんに関する法律（昭和二十四年法律第十七号）
- 四 繫要物資の売扱に関する法律（昭和二十六年法律第二百二十九号）
- 五 昭和二十八年六月及び七月における大水害並びに同年八月における風水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律（昭和二十八年法律第二百二十一号）
- 六 昭和二十八年六月及び七月における大水害

- 並びに同年八月及び九月における風水害による被寄小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法（昭和二十八年法律第二百四十二号）
- 七 昭和二十八年六月及び七月の大水害地域並びに同年八月及び九月の風水害地域における自転車競技法の特例に関する法律（昭和二十八年法律第二百六十一号）
- 八 昭和二十九年八月及び九月の風水害による被害小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法（昭和二十九年法律第一百七号）
- 九 昭和二十九年八月及び九月における風水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律（昭和二十九年法律第二百二十四号）
- 十 昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた中小企業者に対する資金の融通等に関する特別措置法（昭和三十四年法律第一百九十三号）
- 十一 昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた事業協同組合等の施設の災害復旧に関する特別措置法（昭和三十四年法律第一百九十七号）
- 十二 昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた中小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法（昭和三十五年法律第一百九十九号）
- 十三 昭和三十六年五月のチリ地震津波による災害を受けた中小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法（昭和三十六年法律第二百十二号）
- 十四 昭和三十六年六月、七月及び八月の水害又は同年九月の風水害を受けた中小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法（昭和三十六年法律第二百十三号）
- 十五 昭和三十六年六月、七月及び八月の水害並びに同年八月及び九月の風水害による被害地城における失業対策事業に関する特別措置法（昭和二十八年法律第二百三十九号）
- 十六 昭和二十八年六月及び七月の水害並びに同年八月及び九月の風水害を受けた地域における失業対策事業に関する特別措置法（昭和三十四年法律第二百八十三号）
- 十七 昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域における失業対策事業に関する特別措置法（昭和三十五年法律第二百三十九号）
- 十八 昭和三十四年七月及び八月の水害並びに同年八月及び九月の風水害の被害地域にある事業所に雇用されている労働者に対する失業保険法の適用の特例に関する法律（昭和二十八年法律第二百三十九号）
- 十九 昭和三十四年七月及び八月の水害並びに同年八月及び九月の風水害の被害地域にある事業所に雇用されている労働者に対する失業保険法の適用の特例に関する法律（昭和三十五年法律第二百三十九号）
- 二十 昭和三十四年七月及び八月の水害並びに同年八月及び九月の風水害の被害地域にある事業所に雇用されている労働者に対する失業保険法の適用の特例に関する法律（昭和三十六年法律第二百三十九号）

- 三 商船管理委員会の解散及び清算に関する法律（昭和二十七年法律第二十四号）
- 四 昭和二十六年十月の台風による木船災害の復旧資金の融通に関する特別措置法（昭和二十七年法律第六十九号）
- 五 臨時船質等改善助成利子補給法（昭和二十八年法律第一百五十号）
- 六 昭和二十八年六月及び七月における大水害並びに同年八月及び九月における風水害による地方鉄道等の災害の復旧のための特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第二百二十一号）
- 七 昭和二十八年六月から九月までの風水害地域におけるモーターボート競走法の特例に関する法律（昭和二十八年法律第二百七十八号）
- 八 昭和二十八年六月から九月までの風水害地域におけるモーターボート競走法の特例に関する法律（昭和二十八年法律第二百七十九号）
- 九 第四十六条 次に掲げる法律は、廃止する。  
(郵政省関係法律の廃止)
- 一 郵便貯金の旧預金者等に対し旧預金部資金所属の運用資産の増加額の一部を交付するための大蔵省預金部等損失特別処理法第四条の臨時特例等に関する法律（昭和三十四年法律第四十三号）
- 二 昭和二十二年以前の郵便年金契約に関する特別措置法（昭和四十一年法律第七十号）  
(労働省関係法律の廃止)
- 三 第四十七条 次に掲げる法律は、廃止する。  
(労働省関係法律の廃止)
- 一 昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害による被害地域における失業対策事業に関する特別措置法（昭和二十八年法律第二百十九号）
- 二 昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害の被害地域にある事業所に雇用されている労働者に対する失業保険法の適用の特例に関する法律（昭和二十八年法律第二百三十九号）
- 三 昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域における失業対策事業に関する特別措置法（昭和三十五年法律第二百三十九号）
- 四 昭和三十四年七月及び八月の水害並びに同年八月及び九月の風水害を受けた地域における失業対策事業に関する特別措置法（昭和三十六年法律第二百三十九号）

(建設省関係法律の廃止)	例法(昭和三十四年法律第百九十五号)
第四十八条 次に掲げる法律は、廃止する。	(自ら省関係法律の廃止)
一 昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害による災害地域内の、い積土砂の排除に関する特別措置法(昭和二十八年法律第二百五十七号)	二 昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた公共土木施設等の災害復旧等に関する特別措置法(昭和三十四年法律第百七十一号)
三 昭和三十四年台風第十五号により災害を受けた伊勢湾等に面する地域における高潮対策事業に関する特別措置法(昭和三十四年法律第二百七十二号)	四 昭和三十四年八月及び九月の暴風雨による堆積土砂及び溢水の排除に関する特別措置法(昭和三十四年法律第二百七十三号)
五 昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害に伴う公営住宅法の特例に関する法律(昭和三十五年法律第二百六号)	六 昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地域における津波対策事業に関する特別措置法(昭和三十五年法律第二百七号)
七 昭和三十六年五月二十九日及び三十日の強風に際し発生した火災、同年六月の水害、同年九月の風水害又は同年十月二日鹿児島市に発生した火災に伴う公営住宅法の特例等に関する法律(昭和三十六年法律第二百九号)	八 昭和三十六年五月二十九日及び三十日の強風に際し発生した火災、同年六月の水害、同年九月の風水害又は同年十月二日鹿児島市に発生した火災に伴う公営住宅法の特例等に関する法律(昭和三十六年法律第二百十号)
九 昭和三十六年六月及び八月の豪雨による堆積土砂並びに同年六月、七月及び八月の豪雨による溢水の排除に関する特別措置法(昭和三十六年法律第二百十号)	十 新潟県下郡界変更及び郡廢置法律(明治二十九年法律第二百五十七号)
十一 岩手県下郡廢置法律(明治二十九年法律第二百五十九号)	十二 福岡県下郡廢置法律(明治二十九年法律第二百五十九号)
十二 山口県下郡廢置法律(明治二十九年法律第二百五十九号)	十三 宮崎県下郡廢置法律(明治二十九年法律第二百五十九号)
十四 千葉県下郡廢置法律(明治二十九年法律第二百五十九号)	十五 東京府下郡廢置法律(明治二十九年法律第二百五十九号)
十五 茨城県下郡廢置及び郡界変更法律(明治二十九年法律第四十号)	十六 大阪府下郡廢置法律(明治二十九年法律第二百五十九号)
十六 栃木県下郡廢置法律(明治二十九年法律第二百五十九号)	十七 奈良県下郡廢置法律(明治二十九年法律第二百五十九号)
十七 静岡県下郡廢置法律(明治二十九年法律第二百五十九号)	十八 三重県下郡廢置法律(明治二十九年法律第二百五十九号)
十八 滋賀県下郡界変更及び郡廢置法律(明治二十九年法律第二百五十九号)	十九 滋賀県下郡廢置法律(明治二十九年法律第二百五十九号)
十九 滋賀県下郡界変更及び郡廢置法律(明治二十九年法律第二百五十九号)	二十 富山県下郡分離及び郡廢置法律(明治二十九年法律第五十号)
二十 神奈川県下郡廢置法律(明治二十九年法律第五十号)	二十一 福島県下郡廢置法律(明治二十九年法律第五十号)
二十一 岐阜県下郡廢置法律(明治二十九年法律第五十号)	二十四 岐阜県下郡廢置法律(明治二十九年法律第五十号)
二十二 岩手県下郡廢置法律(明治二十九年法律第五十号)	二十五 岐阜県下郡廢置法律(明治二十九年法律第五十号)
二十三 富山県下郡分離及び郡廢置法律(明治二十九年法律第五十号)	二十六 熊本県下郡廢置法律(明治二十九年法律第五十号)
二十四 鳥取県下郡廢置法律(明治二十九年法律第五十号)	二十七 鹿児島県下郡界並びに郡界変更及び郡廢置法律(明治二十九年法律第五十号)
二十五 岐阜県下郡廢置法律(明治二十九年法律第五十号)	二十八 岐阜県下郡廢置及び郡界変更法律(明治二十九年法律第八十六号)
二十六 熊本県下郡廢置法律(明治二十九年法律第五十号)	二十九 愛媛県下郡廢置法律(明治二十九年法律第八十七号)
二十七 鹿児島県下郡界並びに郡界変更及び郡廢置法律(明治二十九年法律第八十七号)	三十 広島県下郡廢置法律(明治三十一年法律第八号)
二十八 岐阜県下郡廢置及び郡界変更法律(明治二十九年法律第八号)	三十一 愛媛県下郡界変更法律(明治三十二年法律第二十二号)
二十九 岐阜県下郡廢置及び郡界変更法律(明治三十二年法律第四十一号)	三十二 香川県下郡廢置法律(明治三十二年法律第四十一号)
三十 大分県下郡界変更法律(明治三十二年法律第四十一号)	三十三 大分県下郡界変更法律(明治三十二年法律第四十一号)
三十一 群馬県下郡廢置及び郡界変更法律(明治三十三年法律第二十八号)	三十四 岡山県下郡廢置及び郡界変更法律(明治三十三年法律第二十八号)
三十二 茨城県下郡廢置及び郡界変更法律(明治三十五年法律第十四号)	三十五 京都府下郡界並びに郡界変更法律(明治三十五年法律第十四号)
三十三 埼玉県下郡廢置及び郡界変更法律(明治三十六年法律第三十六号)	三十六 和歌山県下郡界変更法律(明治四十年法律第三十六号)
三十四 埼玉県下郡廢置及び郡界変更法律(明治三十六年法律第三十六号)	三十七 愛知県下郡廢置法律(大正二年法律第五号)
三十五 京都府下郡界並びに郡界変更法律(明治三十五年法律第十四号)	三十八 埼玉県下郡界変更に関する法律(大正二十年法律第六十五号)
三十六 和歌山県下郡界変更法律(明治四十年法律第三十六号)	三十九 昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律(昭和二十八年法律第一百二十九号)
三十七 愛知県下郡廢置法律(大正二年法律第五号)	四十 昭和二十九年度の揮発油譲与税に関する法律(昭和二十九年法律第百九十号)
三十八 埼玉県下郡界変更に関する法律(大正二十年法律第六十五号)	四十一 昭和二十九年八月及び九月の台風並びに同年八月の冷害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律(昭和三十一年法律第一号)
三十九 昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律(昭和二十八年法律第一百二十九号)	四十二 昭和三十年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律(昭和三十一年法律第一号)
四十 昭和五十年度及び昭和五十年度における道路整備費の財源の特例等に関する法律(昭和五十年法律第八十五号)	四十三 昭和三十三年七月、八月及び九月の風水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律(昭和三十三年法律第八十九号)
四十一 第四十九条 次に掲げる法律は、廃止する。	四十四 昭和三十四年七月及び八月の大水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた市町村職員の起債の特例等に関する法律(昭和三十一年法律第一号)
四十二 昭和三十年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律(昭和三十一年法律第一号)	四十五 昭和三十四年七月及び八月の大水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた市町村職員の起債の特例等に関する法律(昭和三十一年法律第一号)
四十三 昭和三十三年七月、八月及び九月の風水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律(昭和三十三年法律第八十九号)	四十六 昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害等を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律(昭和三十五年法律第六十四号)
四十四 昭和三十四年七月及び八月の大水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた市町村職員の起債の特例等に関する法律(昭和三十一年法律第一号)	四十七 昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月、七月、八月、九月及び十月の水害若しくは風水害又は同年八月の北美濃地震による災害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律(昭和三十六年法律第二百二十二号)
四十五 第四十九条 附則	四十八 参議院議員の通常選挙に関する臨時条例(昭和四十九年法律第七十三号)
一 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。	二 第十八条中あん摩マツサージ指圧師、はり

4 第二十九条及び附則第五項から第八項までの規定 公布の日から起算して一月を経過した日	師、きゆう師等に関する法律第二条第五項の改正規定及び第二十一条中柔道整復師法第十一条の改正規定 昭和五十八年四月一日
5 第十八条の規定 (あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第二条第五項の改正規定を除く) 第二十条の規定及び第二十一条の規定 (柔道整復師法第十一条の改正規定を除く) 公布の日から起算して一月を経過した日	三 第三十一条の規定 昭和五十八年十二月一日
6 第三十三条の規定 公布の日から起算して三月を経過した日	四 第二十九条及び附則第五項から第八項までの規定 公布の日から起算して一月を経過した日
7 第三条及び第三十六条の規定 公布の日から起算して六月を経過した日	五 第十八条の規定 (あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第二条第五項の改正規定を除く) 第二十条の規定及び第二十一条の規定 (柔道整復師法第十一条の改正規定を除く) 公布の日から起算して一月を経過した日
8 第前項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の罰金に処する。	六 第三十三条の規定 公布の日から起算して三月を経過した日

9 この法律(附則第一項第四号及び第五号に掲げる規定については、当該各規定)の施行前にようてその者について、それぞれ当該各号に定める名簿を作成している都道府県知事が与えた	四 柔道整復師免許 柔道整復師名簿 一 あん摩マッサージ指圧師免許 あん摩マッサージ指圧師名簿 二 はり師免許 はり師名簿 三 きゆう師免許 きゆう師名簿
10 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。 第十九条の四第一号中「第百六条第二項」を「第一百四条の二第一項」に、「以下次号」を「次号」に改める。(地方税法の一部改正)	5 附則第一項第四号に定める日前に着手した軽微変更工事(第二十九条の規定による改正後の高圧ガス取締法(以下この項及び次項において「新高圧ガス法」という)第十四条第一項、第十四条の三第二項又は第十九条第二項の規定は、適用しない。
11 文部省設置法(昭和二十四年法律第百四十六号)の一部を次のように改正する。 第五条第一項第十九号の四を削る。	6 附則第一項第四号に定める日前に軽微変更工事について第二十九条の規定による改正前の高圧ガス取締法(次項において「旧高圧ガス法」という)第十四条第一項、第十四条の三第一項又は第十九条第一項の許可を受けていた者がするは第十九条第一項の許可を受けていた者がする当該各号に定める規定にかかると、なお従前の例による。
12 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(一部改正) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和四十二年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。	7 前項に規定する許可を受けていた者であつて附則第一項第四号に定める日前に当該軽微変更工事に着手したものは、同日前に当該工事に係る施設又は貯蔵所につき旧高圧ガス法第二十条の規定は、適用しない。

13 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。 第二十三条第二項中「ものの外」を「もののはかに」「左の」を「次の」に改め、第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。(地方道路運送法の一部改正)	8 前項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の罰金に処する。
14 地方道路運送法(昭和三十年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。 附則第三項から第五項までを削る。	9 この法律(附則第一項第四号及び第五号に掲げる規定については、当該各規定)の施行前にようてその者について、それぞれ当該各号に定める名簿を作成している都道府県知事が与えた
○遠藤要君登壇、拍手	10 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。 第十九条の四第一号中「第百六条第二項」を「第一百四条の二第一項」に、「以下次号」を「次号」に改める。(地方税法の一部改正)
15 委員会におきましては、各会派の協議に基づき、林理事から各会派を代表して質疑が行われました。委員会におきましては、各会派の協議に基づき、林理事から各会派を代表して質疑が行われました。	11 文部省設置法(昭和二十四年法律第百四十六号)の一部を次のように改正する。 第五条第一項第十九号の四を削る。

16 委員会におきましては、各会派の協議に基づき、林理事から各会派を代表して質疑が行われました。委員会におきましては、各会派の協議に基づき、林理事から各会派を代表して質疑が行われました。	12 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(一部改正) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和四十二年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。
17 委員会におきましては、各会派の協議に基づき、林理事から各会派を代表して質疑が行われました。委員会におきましては、各会派の協議に基づき、林理事から各会派を代表して質疑が行われました。	13 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。 第二十三条第二項中「ものの外」を「もののはかに」「左の」を「次の」に改め、第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。(地方道路運送法の一部改正)
18 委員会におきましては、各会派の協議に基づき、林理事から各会派を代表して質疑が行われました。委員会におきましては、各会派の協議に基づき、林理事から各会派を代表して質疑が行われました。	14 地方道路運送法(昭和三十年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。 附則第三項から第五項までを削る。
19 委員会におきましては、各会派の協議に基づき、林理事から各会派を代表して質疑が行われました。委員会におきましては、各会派の協議に基づき、林理事から各会派を代表して質疑が行われました。	15 委員会におきましては、各会派の協議に基づき、林理事から各会派を代表して質疑が行われました。委員会におきましては、各会派の協議に基づき、林理事から各会派を代表して質疑が行われました。

針、一括法案についての政府の考え方、車検に関する過料の新設問題、データ通信回線利用の自由化、今後における法律廃止についての対応措置等でありまして、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案審査の過程において、防衛庁長官から過般の発言問題について遺憾の意が表明されました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(徳永正利君) これより採決をいたしました。障害に関する用語の整理に関する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(徳永正利君) 総員起立と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。次に、行政事務の簡素合理化に伴う関係法律の整理及び適用対象の消滅等による法律の廃止に関する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(徳永正利君) 過半数と認めます。

よつて、本案は可決されました。

○議長(徳永正利君) 日程第一四 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。文教委員長片山正英君。

### 審査報告書

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律案

等の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十七年七月六日

文教委員長 片山 正英

### 要領書

委員会の決定の理由

本法律案は、国・公立学校の教職員に係る年金の額の改定等に準じて、私立学校教職員共済組合法の規定による既裁定の年金の額を改定するとともに、標準給与の月額の上限及び下限の引き上げ等を行おうとするものであり、おおむね妥当な措置と認めた。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法律施行に要する経費として、昭和五十七年度一般会計予算に八千四百五十四万八千円が計上されている。

附帯決議

政府は、次の事項について検討し、速やかにその実現を図るべきである

一、長期給付に要する費用に対する国の補助率を百分の二十以上に引き上げるよう努めること。

二、財政再建期間終了後速やかに適正な利子を付して、その減額分の補てんを行うこと。

昭和五十七年度から同五十九年度までの間額減されこととなつた国庫補助額について

では、財政再建期間終了後速やかに適正な利子

について、必要な強化措置を講ずるよう努める

こと。

三、地方財政の実情にかんがみ、長期給付掛金に対する都道府県の補助を充実するため、必要な

措置を講ずるよう努めること。

右決議する。

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律案

等の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十七年六月十五日

衆議院議長 福田 一

### 要領書

委員会の決定の理由

本法律案は、(小字及び一は衆議院修正)昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律案

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律案

は、同表の中欄に掲げる率を乗じて得た金額を十二で除して得た金額(その額が四十二万円を超えるときは、四十二万円)を平均標準給与の月額とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

前項の規定の適用を受ける年金の受ける者が七十歳以上の者又は遺族年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合には、同項の規定にかかわらず、同項の規定に基づいて算定した額に、次の各号に掲げる額の十二倍に相当する額を加えた額に改定する。

一 退職年金 指除後の年数

年につき前項の規定により平均標準給与の月額とみなされた額の三百分の一(指除後の年数)の年数のうち十三年に達するまでの年数について、三百分の二に相当する額

二 遺族年金 指除後の年数一年につき前項の規定により平均標準給与の月額とみなされた額の六百分の一(指除後の年数のうち十三年に達するまでの年数について、六百分の二)に相当する金額

三 第一項の規定の適用を受ける年金を受ける者が八十歳以上の者である場合におけるその者に対する前項の規定の適用については、同項第一号中「三百分の一(指除後の年数のうち十三年に達するまでの年数について、三百分の二)」とあるのは「三百分の二」と、同項第二号中「六百分の一(指除後の年数のうち十三年に達するまでの年数について、六百分の二)」とあるのは「六百分の二」とする。

四 第一条の六第四項の規定は、第一項の規定の適用を受ける年金を受ける者について準用する。この場合において、同条第四項中「受ける者が七十歳」とあるのは「受ける者が七十歳又は八十歳」と、「前項」とあるのは「第一条の十四第二項又は第三項」と読み替えるものとする。

五 第一条の六第五項の規定は、第二項及び第三項並びに前項において準用する同条第四項の規定の適用につき準用する。この場合にお



十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員であつた期間の月数を乗じて得た金額に改定する。

### 一 五十三万三百七十六円

### 二 通算退職年金の仮定平均標準給与の月額

(前条第一項第一号又は第三項第一号に規定する通算退職年金の仮定平均標準給与の月額に十二を乗じて得た金額にその額が別表第八の上欄に掲げる金額の区分のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た金額と同表の下欄に掲げる金額との合算額(同表の下欄に金額が掲げられていないときは、同表の中欄に掲げる率を乗じて得た金額)を十二で除して得た金額をいい、その額が四十二万円を超えるときは、四十二万円とする。)の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た金額

### 一 五十三万三百七十六円

### 二 通算退職年金の仮定平均標準給与の月額

(当該通算退職年金の額の算定の基礎となつた平均標準給与の月額に十二を乗じて得た金額にその額が別表第八の上欄に掲げる率を乗じて得た金額にその額が別表第八の上欄に掲げる金額の区分のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た金額と同表の下欄に掲げる金額との合算額(同表の下欄に金額が掲げられていないときは、同表の中欄に掲げる率を乗じて得た金額)を十二で除して得た金額をいい、その額が四十二万円を超えるときは、四十二万円とする。)の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た金額

### 4

第六条の二第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金で昭和五十四年十二月三十日以前に旧法又は新法の退職をした組合員に係るもの額を改定する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「昭和四十九年九月分」とあるのは「昭和五十七年五月分」と、「前項第二号」とあるのは「第六条の十第一項第二号」と、「前項」とあるのは「第六条の十第一項」と、「昭和五十一年改正前の国家公務員共済組合法別表第二の二」とあるのは「昭和五十四年改正前の国家公務員共済組合法別表第二の二」(昭和五十一年九月三十日以前に新法の退職をした者については、昭和五十四年改正前の新法第二十五条において準用する昭和五十一年改正前の国家公務員共済組合法別表第二の二)と読み替えるものとする。

### 5

昭和五十六年三月三十一日以前に旧法又は新法の退職をした組合員に係る通算退職年金については、昭和五十七年五月分以後、その額を、その年金に係る通算退職年金の額を前各項の規定により改定するものとした場合の改定年金額の百分の五十に相当する額に改定する。

第六条第三項の規定は、前項の規定による年金額の改定の場合について準用する。この場合は、「第六条の十第一項から第三項まで」と読み替えるものとする。

### 別表第二の十六(第三条の十四関係)

改定前の年金額	改定年金額
一〇一、二〇〇円から 一六〇、〇〇〇円まで	五九一、七〇〇円
一一五、〇〇〇円	六四九、六〇〇円
一二九、六〇〇円	七三一、一〇〇円
一五〇、〇〇〇円	八四七、四〇〇円

別表第七の次に次の一表を加える。

### 別表第八(第一条の十四、第二条の十四、第六条の十関係)

金額の区分	率	金額
一、二八〇、〇〇〇円未満	一・〇五五	
一、二八〇、〇〇〇円以上四、六二二、二二三円未満	一・〇四五	一一、八〇〇円
四、六二二、二二三円以上	一・〇〇〇	二二〇、八〇〇円

### 6 第一条第二項の規定は、前各項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

前各項(第五項を除く。以下この項において同じ。)の規定により年金額を改定された通算退職年金で、その額の算定の基礎となつている第一項第二号又は第三項第二号に規定する。

3 昭和五十五年四月一日から昭和五十六年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による通算退職年金につ



昭和五十七年七月六日

地方行政委員長 上條 勝久

参議院議長 徳永 正利殿

## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における警備業の実情にかんがみ、警備業を営む際の要件を整備し、警備業を営もうとする者は、これに関する都道府県公安委員会の認定を受けることとともに、警備員指導教育責任者制度を設ける等警備員の指導及び教育についての規定を整備し、あわせて機械警備業に対する規制を新設する等の措置を講じようとするもので、おおむね妥当な措置と認める。

## 二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

## 官報号外

三、警備業者の欠格事由の審査並びに警備業者が行う警備員の欠格事由の調査にあたつては、個人の基本的人権を侵害するがないようにすること。

## 四、警備業者及び警備員は、警備業務を行うにあたり、労働者の労働基本権を侵害し、又は正当な争議行為その他労働組合の正当な活動に干渉することがないようすること。なお、良質な労働力の確保と適正な賃金が保障されるよう所要の措置を検討すること。

## 五、警備業者及び警備員が、業務上知り得た他人の秘密、プライバシーを漏らし、その他他人の基本的個人権を侵害することのないように指導すること。

## 六、警備業者が防犯等の警備業務のみならず防火・防災に関する業務をあわせて実施していることが多い実情にかんがみ、防火・防災業務のあり方について、消防・防災法令の趣旨に即して適切に対処すること。

## 七、検定制度の実施にあたつては、特定分野に限定することとするなど、各警備業務の実態を考慮し、事業の円滑な運営に支障が生じないよう配意すること。

## 右決議する。

## 警備業法の一部を改正する法律案

政府は、本法施行にあたり、次の事項について善処すべきである。

一、警備業を営む者の要件に関する改正規定の運用については、中小警備業者の排除とならないよう留意し、とくに警備員指導教育責任者制度の運用にあたつては、中小警備業者の健全な発展を妨げないよう配慮すること。

二、認定制度は、単に警備業の要件に該当しているか否かを事前に判断するための手続にすぎないことにかんがみ、認定にあたつては、本法が認定制度を設けた趣旨を尊重して慎重な運用を行ふこと。

参議院議長 徳永 正利殿  
衆議院議長 福田 一

6

この法律において「機械警備業」とは、機械警備業務を行う警備業をいう。

(認定)

第四条 警備業を営もうとする者は、前条各号のいづれにも該当しないことについて、都道府県

## 警備業法の一部を改正する法律案

## 警備業法の一部を改正する法律

## 第二章 警備業

第一条 警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

## 目次

## 第一章 総則(第一条・第二条)

## 第二章 警備業(第三条―第六条の三)

## 第三章 警備業務実施上の義務(第七条―第十一条)

## 第四章 教育等(第十一条・第十二条の三)

## 第五章 機械警備業(第十二条の四―第十二条の九)

## 第六章 監督(第十二条―第十六条)

## 第七章 雑則(第十六条の二―第十七条の三)

## 第八章 罰則(第十八条―第二十二条)

## 附則

## 第一章 総則

## 第二条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同項

## 第一号中「遊園地等」の下に「(以下「警備業務対象施設」という。)」を加え、同項第三項中「規定による届出をして」を「認定を受けて」に改め、同項に次の一項を加える。

5 この法律において「機械警備業務」とは、警備業務用機械装置(警備業務対象施設に設置する機器により感知した盗難等の事故の発生に関する情報を当該警備業務対象施設以外の施設に設置する機器に送信し、及び受信するための装置で総理府令で定めるものをいう。)を使用して行う第一項第一号の警備業務をいう。

## 第六条 警備業を営む者は、前各号のいづれにも該当しない場合を除くものとする。

## 第七条 営業所ごとに第十二条の三第一項の警備員人であつて、その法定代理人が前各号のいづれにも該当しない場合を除くものとする。

## 第八条 精神病者又はアルコール、麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者

## 第六条 譲業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者。ただし、その者が警備業者の相続人であつて、その法定代理人が前各号のいづれにも該当しない場合を除くものとする。

## 第七条 営業所ごとに第十二条の三第一項の警備員指導教育責任者を選任すると認められないことについて相当な理由がある者

## 第八条 第三条第一号中「三年」を「五年」に改め、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

## 一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ないもの

## 第九条 第四条を次のように改める。

## 第六条 譲業を営もうとする者は、前条各号のいづれにも該当しないことについて、都道府県

## 第二条の次に次の章名を付する。

## 第二章 譲業

第三条の見出しを「(警備業の要件)」に改め、同条第二号中「前号」を「第一号から第五号までのいずれか」に改め、同号を同条第八号とし、同号の前につき五号を加える。

三 最近五年間に、この法律の規定、この法律に基づく命令の規定若しくは处分に違反し、又は警備業務に因し他の法令の規定に違反する重大な不正行為で國家公安委員会規則で定めるものをした者

四 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為の他の罪に当たる違法な行為で國家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

五 精神病者又はアルコール、麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者

六 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者。ただし、その者が警備業者の相続人であつて、その法定代理人が前各号のいづれにも該当しない場合を除くものとする。

七 営業所ごとに第十二条の三第一項の警備員指導教育責任者を選任すると認められないことについて相当な理由がある者

八 第三条第一号中「三年」を「五年」に改め、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ないもの

九 第四条を次のように改める。

第六条 譲業を営む者は、前各号のいづれにも該当しないことについて、都道府県



て携帯しようとする護身用具の届出について、第六条第一項の規定は当該届出に係る事項の変更について準用する。この場合において、前条第二項中「用いようとする服装の色、型式」とあるのは、「携帯しようとする護身用具の種類、規格」と読み替えるものとする。

第十条の次に次の章名を付する。

第四章 教育等

第十二条「この法律により定められた義務を履行させるため」を「警備業務を適正に実施させるため、この章の規定によるほか」に、「行なう」を「行う」に改め、同条を同条第二項とし、同項の前に次の二項を加える。

警備業者及び警備員は、警備業務を適正に行なうようにするため、警備業務に関する知識及び能力の向上に努めなければならない。

第十一条の次に次の二条、一章及び章名を加える。  
(検定)

第十二条の二 公安委員会は、警備業務の実施の適正を図るために、国家公安委員会規則で定めるところにより、警備員又は警備員にならうとする者について、その知識及び能力に関する検定を行なうことができる。  
(警備員指導教育責任者等)

第十三条の三 警備業者は、営業所(警備員の属しないものを除く。)ごとに、警備員の指導及び教育に関する計画を作成し、その計画に基づき警備員を指導し、及び教育する業務で総理府令で定めるものを行う警備員指導教育責任者を、次項の警備員指導教育責任者証の交付を受ける者から選任しなければならぬ。受けている者のうちから、選任しなければならぬ。

ない。ただし、当該営業所の警備員指導教育責任者として選任した者が欠けるに至ったときは、その日から十四日間は、警備員指導教育責任者を選任しておかなくてもよい。

2 公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、警備員指導教育責任者資格者証を交付する。

一 公安委員会が国家公安委員会規則で定めるところにより警備員の指導及び教育に関する業務について行う警備員指導教育責任者講習を受け、その課程を修了した者

二 公安委員会が国家公安委員会規則で定めるところにより警備員の指導及び教育に関する業務について行う警備員指導教育責任者講習の実施を委託することができる。

三 前項の規定にかかるわらず、公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対する警備員指導教育責任者資格者証の交付を行わない。

（機械警備業務の届出）

第十四条の四 機械警備業者を管むる警備業者(以下「機械警備業者」という。)は、機械警備業務を行おうとするときは、当該機械警備業務に係る受信機器を設置する施設(以下「基地局」という。)又は送信機器を設置する警備業務対象施設の所在する都道府県の区域ことに、当該区域を管轄する公安委員会に、次の事項を記載した届出書を提出しなければならない。この場合において、当該届出書には、総理府令で定める書類を添付しなければならない。

一 未成年者  
二 第三条第一号から第五号までのいずれかに掲げる者  
三 次項第一号又は第三号に該当することにより警備員指導教育責任者資格者証の返納を命ぜられ、その日から起算して三年を経過しない者

いずれかに該当するに至つたとき。

二 働りその他不正の手段により警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けたとき。  
三 この法律、この法律に基づく命令又は第十一条の規定に基づく都道府県公安委員会規則の規定に違反し、その情状が警備員指導教育責任者として不適当であると認められるとき。

（廃止等の届出）

第十五条の五 機械警備業者は、前条の規定による届出をした公安委員会の管轄区域内における基地局を廃止したとき、その他当該区域内において機械警備業務を行わないこととなつたとき、又は同条各号に掲げる事項に変更があつたときは、当該公安委員会に、基地局の廃止等に係る事項その他の総理府令で定める事項を記載した届出書を提出しなければならない。この場合において、当該届出書には、総理府令で定める書類を添付しなければならない。

第十六条 機械警備業者は、基地局とともに、警備業務用機械装置の運用を監督し、警備員に対する指令業務を統制し、その他機械警備業務を管理する業務で総理府令で定めるものを行う機械警備業務管理者を、次項の機械警備業務管理者資格者証の交付を受けている者のうちから選任しなければならない。

第十七条の六 機械警備業者は、基地局とともに、警備業務用機械装置の運用を監督し、警備員に対する指令業務を統制し、その他機械警備業務を管理する業務で総理府令で定めるものを行う機械警備業務管理者を、次項の機械警備業務管理者資格者証の交付を受けている者のうちから選任しなければならない。

二 公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、機械警備業務管理者資格者証を交付する。

一 公安委員会が国家公安委員会規則で定めるところにより機械警備業務の管理に関する業務について行う機械警備業務管理者講習を受け、その課程を修了した者

二 公安委員会が国家公安委員会規則で定めるところにより機械警備業務の管理に関する業務について行う機械警備業務管理者講習を受ける者

三 前二号に掲げるものが、総理府令で定める事項

1 公安委員会は、警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、総理府令で定めるところにより、その警備員指導教育責任者資格者証の返納を命ずることができる。

2 公安委員会は、警備員指導教育責任者証の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、総理府令で定めるところにより、その警備員指導教育責任者資格者証の返納を命ずることができる。

3 第十三条第一号から第五号までに掲げる者の

るに至つた場合について、同条第三項の規定は機械警備業務管理者資格者証の交付について、同条第四項の規定は機械警備業務管理者資格者証の交付を受けた者について、同条第五項の規定は機械警備業務管理者講習について準用する。この場合において、同条第三項第三号中「警備員指導教育責任者資格者証の返納」とあるのは「機械警備業務管理者資格者証の返納」と、同条第四項第三号中「警備員指導教育責任者」とあるのは「機械警備業務管理者」と読み替えるものとする。

## (即応体制の整備)

第五十一条の七 機械警備業者は、都道府県公安委員会規則で定める基準に従い、基地局において盗難等の事故の発生に関する情報を受信した場合に、速やかに、現場における警備員による事実の確認その他の必要な措置が講じられるようにするため、必要な数の警備員、待機所(警備員の待機する施設をいう。以下同じ。)及び車両その他の装備を適正に配置しておかなければならぬ。

## (説明)

第五十二条の八 機械警備業者は、機械警備業務を行なう契約を締結しようとするときは、契約を締結しようとする相手方に對し、当該機械警備業務に係る基地局及び待機所の名称及び所在地、基地局において盗難等の事故の発生に関する情報を受信した場合に機械警備業者がとるべき措置その他総理府令で定める事項について説明しなければならない。

## (書類の備付け)

第五十三条の九 機械警備業者は、基地局ごとに、

次の事項を記載した書類を備えなければならない。

## い。

## 一 待機所ごとに、配置する警備員の氏名

二 警備業務対象施設の名称及び所在地

三 前二号に掲げるもののほか、総理府令で定める事項

## 第六章 監督

第五十三条第一項中「警察官」を「警察職員」に改め、「営業所」の下に「基地局若しくは待機所」を加え、同条第二項中「警察官」を「警察職員」に改める。

第五十四条中「第十条」を「第十条第一項」に改める。

第五十五条第一項中「第十条」を「第十条第一項」に改め、同条第二項を次のように改める。

二 公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、その者に対し、営業の廃止を命ずることができる。

一 第四条の二第三項又は第四条の四第三項の規定による通知を受けて警備業を営んでいた者

第五十六条第一項第一号若しくは第二号に該当すると認めた者又は当該公安委員会があらかじめ指定する医師の診断に基づき同条第五号に該当すると認めた者について、第一項の規定にかかわらず、聴聞を行わないで第四条の五、第十一条の三第四項又は前条の規定による処分をすることができる。正当な理由がなくて出頭しない者又は所在が不明であるため第一項の規定による通知をすることはできず、かつ、同項の規定による公示をした日から三十日を経過してもなお所在が判明しない者についても、同様とする。

第五十七条の二 第二項の規定により認定を取り消され

て警備業を営んでいる者

三 前二号に掲げる者のほか、第三条各号(第七号を除く。)のいずれかに該当する者で警備業を営んでいるもの(第四条の認定を受けている者を除く。)

四 第四条の五の規定により認定を取り消され

て警備業を営んでいる者

五 第四条の五の規定により認定を取り消され

て警備業を営んでいる者

六 第四条の五の規定により認定を取り消され

て警備業を営んでいる者

七 第四条の五の規定により認定を取り消され

て警備業を営んでいる者

八 第四条の五の規定により認定を取り消され

て警備業を営んでいる者

九 第四条の五の規定により認定を取り消され

て警備業を営んでいる者

十 第四条の五の規定により認定を取り消され

て警備業を営んでいる者

十一 第四条の五の規定により認定を取り消され

て警備業を営んでいる者

十二 第四条の五の規定により認定を取り消され

て警備業を営んでいる者

十三 第四条の五の規定により認定を取り消され

て警備業を営んでいる者

て準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による処分又は前条の規定による処

分(同条第二項第一号に掲げる者に係るもの)を除く。以下この条において同じ。)をしようとするときは、公開による聴聞を行わなければならない。この場合において、公安委員会は、当該処分に係る者に対し、処分をしようとする理由並びに聴聞の期日及び場所を期日の一週間前までに通知し、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

二 第四条の二第五項の認定証の再交付を受けようとする者

三 第四条の四第一項の認定証の有効期間の更新を受けようとする者

四 第十一条の二の検定を受けようとする者

五 第十一条の三第二項の警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けようとする者

六 第十一条の三第二項第一号の警備員指導教育責任者講習を受けようとする者

七 第十一条の六第二項の機械警備業務管理者資格者証の交付を受けようとする者

八 第十一条の大第二項第一号の機械警備業務管理者講習を受けようとする者

九 第十一条の二の法律の規定に基づき政令、総理府令、國家公安委員会規則又は都道府県公安委員会規則を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ政令、総理府令、國家公安委員会規則又は都道府県公安委員会規則で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に關する経過措置を含む。)を定めることができる。

## 第七章 雜則

## (手数料)

第十六条の二 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を都道府県に納めなければならない。

一 第四条の認定を受けようとする者

二 第四条の二第五項の認定証の再交付を受けようとする者

三 第四条の四第一項の認定証の有効期間の更新を受けようとする者

四 第十一条の二の検定を受けようとする者

五 第十一条の三第二項の警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けようとする者

六 第十一条の三第二項第一号の警備員指導教育責任者講習を受けようとする者

七 第十一条の六第二項の機械警備業務管理者資格者証の交付を受けようとする者

八 第十一条の大第二項第一号の機械警備業務管理者講習を受けようとする者

九 第十一条の二の法律の規定に基づき政令、総理府令、國家公安委員会規則又は都道府県公安委員会規則を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ政令、総理府令、國家公安委員会規則又は都道府県公安委員会規則で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に關する経過措置を含む。)を定めることができる。

十 第十一条の三 第二項の規定による手数料

十一 第十一条の三 第二項の規定による手数料

十二 第十一条の三 第二項の規定による手数料

十三 第十一条の三 第二項の規定による手数料

十四 第十一条の三 第二項の規定による手数料

十五 第十一条の三 第二項の規定による手数料

十六 第十一条の三 第二項の規定による手数料

十七 第十一条の三 第二項の規定による手数料

十八 第十一条の三 第二項の規定による手数料

十九 第十一条の三 第二項の規定による手数料

二十 第十一条の三 第二項の規定による手数料

二十一 第十一条の三 第二項の規定による手数料

二十二 第十一条の三 第二項の規定による手数料

二十三 第十一条の三 第二項の規定による手数料

二十四 第十一条の三 第二項の規定による手数料

二十五 第十一条の三 第二項の規定による手数料

二十六 第十一条の三 第二項の規定による手数料

二十七 第十一条の三 第二項の規定による手数料

二十八 第十一条の三 第二項の規定による手数料

二十九 第十一条の三 第二項の規定による手数料

三十 第十一条の三 第二項の規定による手数料

三十一 第十一条の三 第二項の規定による手数料

三十二 第十一条の三 第二項の規定による手数料

三十三 第十一条の三 第二項の規定による手数料

三十四 第十一条の三 第二項の規定による手数料

三十五 第十一条の三 第二項の規定による手数料

三十六 第十一条の三 第二項の規定による手数料

の法律の施行に関し必要な事項は、總理府令で定める。

### 第八章 罰則

第十八条の前の見出しを削り、同条中「三十万円以下の罰金に処する」を「一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」に改める。

第十九条中「十万円」を「二十万円」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 第四条の二第一項の規定による認定の申請をしないで、又はこれに係る同条第二項若しくは第三項の規定による通知を受ける前に警備業を営んだ者

第十九条第二号を同条第六号とし、同条第一号の次に次の四号を加える。

二 第四条の四第一項の規定による認定証の有効期間の更新の申請をしないで、認定証の有

効期間の満了後引き続き警備業を営んだ者  
三 第六条の三の規定に違反して他人に警備業を営ませた者

四 第十一条の三第一項の規定に違反して警備員指導教育責任者を選任しなかつた者

五 第十一条の四の規定に違反して届出をしなかつた者  
六 第十九条に次の一号を加える。

七 偽りその他不正の手段により第四条の認定又は第四条の四第一項の認定証の有効期間の更新を受けた者

八 第十条中「三万円」を「十万円」に改め、同条第一号及び第二号を次のように改める。

一 第四条の二第一項（第四条の四第四項において準用する場合を含む。）の認定申請書若し

くは認定証更新申請書又は添付書類に虚偽の記載をして提出した者

二 第四条の三の規定に違反して認定証を掲示しなかつた者

三 第十二条第二号を同条第八号とし、同条第二号の次に次の五号を加える。

三 第五条、第六条第一項（第九条第三項及び第十条第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）第九条第二項（第十条第二項において準用する場合を含む。以

下この号において同じ。）若しくは第十二条の五の規定に違反して届出をせず、又は第五

四 第六条第一項、第九条第二項、第十二条の四若しくは第十二条の五の届出書若しくは添付書類に虚偽の記載をして提出した者

五 第十二条の三第四項（第十二条の六第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づく処分に違反した者

六 第十二条の六第一項の規定に違反して機械警備業務管理者を選任しなかつた者

七 第十二条の九若しくは第十二条の書類を備え付けず、又はこれに必要な事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者

八 第二十二条中「刑」を「罰金刑」に改める。

九 第二十二条 第六条の二第二項の規定に違反して認定証を返納しなかつた者又は同条第三項の規定に違反して届出をしなかつた者は、五万円以

### 附 則

#### （施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### （経過措置）

2 この法律の施行の際現に改正前の警備業法（以下「旧法」という。）第四条の規定による届出をして警備業を営んでいる者（以下「旧法の警備業者」という。）の営む警備業については、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から三

月を経過する日（その日以前に改正後の警備業法（以下「新法」という。）第四条の二第一項の規定による認定の申請をした場合は、同

条第二項又は第三項の規定による通知がある日）までの間は、なお従前の例による。ただし、旧法の警備業者が施行日以後新たに機械警備業を営む場合には、当該機械警備業に係る機械警備業務の届出その他機械警備業に関する新法の規定を適用する。

3 旧法の警備業者が行う警備業務に従事する警備員については、前項に規定する期間が経過するまでの間は、なお従前の例による。

4 新法第十二条の三第一項の規定の適用については、施行日から一年間は、同項中「警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けている者」とあるのは、「警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けている者又は国家公安委員会の定めるところにより公安委員会が警備員の指導及び教育に関し知識経験があると認める者」とする。

5 新法第十二条の六第一項の規定の適用につい

ては、施行日から一年間は、同項中「機械警備業務管理責任者資格者証の交付を受けている者」とあるのは、「機械警備業務管理責任者資格者証の交付を受けている者又は国家公安委員会の定めるところにより公安委員会が機械警備業務の管理に關し知識経験があると認める者」とする。

6 この法律の施行前にした行為及びこの法律の施行においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

7 本則に次の一条を加える。  
〔上様勝久君登壇、拍手〕  
○上様勝久君　ただいま議題となりました法律案は、警備業について現行の届け出制を認定制に改め、警備業者及び警備員の欠格事由として、新たに覚せい剤中毒者及び暴力団員等を加え、警備員の指導・教育に関する規定を整備し、また、機械警備の業務を届け出制とするなど主な内容とするものであります。

委員会におきましては、法改正と中小警備業者の受けける影響、欠格事由の整備等と権利保護、労働争議等に対する警備員の介入の規制、消防警備業務の規制のあり方等の諸問題について熱心な質疑が行われました。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し、中小警備業者の健全な発展を妨げないよう配慮すること等七項目にわたる附帯決議を行つております。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(徳永正利君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(徳永正利君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用  
本法施行のため、特に費用を要しない。

附帯決議

政府は、種苗制度が我が国における育種振興と農業生産の向上に果たす役割的重要性にかんがみ、本法の施行に当たつては、本制度の円滑な運用が図られるよう、次の事項の実現に努めるべきである。

一、新品種保護制度の目的に沿つた育種の振興等を図るため、迅速な品種登録の審査に資するよう、データの蓄積、審査基準の設定、審査技術の向上に努めること。

二、種苗の国際交流の円滑化と農業者の適切な種苗選定に資するため、品種特性の公表等を推進するとともに、種苗の検査等の改善及び品種特性の維持管理に努めること。

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決しました。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十七年七月八日  
農林水産委員長 坂元 親男

[農林水産委員長 徳永 正利殿]

一、委員会の決定の理由

本法律案は、千九百七十二年十一月十日及び千九百七十八年十月二十三日にジュネーヴで改正された千九百六十一年十二月一日の植物の新品种の保護に関する国際条約の締結に伴い、品种登録を受けることができる外国人の範囲等について所要の改正を行おうとするものであつて、

種苗法の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。  
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十七年四月二十三日

衆議院議長 福田  
参議院議長 徳永 正利殿

(優先権)  
る場合(前号に掲げる場合を除く。)

第十二条の二 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める場合には、当該出願の時に、農林水産省令で定めるところにより、優先権を主張することができる。

種苗法の一部を改正する法律案  
種苗法の一部を改正する法律

種苗法(昭和二十二年法律第二百五十五号)の一部を改め

第十二条及び第十二条の二を次のように改め

(外国人に関する特例)

第十二条 日本国に住所及び居所(法人にあつては、営業所)を有しない外国人は、次の各号の一に該当する場合を除き、品種登録を受けることができない。

一 その者の属する国が、日本国民に対し品種の育成に関してその国の国民と同一の条件による保護を認める国(その国民に対し日本国民が品種登録を認める)ことを条件として日本国民に対し当該保護を認めることを含む。)であり、かつ、その者の出願品種につき品種の育成に関する保護を認める場合

二 前条第一号に規定する国であつて日本国民に対し日本國と同一の条件により優先権を主張する者に限る。同盟国出願のうち最先の出願をした日(以下「同盟国への出願日」という。)の翌日から一年以内に当該同盟国出願に係る品種につき同項の出願をする場合

一 同盟国に対する第七条第一項の出願に相当する出願(以下「同盟国出願」という。)をした者又はその承継人(日本国民若しくは同盟国に属する者又は日本國若しくは同盟国に住所若しくは居所(法人にあつては、営業所)を有する者に限る。同盟国出願のうち最先の出願をした日(以下「同盟国への出願日」という。)の翌日から一年以内に当該同盟国出願に係る品種につき同項の出願をする場合

一 その者が住所又は居所(法人にあつては、営業所)を有する国が、千九百七十二年十一月十日及び千九百七十八年十月二十三日にジュネーヴで改正された千九百六十一年十二月一日の植物の新品种の保護に関する国際条約の同盟国(同条約第三十四条の規定により日本国がその国との関係において同条約を適用することとされている国を含む。以下「同盟国」という。)であり、かつ、その者の出願品種につき品種の育成に関する保護を認め

一、種苗法の一部を改正する法律案  
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決しました。よつて要領書を添えて報告する。

出願についての品種登録を妨げる事由とはならない。

第十二条の十二の次に次の二条を加える。

(条約の効力)

第十二条の十三 新品種の保護に関する条約別段の定めがあるときは、その規定による。

附 則

1 この法律は、千九百七十二年十一月十日及び千九百七十八年十月二十三日にジュネーヴで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品种の保護に関する国際条約が日本国について

効力を生ずる日から施行する。

2 改正後の種苗法(以下「新法」という。)の規定は、この法律の施行の日以後にされる新法第七条第一項の出願から適用し、同日前にされた出願については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にこの法律による改正前の種苗法(以下「旧法」という。)第十二条の二の特定国出願をした者又はその承継人が、この法律の施行後において、同条の特定国への出願日の翌日から一年以内に当該特定国出願に係る品種につき新法第七条第一項の出願をする場合(新法第十二条の二第一項各号に該当する場合を除く。)には、その出願については、旧法第十二条の二の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

4 この法律の施行前にした行為及び附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる出願に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること。

〔坂元親男君登壇 拍手〕

○坂元親男君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、千九百七十二年十一月十日及び千九百七十八年十月二十三日にジュネーヴで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約の締結に伴い、品種登録を受けることができる外国人の範囲等につき所要の改正を行い、条約とこれに対応する国内法との整合性を図らうとするものであります。

委員会におきましては、種苗制度の運用経過、

品種登録の審査体制、品種特性の維持管理、優良

品種の普及促進、品種改良促進上の国際技術協力、国際条約加盟の効果等について質疑が行われました。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、

本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、各派共同提案による、迅速な品種登録の審査に努めること等四項目の附帯決議を全会一致で行いました。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(徳永正利君) これより採決をいたしました。

〔賛成者起立〕

○議長(徳永正利君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時五十分散会

議員	鶴岡 洋君	中野 鉄造君	徳永 正利君	森田 重郎君
副議長	大川 清幸君	渡部 通子君	秋山 長造君	秦 豊君
	和泉 照雄君	馬場 富君	長造君	三浦 八水君
	高木健太郎君	小西 博行君	吉夫君	岩本 政光君
	桑名 義治君	中野 明君	井上 喬夫君	井上 幸三君
	三木 忠雄君	大坪健一郎君	片山 正英君	堀江 正夫君
	伊藤 郁男君	太田 淳夫君	福島 茂夫君	内山 雅也君
	塩出 啓典君	宮崎 正義君	福島 敬雄君	板垣 正君
	原田 立君	前田 黙男君	福島 俊夫君	前島英三郎君
	井上 計君	藤原 房雄君	高橋 英夫君	田中 英夫君
	岩上 二郎君	田代富士勇君	高橋 伸二君	六五二
	峯山 昭範君	前田 駿男君	高橋 修二君	
	三治 重信君	藤原 房雄君	高橋 修二君	
	坂元 親男君	木村 道一君	高橋 修二君	
	矢追 秀彦君	細川 譲熙君	高橋 修二君	
	渋谷 邦彦君	鈴木 一弘君	高橋 修二君	
	栗林 重信君	柏原 ヤス君	高橋 修二君	
	中村 文造君	木島 順二君	高橋 修二君	
	小平 芳平君	多田 則夫君	高橋 修二君	
	中尾 辰義君	志村 愛子君	高橋 修二君	
	田渕 哲也君	木島 順二君	高橋 修二君	
	安井 謙君	白木義一郎君	高橋 修二君	
	勇君	藤井 恒男君	高橋 修二君	
	江田 青島	新谷寅三郎君	高橋 修二君	
	五月君	幸勇君	高橋 修二君	
	山田	白木義一郎君	高橋 修二君	
	安井	藤井 恒男君	高橋 修二君	
	勇君	新谷寅三郎君	高橋 修二君	
	江田	青島	高橋 修二君	
	五月君	幸勇君	高橋 修二君	
	坂野	坂野 重信君	高橋 修二君	
	重信君	坂野 重信君	高橋 修二君	

議員	森田 重郎君	田 英夫君
	秦 豊君	松尾 官平君
	三浦 八水君	内山 雅也君
	岩本 政光君	板垣 正君
	井上 幸三君	前島英三郎君
	堀江 正夫君	六五二
	降矢 敬義君	
	下条進一郎君	
	林 遠藤 要君	
	金井 元彦君	
	鶴崎 均君	
	中村 太郎君	
	都 善一君	
	白井 莊一君	
	安田 隆明君	
	北 修二君	
	竹内 潔君	
	林 寛子君	
	杉山 令肇君	
	村上 正邦君	
	森山 真弓君	
	井上 裕君	
	大河原太一郎君	
	岡部 三郎君	
	藤井 裕久君	
	高橋 圭三君	
	大島 友治君	
	上條 勝久君	
	坂野 重信君	
	斎藤栄三郎君	
	夏目 忠雄君	





同日内閣から、参議院議員秦豊君提出防衛庁のシーレーン防衛構想に関する質問については、検討する必要があり、これに日時を要するため、七月十四日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

同日内閣から、参議院議員秦豊君提出有事法制検討作業に関する質問については、検討する必要があり、これに日時を要するため、七月十四日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

去る六月三十日議長において、次のとおり常委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員  
決算委員  
補欠  
辞任

安武 洋子君	佐藤 昭夫君
長谷川 信君	八木 一郎君
瀬谷 英行君	丸谷 金保君
佐藤 昭夫君	安武 洋子君

去る一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

た國務大臣としての重任にあたらました元議員従二位勲一等青木一男君の長逝に対しつつしんで哀悼の意を表しようとやさしく弔詞をささげます。

同日内閣から、国民生活安定緊急措置法第二十八条の規定に基づく昭和五十六年十二月二十一日から昭和五十七年六月三十日までの間における同法の施行状況報告書を受領した。

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。

昭和五十七年七月九日 参議院会議録第一二二号 議長の報告事項

特許庁総務部長 鈴木玄八郎君	野田 哲君	加瀬 実君
労働大臣官房長 加藤 孝君	吉田 実君	増岡 康治君
労働大臣官房審議官 平賀 俊行君	吉田 実君	補欠
労働省労政局長 関 英夫君	吉田 実君	増岡 康治君
労働省労働基準局長 松井 達郎君	吉田 実君	補欠
労働省職業安定局長 谷口 隆志君	吉田 実君	増岡 康治君
労働省職業訓練局長 北村 孝生君	吉田 実君	補欠
自治大臣官房長 矢野浩一郎君	吉田 実君	増岡 康治君
自治大臣官房審議官 吉住 梅彦君	吉田 実君	補欠
同	吉田 実君	増岡 康治君
自治大臣官房長 矢野浩一郎君	吉田 実君	増岡 康治君
自治大臣官房審議官 吉住 梅彦君	吉田 実君	補欠
自治省行政公務員部長 坂 弘二君	田代由紀男君	吉田 実君
自治省財政局長 石原 信雄君	堀原 清君	吉田 実君
消防庁次長 大嶋 孝君	山中 郁子君	吉田 実君
同日内閣総理大臣から議長宛、経済企画庁調整局 長田中誠一郎君外十七名(同日議長承認)を第九十 六回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領し た。	上田耕一郎君	吉田 実君
去る五日議長において、次のとおり常任委員の辞 任を許可し、その補欠を指名した。	塙田十一郎君	吉田 実君
内閣委員	木村 晦男君	吉田 実君
辞任	佐藤 昭夫君	吉田 実君
補欠	山中 郁子君	吉田 実君
成相 善十君	大森 曜君	吉田 実君
佐藤 広君	木島 則夫君	吉田 実君
加瀬 実君	木村 晦男君	吉田 実君
和田 静夫君	佐藤 昭夫君	吉田 実君
矢田部 理君	山中 郁子君	吉田 実君
法務委員	梶原 清君	吉田 実君
辞任	梶原 清君	吉田 実君
補欠	清君	吉田 実君
増岡 康治君	近藤 忠孝君	吉田 実君
矢田部 理君	神谷信之助君	吉田 実君
災害対策特別委員	補欠	吉田 実君
公職選挙法改正に関する特別委員	補欠	吉田 実君

理事 精谷 照美君 〔目黒今朝次郎君の補欠

同日委員会において選任した理事は次とおりである。  
決算委員会  
理事 索谷 照美君 (目黒今朝次郎君の補欠)  
同日委員長から次の報告書が提出された。  
昭和五十五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使用調書(その2)審査報告書  
昭和五十五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使用調書(その2)、昭和五十五年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額調書(その2)、総調書及び各省各厅所管経費増額調書(その2)審査報告書  
昭和五十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使用調書(その1)、昭和五十六年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額調書及び各省各厅所管経費増額調書(その1)審査報告書  
昭和五十六年度特別会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使用調書(その1)審査報告書  
昭和五十五年度一般会計国庫債務負担行為総調書(その1)審査報告書  
昭和五十六年度一般会計国庫債務負担行為総調書(その1)審査報告書  
去る六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員	桧垣徳太郎君 成相善十君	国会法第四十二条第一項但書の規定によるもの
地方行政委員	源田 審君 源田 宏一君	国会法第四十二条第三項の規定によるもの
文教委員	福田 宏一君 志苦 裕君 源田 実君 村沢 牧君	国会法第四十二条第一項の規定によるもの
辞任	志苦 裕君 源田 実君 村沢 牧君	補欠
農林水産委員	宮之原貞光君 大木 正吾君	補欠
建設委員	岡部 三郎君 村沢 牧君 大木 正吾君	補欠
辞任	岡部 三郎君 村沢 牧君 大木 正吾君	補欠
予算委員	榎木 又三君 田代由紀男君	補欠
辞任	榎木 又三君 田代由紀男君	補欠
内閣委員	榎原 清君 源田 宏一君	補欠



郵政省電気通信局 小山 森也君 同

郵政省電気通信局 策局長 同

郵政省電気通信局 守住 有信君 次官 同

同日議長は内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第九十六回国会政府委員に任命することを承認した。

公正取引委員会 事務局取引部長 奥村 栄一君

科学審議官

郵政省電気通信政策局長 石渡 雄雄君

郵政省簡易保険局長 永岡 茂治君

郵政省郵務局長 魚津 茂晴君

郵政省電気通信局長 小山 森也君

同日内閣総理大臣から議長宛、公正取引委員会事務局取引部長奥村栄一君外四名(同日議長承認)を第九十六回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

昨八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

## 官報

内閣委員 同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任

成相 善十君 岡田 広君

法務委員 増岡 康治君

辞任 吉田 実君 山中 郁子君

文教委員 増岡 康治君

辞任 吉田 実君 増岡 康治君

補欠 吉田 実君

同日委員長から次の報告書が提出された。

七号)

農林水産委員

辞任 棚倉 藤吉君 高杉 延忠君

商工委員 高杉 延忠君

通信委員 坂倉 藤吉君

高杉 延忠君

高杉 延忠君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任 岡田 広君 成相 善十君

宮本 顯治君 山中 郁子君

寺田 熊雄君 本岡 昭次君

審査報告書

同日議長は内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第九十六回国会政府委員に任命することを承認した。

労働省職業安定局 増田 雅一君

同日内閣総理大臣から議長宛、労働省職業安定局

高齢者対策部長増田雅一君(同日議長承認)を第九

十六回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領

した。

同日議長は内閣総理大臣から議長宛、労働省職業安定局

高齢者対策部長増田雅一君(同日議長承認)を第九

十六回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領

した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を

許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を

世界でも初めてと言われる「緑の生命保険」制度が発足したことは意義があるが、その内容の植え替え費用を補てんするのがこの制度である。この危険性の多い事業である。

このような危険が生じた場合、一定規模以上の植え替え費用を補てんするのがこの制度である。

この見通しについて見解を伺いたい。

「緑」の持つ多様な機能・効果を十分発現されるよう配慮して植栽する必要があるが、この緑化木に関する次項について伺いたい。

(1) 乾燥地・寒冷地等植栽条件の厳しい地域においては、植栽後三年から五年経過するうちに枯死するものが多い。

この枯損木については再び公共予算の中から支出され、植え替えが実施されているが投

資効率の上からも重要視すべきである。

この枯損木の主たる原因は、植栽された樹木

の順化能力の範囲を超えた環境下に植栽され

たものである。

この枯損の主たる原因是、植栽された樹木

の順化能力の範囲を超えた環境下に植栽され

たものである。

建設省は、昭和五十六年より「公共用緑化

樹木の品質寸法規格基準」(案)を定めて、こ

れの運用を行っているが、この内容には、適

地・適種の樹種の選定による植栽の規定が欠

けている。

建設省は、これの対策をどのように考えて

いるか伺いたい。

(2) 建設省は、昭和五十三年樹木類の耐火性の上位は、常緑広葉樹に多いという内容の発表をしているが、常緑広葉樹類は寒冷・乾燥等には弱い樹種が多く寒冷・乾燥地ほど使用できなくなり北海道等に於いてはほとんど零といえる。

そこで、良好な植栽を行うためには良質な樹木が必要であるが、乾燥・寒冷・塩害等に優れた耐性を有する緑化木の開発を推進し、開発者の立場を保護するとともに、厳しい環境下に耐える樹木の特殊な性質を保護するため、適正な生産・流通が行えるよう措置すべきである。

特定の注意を要する樹木の植栽にあたっては、適正な樹木が生産されている産地等を指定して発注するなど、各発注機関への徹底が重要と考えるがどうか。

### 三 都市緑化事業の推進体制について

都市緑化事業は、建設省所管であるが、今後益々重要となる事業である。

そこで、都市緑化事業のより積極的な推進のため、制度の拡充・組織体制の強化が必要であり、法制化を検討すべきであるが、見解を伺いたい。

右質問する。

昭和五十七年六月二十二日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

参議院議長 徳永 正利殿

参議院議員藤原房雄君提出都市緑化に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤原房雄君提出都市緑化に関する質問に対する答弁書

### 一 について

植樹保険制度は、公共工事において植栽された樹木等が一年以内に枯損した場合、干害、風害、病害等による場合は保険金額の一定割合を超える損害額をてん補し、火災、落雷等による場合については損害額の全額をてん補する制度である。

本保険は、昭和五十六年七月から実施されておりが、今後、制度の趣旨の周知に伴い、普及するものと考えている。

### 二 について

都市における緑化の推進については、関係省庁間の連携、協調を図りつつ、既存の各制度・施策を積極的に活用するとともに、今後とも、

都市緑化に対する行政需要の増大に対応して、制度・施策及び組織体制の適正な運用が図られるよう努力してまいりたい。

### 三 について

都市における緑化の推進については、関係省庁間の連携、協調を図りつつ、既存の各制度・施策を積極的に活用するとともに、今後とも、

都市緑化に対する行政需要の増大に対応して、制度・施策及び組織体制の適正な運用が図られるよう努力してまいりたい。

### 四 について

都市における緑化の推進については、関係省庁間の連携、協調を図りつつ、既存の各制度・施策を積極的に活用するとともに、今後とも、

都市における緑化の推進については、関係省

め、開発された都市緑化用樹木の新品種につ

いては、種苗法に基づく品種登録制度によりその保護を図るとともに、適正な生産、流通を確保するため、都市緑化用樹木に関する情報の収集、提供に努めるほか、地域の環境に応じた適切な樹木が植栽されるよう発注機関を指導してまいりたい。

事件の反省に立つて、「一九七八年政府倫理法」を始めとする一連の法制を制定した。この法制は、正副大統領などの高級公務員及び上下両院の立候補者にも資産の公開を義務づけている。

日本においても政治倫理の確立のため、政治資金の收支の報告にとどまらず、右のような個人資産公開の法制が必要だと考えるが、この点に関連して特に次の二点を質問する。

一 國務大臣及び政務次官に就任しようとする者に対する、その就任時に、所有する預金・有価証券・不動産・負債などの資産の公開を義務づけるべきだと考えるが、政府としてはこの点についてどのように考えているか。

二 国会議員選挙に立候補する者に対する、立候補時に前項と同様の資産公開を義務づけるべきだと考えるが、どうか。

### 五 政治倫理の確立に関する質問主意書

(1) 地域に適した樹木の選定については、「公用緑化樹木の品質寸法規格基準」(案)とは別にかねてから指導を行つてきたところであるが、更にその本格的実施に際して指導の徹底を図つてしまいたい。

右質問する。

昭和五十七年六月十一日

江田 五月

参議院議長 徳永 正利殿

政治倫理の確立に関する質問主意書

### 一 について

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

六月八日、国民注目のロッキード事件の裁判で、被告人橋本登美三郎及び同佐藤孝行画「政治家被告」に対し、有罪の判決が言い渡された。

この犯罪は、右両被告人が、國務大臣又は政務

次官という政府の要職にある時の職務に関連して犯した犯罪であり、現内閣としても看過しえない性質のものである。

ロッキード事件発覚以来、歴代内閣は政治倫理の確立を公約しながら、実際には有効な政策努力を尽くしたとは到底言い難い状況にある。

アメリカ合衆国においては、ウォーターゲート事件の反省に立つて、「一九七八年政府倫理法」を始めとする一連の法制を制定した。この法制は、正副大統領などの高級公務員及び上下両院の立候補者にも資産の公開を義務づけている。

日本においても政治倫理の確立のため、政治資金の收支の報告にとどまらず、右のような個人資産公開の法制が必要だと考えるが、この点に関連して特に次の二点を質問する。

一 國務大臣及び政務次官に就任しようとする者に対する、その就任時に、所有する預金・有価証券・不動産・負債などの資産の公開を義務づけるべきだと考えるが、政府としてはこの点についてどのように考えているか。

二 国会議員選挙に立候補する者に対する、立候補時に前項と同様の資産公開を義務づけるべきだと考えるが、どうか。

右質問する。

昭和五十七年六月二十五日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

参議院議員江田五月君提出政治倫理の確立に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員江田五月君提出政治倫理の確立に関する質問に対する答弁書

一及び二について  
政治倫理確立の観点から政治家の個人資産公開の法制を設けることについては、事柄の性質上、政府としては、国会の審議、検討に待つべきものと考えており、御質問の点についてもその一環として検討されるべきものと考えている。

#### 一及び二について

然るに國は、これら民有地に厳しい建築制限及び土地利用制限を課したまま、計画の事業化については長期間にわたって放置し、買収交渉にも入らぬでいる。これは明らかに不當な行為である。

七 今まで積年にわたる権利制限による住民の損害について、国は何らかの補償を講すべきではないかと考えるが、どうか。

#### 右質問する。

昭和五十七年六月二十九日

参議院議長 総務大臣 鈴木 善幸

六 質問四及び五については、昭和五十八年度中に完了するよう措置すべきと考えるが、見解如何。

七 今日まで積年にわたる権利制限による住民の損害について、国は何らかの補償を講すべきではないかと考えるが、どうか。

然るに國は、これら民有地に厳しい建築制限及び土地利用制限を課したまま、計画の事業化については長期間にわたって放置し、買収交渉にも入らぬでいる。これは明らかに不當な行為である。

一 都市計画決定以来、既に二十三年余も経ているにもかかわらず、なお未買収地が一万四百平方メートルも残っている。これは明瞭に不當な行為である。

八 未買収地については、日地区に衆議院第一別館及び総理府別館を、I及びL地区に議員会館附属施設を、M<sub>1</sub>地区に国立国会図書館附属施設を、O地区に国立劇場附属施設を、それぞれ建設することを予定している。これらの未買収地の買収については、衆議院、文部省及び建設省がそれぞれ分担して行つてきているところであり、今後も施設整備の進捗に合わせ順次買収してまいりたい。

#### 四、五及び六について

九 未買収地一団地の官公庁施設に関する都市計画は、土地利用、交通等の現状及び将来の見通しを勘案して、適切な規模で必要な位置に定められているものであり、未買収地についても、施設整備の進捗に合わせ順次買収していくこととしているので、当該都市計画の区域から除外することは妥当ではないと考える。

十 未買収地については、從前から土地所有者の申出により積極的に買収交渉に応じていているところであるが、今後、更に買収を円滑に推進するよう努めてまいりたい。

十一 未買収地については、從前から土地所有者の申出により積極的に買収交渉に応じていているところであるが、今後、更に買収を円滑に推進するよう努めてまいりたい。

#### 外号(号)報

東京都市計画一団地(霞ヶ関団地)の官公庁施設についての都市計画の見直しに関する質問主意書

昭和五十七年六月十九日

二宮 文造

参議院議長 德永 正利殿

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

一 都市計画決定以来、既に二十三年余も経ているにもかかわらず、なお未買収地が一万四百平方メートルも残っている理由如何。

二 未買収地については、如何なる都市施設計画があるのか、地区別に説明されたい。

三 未買収地の地区別の買収完了予定期についても説明されたい。

参議院議員二宮文造君提出東京都市計画一団地(霞ヶ関団地)の官公庁施設についての都市計画の見直しに関する質問に対する答弁書

参議院議員二宮文造君提出東京都市計画一団地(霞ヶ関団地)の官公庁施設についての都市計画の見直しに関する質問に対する答弁書

参議院議員二宮文造君提出東京都市計画一団地(霞ヶ関団地)の官公庁施設についての都市計画の見直しに関する質問に対する答弁書

参議院議員二宮文造君提出東京都市計画一団地(霞ヶ関団地)の官公庁施設についての都市計画の見直しに関する質問に対する答弁書

東京都市計画一団地(霞ヶ関団地)の官公庁施設についての都市計画の見直しに関する質問主意書

霞ヶ関団地の官公庁施設に関する都市計画は、用意のある旨を地権者に通知し、早急に買収す

一及び三について  
霞ヶ関団地内の官公庁施設については、緊急に整備を行う必要のある施設から逐次整備を行つてあるところである。未買収地についても、施設整備の進捗に合わせ、引き続き買収を行うこととしている。

四 具体的計画もなく、かつ買収の見通しが立つてない民有地については、既に計画の必要性がなくなつたものと見做して、計画区域から除外すべきだと考えるが、どうか。

五 計画上必要な未買収地については、買収することとしている。

あり、財産権の行使の自由に対する特別な制限ではなく、補償を要するものではない。

- 二 ように考えているか。  
 二一 わが国として、参加することには何らかの妨げがあると考えるか。

右質問する。

ペルシア湾と南西アジアの安全保障のための主要国協議機構に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十七年六月二十一日  
参議院議長 徳永 正利殿

秦 豊

ペルシア湾と南西アジアの安全保障のための主要国協議機構に関する質問主意書

昨年二月、米外交関係評議会、英國立國際問題研究所、仏国際関係研究所、西独外交研究所の共同研究をふまえた報告書が発表された。「西側世界の安全保障、ペルシア湾と南西アジアの安全保障のため、米、英、仏、西独、日本の西側五大国による協議機構を創設し、この地域での危機管理と情勢判断に当たる。危機発生の際は軍事担当者を交えてその対応を調整し、次にとるべき手段を計画する。」ことをめざしている。

昨年行われたレーガン・サッチャー会談でも

の問題がとり上げられ、英側が一定の評価を与えたとされているが、日本政府としての見解を伺つておきたい。

一 この協議機構の創立そのものに対するはどの

八四 戸塚 進也君  
一一〇 高平 公友君  
一一五 吉田 実君

昭和五十七年六月二十九日

内閣総理大臣 鈴木 善幸  
参議院議長 徳永 正利殿

参議院議員秦豊君提出ペルシア湾と南西アジアの安全保障のための主要国協議機構に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員秦豊君提出ペルシア湾と南西ア

ジアの安全保障のための主要国協議機構に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の報告書にある構想について政府間で現実に検討が進められているというようなことは承知していないので、政府としては、この構想につき見解を述べることは適当でないと考える。

[参照]

六月二十一日議長において、左のとおり議席を変更した。

三三一 細川 譲君  
七六 堀内 梶夫君

第二十一号中正誤

ペレ 段行 誤 正  
一六 一からこれはは  
終わり  
四 これはは

明治三十五年三月三十日  
郵便物記可日

昭和五十七年七月九日 參議院会議録第二十二号

六六一

發行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号  
大藏省印刷局  
電話 東京 三四一〇二二(大代) 平 105

二定価  
二二〇円  
一部